

衆議院 環境委員会 議 録 第 六 号 (その一)

平成九年四月二十二日(火曜日)

午前九時三十分開議

出席委員

委員長 佐藤謙一郎君

理事 杉浦 正健君

理事 村上誠一郎君

理事 長内 順一君

理事 小林 守君

大野 松茂君

桜井 郁三君

鈴木 恒夫君

園田 修光君

大野由利子君

中村 鋭一君

松崎 公昭君

秋葉 忠利君

出席國務大臣

内閣総理大臣 橋本龍太郎君

國務大臣 石井 道子君

(環境庁長官)

出席政府委員

環境政務次官 鈴木 恒夫君

環境庁長官官房 岡田 康彦君

環境庁企画調整 田中 健次君

局長 環境庁企画調整 浜中 裕徳君

局長 環境地球環境部長 澤村 宏君

局長 環境庁自然保護 野村 瞭君

局長 環境庁大気保全 渡辺 好明君

局長 環境庁水質保全 三本木 徹君

委員外の出席者

厚生省生活衛生 局水道環境部環

境整備課長 仁井 正夫君

資源エネルギー 庁公益事業部発 真木 浩之君

電課長 建設省河川局開 竹村公太郎君

発課長 環境委員会調査 鳥越 善弘君

室長

委員の異動

四月二十二日

補欠選任

奥山 茂彦君

辻元 清美君

同日

秋葉 忠利君

補欠選任

土井たか子君

本日

環境影響評価法案(内閣提出第七八号)

派遣委員からの報告聴取

この際、昨二十一日、本案審査のため京都府に

委員を派遣いたしましたので、派遣委員からの報

告は、便宜私からいたします。

派遣委員は、団長として私、佐藤謙一郎と、持

永和見君、田端正広君、藤木洋子さん、大野松茂

君、奥山茂彦君、砂田圭佑君、目片信君、大野由

利子さん、武山百合子さん、桑原豊君、辻元清美

さんの十二名でありました。

現地における会議は、京都宝ヶ池プリンスホテ

ルにおいて開催し、まず私から、派遣委員及び意

見陳述者の紹介並びに議事の順序等を含めてあい

さつを行った後、意見陳述者より意見を聴取し、

これに対し各委員より熱心な質疑が行われまし

た。

意見陳述者は、中央環境審議会企画政策部会長

森脇昭夫君、環境総合研究所所長・環境行政改革

フォーラム代表幹事青山貞一君、京都大学大学院

理学研究科教授・京都大学総合博物館長河野昭一

君、全国公害弁護団連絡会議事務局長・弁護士村

松昭夫君、名古屋大学名誉教授島津康男君の五名

でありました。

以下、その陳述内容につきまして、簡単に御報

告申し上げますと、中央環境審議会における主要

な論点及び検討経緯並びに法案に対する見解、環

境庁長官の意見形成に当たつての第三者的な審査

機関設置の必要性、本法を拘束力を持った実体的

性格とする必要性、透明で公正な実効ある制度

とするための住民参加の位置づけ、身近な自然環

境の保全と環境影響評価のあり方等について、そ

れぞれの立場から、意見、要望が述べられました。

次いで、各委員から陳述者に対し、環境庁長官

の意見形成のための第三者機関設置の必要性とそ

のあり方、事業実施後の事後調査のあり方、対象

事業の選定に関する住民参加の必要性、許可認可の

決定過程における透明性の確保、情報公開の必要

性と公開を妨げる要因等の諸問題について質疑が

行われ、滞りなくすべての議事を終了いたしました。

以上が会議の概要であります。議事の内容は

速記により記録いたしましたので、詳細はそれに

よって御承知願いたいと存じます。

なお、今回の会議の開催につきましては、地元

の関係者を初め、多数の方々には多大の御協力をい

ただきました。ここに深く感謝の意を表し、報告

を終わります。

お諮りいたします。

現地における会議の記録が後ほどでき次第、本

日の会議録に参照掲載したいと存じますが、

御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのとおり決しました。

〔会議の記録は本号(その二)に掲載〕

○佐藤委員長 質疑の申し出がありますので、順

次これを許します。長内順一君。

○長内委員 おはようございます。新進党の長内

順一でございます。

今回の環境アセスメント法案につきましては、

先日、趣旨説明に対する質問を本会議場でさせて

いただきました。きょう、なおかつ一部確認をし

たい部分がございますので質問をさせていただきます

というふうに思っています。よろしく願います。

まず、率直に申し上げますけれども、今回の法

案、大変御努力されて、内容的には評価される部

分が非常にたくさんあるというふうに私も思っ

ております。しかしながら、一部、特に地域の声だ

とかそれから自治体の声、こういうものをどうい

うふうに受けとめていくのかという点につきま

しては、私は考えるべきものがあるのではない

か、こんなふうに思っているところでございま

す。

初めに、政令市の件についてお尋ねをしたいと

思うわけでございます。

政令都市につきましては、御存じのように、い

ろいろな制度が都道府県と同じような格付にあるのではないかと、私はこんなふうに思っております。ところが、今回の法案の中では、この政令市の市長の意見は直接事業者の方に述べることでござい、こういう形になっているわけではございません。私なんか地元が札幌市という政令都市なものですからこたわるわけではございませんけれども、政令市自体が国から機関委任を受けている仕事というのは非常に広く、またその責務というものは重いものがあると感じ取っております。

そんな中で、やはり環境保全のために政令市も一生懸命取り組んでいるわけですから、従前どおり都道府県知事と同格で事業者に直接意見を述べられる、そういう場が私はぜひとも必要と考えるわけでございまして、この点につきまして、まずお伺いをいたしたいと思います。

○田中(健)政府委員 政令指定都市が事業者に対して直接意見を述べることにしてはどうかという御質問でございまして、事業者側から見ますと、行政の意見はできるだけ集約をされて述べられることが望ましいということがございます。また、法案が対象といたします事業は広域的な環境影響が懸念されるものでございまして、広域的な環境行政に責任を有しております都道府県知事が地方公共団体レベルの意見を取りまとめるということが適当であるということで、原案のようなことにしておるわけでございます。

お話にございましたように、政令指定都市に係ります地方自治法の大都市特例がございすけれども、都道府県が行う市民の日常生活に直接関連を有します社会福祉の事務等を大都市に移譲をしていけるものでございまして、今回の法案のように、知事と市町村長の両者の意見を聞くこととしていける仕組みに大都市特例はなじまないということとございまして、こういう理由によりまして、その他の一般の市町村と同様に、都道府県知事が市町村長の意見を聞いて事業者に意見を述べる仕組みとしたものでございます。

都道府県知事が事業者に意見を述べるに当たり

ましては、御案内のとおり、法案上「市町村長の意見を勧める」ということになっておるところでございまして、市町村長の意見は地域の実情を踏まえた貴重な意見として取り扱われるというふうな仕組みにはなっておりますことを、御理解をいただきたいと思っております。

○長内委員 御回答はそういう視点もあるのかと思いますが、実際にはどうなんですか、一般の市町村から見たら、大変狭い地域というふうな今お話をいたしましたけれども、私なんかは政令市というの、人口だけではなくて、面積的にもかなり広いものがあるというふうなことを考えてございまして、どこから考えても、従来の仕事を見ておりまして、知事と政令市の市長というのと同格でほとんど話をしております。それが、地域の開発とか保全とか、こういう問題について一々知事を通さなければならぬということとはまことにいざい状態になるのではないかな、この辺についてはさらに御検討をお願いしたい、こんなふうに思います。

ちよつと時間の関係もありますので、進みたいと思ひます。それから次に、今申し上げましたように、都道府県の知事が準備書の段階で意見を述べられる、こういうふうな法案の二十条の第一項ではなっておりまして、ただ、ここで問題になるのは、「政令で定める期間」というふうになっております。

これなんかは、私はもつと柔軟に対応していただきたい。例えば、開議アセスで申しますと、これなんかは三月、いわゆる九十日間しか時間が無いわけですよ。これは、意見を述べよといつても非常に検討期間が短過ぎる。したがって、本場にまじめにこの問題に対して意見を言いたいといった場合、期間としては例えば三月月間というのはいかなる期間でございまして、改めて、この知事が意見を申し出る期間、例えば知事の方から延長などの話があった場合それに応じるとか、もつとやわらかく考えるべきであると思ひますけれども

も、この点についてはいかがでございしようか。

○田中(健)政府委員 本法は、国が関与をいたします大規模事業について、全国どこでも同じ手続で環境影響評価が行われることが適当であるという考えでございまして、また、そういうことで、地域によって手続の内容が異なる場合には隣接県で手続の進行が異なるおそれがあるなどございまして、弊害がいろいろあるというふうなことを考えております。

したがって、知事意見の提出期間については、政令によりましてやはり統一の期間を定めることが適当だということとございまして、政令でその期間を定めるということにいたしておるところでございまして。

それで、知事意見の提出期間につきましては、先生今お話をいたしましたように、これまでの開議決定によります要綱の運用の実態、それから、地方公共団体の制度がございすけれども、これの運用の実態等を考慮いたしまして、政令において適切な期間を定めていきたいというふうな考えでおります。繰り返しますけれども、本法、手続法を定めるということでございまして、手続等につきましては統一の期間にいたしたいというふうなことを考えておる次第でございまして。

○長内委員 今も地域のお話がありましたけれども、私のところは北海道なんです、実際に意見を述べよと言われて、条例では審議会なんかをやります。それから、それに基づいて、現地がどうなっているか調査をするわけですね。半年は雪で埋まっているわけですよ。そうすると、三月の間に、今、これから期間については考えていただけるというお話でございす、雪の下に埋まっている状況では決められた期間の中で現地調査はできません。したがって、この期間については十分考慮していただくよう改めてお願いをしたいと思います。

それから、続きまして、一つのアセスメントが終わる、ところがなかなか事業に着工できないというケースがあるかと思ひます。この場合の対応ということ、私は、柔軟にそして積極的に考えるべきであると思ひます。

例えば、最近になりました、諫早湾の干拓の問題とか、それから中津川の問題とか、また、北海道におきましては千歳川の放水路とか、土幌鉄道の問題とか、ナキウサギがいるということ、なかなか進まないわけですが、かなり前に事業が計画されていて、これが何らかの理由で実現していない、着工していない、こういうものについては、時がどんどんたっているわけですから、これは改めてアセスメントをし直すといひますか、踏み込んでいくというふうなことも必要だ、こんなふうに私は考えておりますが、いかがでございすか。

○田中(健)政府委員 本法は、環境影響評価の結果を許可等に反映させる仕組みでございまして、環境影響評価の手続が終了しました後、許可等がなされた事業につきましては、事業の実施に対するその許可等が見直される場合はともかくといたしまして、環境影響評価を再実施をするというものを一律に法律上の義務として課することはなかなか難しいのではないかとこのように考えております。

また、環境の状況の変化が当該事業者以外の特定の者の行為によることが明らかな場合があるなど、事業者が再実施を義務づけるということは必ずしも合理的とは考えられない場合もあるわけでございます。

そうしたことで、この法案におきましては、一定の場合を特定をして必ず再実施をするということと義務づけるということまではいたしてございせん、事業者が再実施できる旨の規定を置くことによりまして、実質上、適切に再実施が行われるように措置をいたしたものでございまして。

○長内委員 ちよつと長官、「時」のアセスメントという言葉、聞いたことあるでしょうか。あるか、ないかで結構ですけれども、もし聞いたことがあれば、御感想なんかもちよつといたしたい

と思います。突然で済みません。
○石井国務大臣 今まではちょっと聞いたことがございませでした。

○長内委員 ごもつともだと思います。

これはローカル版でありまして、実は北海道で、自然ということを非常に大事に考えてございまして、その中で今私が申し上げましたようなさまざまな事情から事業が停滞したり、それから時間が非常にかかり過ぎるといった場合の施策に、時の流れという一つの物差し、客観的な物差し、つまり時代の変化を踏まえて事業を再評価していかう、こういうことを今施策として盛り込んでいくわけでありまして。

私、行政というのは非常にまじめな取り組みをしていると思うのですよ、基本的には。ですから、その基本には、何か間違いを起こしちゃいけないだとか間違いがあつてはいけないだとか、こういう思いがありまして、それが逆に、一度始めた事業は何としてでも貫徹するというような姿勢があるのではないかな。私は、間違いが許されないというその観念が、事業の先送りだとか、それから硬直的な物の考えに、大変失礼な言い方になります、つながつていくのではないかな。これからは、間違いはあるとあるというより、時代のバックグラウンドがどんどん変わつてくれば、それに応じた形の事業の評価をすべきである、こんなふうにも考えておるわけでありまして。

そんな意味では、今の局長の答弁、もう一度。例えば東京なんかは、あれは事業から五年ですか、五年たつたら見直すだとか、具体的に踏み込んでございませぬ。期間を設定するだとか、それから、環境庁長官が意見を述べて、これについては非常に長くかかっている、したがって、そろそろ見直しをしてもいいんじゃないかなとか、そういう措置があつてしかるべきじゃないか、固定的に考えることはないというふうに思いますが、局長、いかがですか。短目をお願いします。

○田中(健)政府委員 先ほど御答弁申し上げます。たが、私もといたしましては、先生御指摘のように、環境の状況の著しい変化といった条件をアセス実施後の経過年数で定型的に判断するのは非常に難しい、こういうふうな考えております。したがって、その間に環境の状況がいろいろ変わつてきた、あるいは予測の前提が崩れておるか、もわからない、こういうときには事業者が再実施できる旨の規定を置いておるところでございます。

御指摘の「時」のアセスのお話、これは、先生今お話ございましたが、環境の状態の変化というだけではなくて、社会的状況や必要性の変化等を踏まえた、施策そのものの再評価のことではないかというふうな考えられるわけでございます。この場合においては、基本的には、それぞれの事業を所掌いたします主務省庁において判断されるべきことではないのかな、こういう考えがいたします。

○長内委員 局長、そうなんです。これは施策についてなんです、私が申し上げているのは、環境影響評価についてもそういう視点を取り入れるべきである、一度やつたとしても、時代がもう十年も十五年もたてば、周りの地形も変われば経済の状況も変われば人の流れも変わる、その中でやはり柔軟に対応する、そういう必要があるのではないか、このような視点で申し上げましたので、御了解というか、御理解をいただきたいというふうに思っています。

それでは、あと、実はこの間の本会議でも何かつた点でございませぬ、端的にお答えいただきたいと思ひます。

今、環境影響評価がずっと段階を追つて今回返されるようになってございませぬけれども、今、海外ではそれよりももっと先進的な、計画段階だとか構想段階でこのアセスメントをきちつとやつていこう、特に政府の行う事業についてはこれはしっかりやつていかなければならない、こんな方向にあるというふうな伺つております。

うのでしようか、これについて先般代表質問で環境庁長官にお伺ひいたしましたところ、やはり国際的な動向だとか、それから我が国の状況をしっかりと踏まえた上でこれについては積極的に取り組んでいくんだ、こういう力強い御答弁をいただきました。

これは具体的に長官にお伺ひしたいんですが、今後どのような形で取り組んでいかれるのか、お示しをいただきたいと思ひます。

○石井国務大臣 環境基本法第十九条におきまして、国は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定、実施するに当たっては、環境の保全について配慮することとされております。そして、個別の事業の計画や実施に枠組みを与える政府の計画や政策につきましても、環境の保全上の配慮が必要であると考えております。

このたびの法案におきましては、我が国の過去の実績などを踏まえまして、港湾における土地利用等のマスタープランであります港湾計画についてのアセスメントを盛り込んだところでございませぬが、今後、中央環境審議会の答申に従ひまして、国際的な動向や我が国での現状を踏まえて、政府の計画や政策についてのアセスメントの手段等のあり方について具体的に検討を進めていく所存でございませぬ。

○長内委員 具体的に検討ということでありませぬから、このようなことも含めて、やはりまだまだこの環境アセスメントの法律の身についてこれから十分議論をし、そして本当に純粋な気持ちでこの環境アセスメント法案が、要するに社会の中で信頼を勝ち得て、そしてこれからの次世代へ向かつて環境を保全していく有効な手段になり得るようさらに御尽力をお願いしたい、こんなふうな考えものでございませぬ。

それでは、もう総理もお見えになりましたので、次の質問にちよつと入りたいと思ひます。

実は、ダイオキシンの件について、残つた時間わずかでございますが、触れてみたいと思ひます。総理のお時間がありますので、答弁は、済み

ませんが、簡単に、端的にひとつお願いしたいと思ひます。

四月の十一日に、例のあのダイオキシンの発生の源と言われております一般廃棄物の焼却施設、一千八百五十四施設の調査報告が行われているわけでございます。これは厚生省の暫定基準八十ナノグラム以上のものについて調査を行っているわけでございますが、この調査の結果について若干伺ひたいと思ひます。

報告されているその施設が、一千八百五十四施設に報告を求めているのに対して、わずか六二%の一千五百五十四施設しか回答がない。私は、この問題につきましても非常に重要な問題だというふうな考えておりました、この数字というのはまことに低調な、ひよつとしたダイオキシンの問題について意識が非常に低いんではないだろうか、こんな点を懸念をしているわけでございます。そこで、厚生省としてこの数字、どのように御判断されているのか。

それからもう一つ、千八百五十四施設について調査をしております、残り七百四施設、回答がありません。これはどういうことなのか。今言つたような意識の低さなのか。私は、この都道府県について、一体どこの都道府県が回答がないのか、これについてもお示しをいただきたいと思ひます。

○三本木説明員 調査のおくれている理由でございませぬけれども、ダイオキシン類の測定分析には高度な機材及び熟練した人員を必要とするため、測定が可能な分析機関の数が少なく、また、測定に時間を要することから測定がおくれているのではないかと認識しております。

厚生省といたしましては、いまだ報告のない施設につきましては、早急に測定、報告するよう県を通じて市町村を指導しているところであります。今後とも引き続き強力に指導してまいりたいと考えております。

なお、都道府県単位での報告の少ないところという御指摘でございますけれども、一応すべての

都道府県において未報告の施設は残っておりま
す。県によりましては報告した率が少し差はござ
いますけれども、残っております。したがいまし
て、いまだ報告のない施設につきましては、早急
に測定、報告するようあわせて指導していきたい
と考えております。

○長内委員 やはりこのダイオキシンのついて
の、私も今まで認識が非常に薄くて、この問題に
対しての関心度というのは低かったなというふう
に自省をしておりますけれども、御案内のよう
に、ダイオキシンというのは全く自然界には存在
しない化学物質で、人類がつくり出した最強最悪
の毒物とも言われているわけでありまして。これは
サリンの二倍だとかというふうにも何ってござい
ます。

極めてショッキングな事例としては、あのベト
ナム戦争で枯れ葉剤としてまかれた。ドクチャ
ン、ベトナムのあの姿を見れば、本当に重大な
ことだなという意識に立つわけでありまして。こ
れは、今回のことで、人間の命だとかそういう
ものと、それから、何というんですか、焼却の
施設に対するコスト、これをはかりにかけるよう
な状況ではならないというふうに思うわけです
よ。だから、そんな意味からしますと、もっと強
力に何がどうなっているのかしつかり調査する
必要があるのではないか、こんなふうに思いま
す。

そこで、今回の調査、総点検調査といいな
が、なぜ一般廃棄物の公共施設だけで調査をされ
たのか。例えば学校だとか病院だとか、ほかにも
民間施設がございます。それからさらに、産業廃
棄物の施設、これなんかは実際に相当の量のダイ
オキシンが発生しているという報告もあるわけで
ございまして、そんな意味では、総点検と言うか
らにはこういうところもきちっと調査すべきだと
いうふうに考えますが、いかがですか。

○三本木説明員 ダイオキシンの発生源といし
ましては、市町村が設置するごみ焼却施設以外に
も数多くあるというふうには承知しておりますけ

れども、実際のダイオキシンの発生量を見てみま
すと、この市町村のごみ焼却施設から八割ないし
九割が排出されているのではないかとというふう
に言われております。そういう意味で、優先的にそ
の実態を把握するために、市町村のごみ焼却施設
を対象に調査の実施をお願いしたところでござい
ます。

当然でございしますが、この状況を踏まえた上
で、御指摘のその他の焼却炉についても、今後そ
の対策について検討してまいることとしてござい
ます。

なお、産業廃棄物の焼却炉におきます焼却量と
いうのは、この都市ごみ焼却炉に比べますと極め
てわずかであるということもございしますが、地域
の状況では、産業廃棄物施設が集中しているとい
う問題もございしますので、そういうことも踏ま
えた上で、この実態について、今後の対策につ
いて十分検討してまいりたいと考えております。

○長内委員 実際に、例えば埼玉県所沢市、あ
そこでは市で条例をこの間つくりましたね。これ
はほとんど産業廃棄物です。だから、産業施設
というのは少ないとおっしゃっているけれども、
私、先ほど言いましたように、この単位を見ます
と非常によくわかるのですが、例えば、基準でい
きますと、○・一ナノグラムとかピコグラムだ
とか、もう一グラムの何兆分の一、何十億分の一
という単位で基準をこしらえているではありません
か。これはいかに猛毒性の高いものかという裏
づけになると思います。

そんな意味では、今おっしゃったように、早急
に総合的なダイオキシンの実態調査を私はやるべ
きだ、こんなふうに思いますが、もう一度お願い
したいと思えます。

○三本木説明員 一般廃棄物のごみ焼却施設につ
きましては、現在その対策を至急立てるというこ
ともしております。それから、産業廃棄物焼却炉
については、実態のみならず、既に、規制をする
べく今作業をしております。その点だけ御報告さ
せていただきたいと思います。

○長内委員 この手のいろいろな法案、例えば環
境庁においては大气污染防治法、それから厚生省
におきましては廃棄物処理法ですか、こういう中
において基準だとか何かが決められておりますけ
れども、これが法律によって規制されているとい
う事実はありません。

時間の関係もありますので、最後に、この問題
について、私は、これから法的規制も含めて取り
組んでいくべき、こんなふうに考えております
が、それぞれの省庁からの御答弁をいただいて終
わりたと思います。

○野村(環)政府委員 環境庁といたしましては、
ダイオキシンの問題は、国民の健康への影響を未
然に防止するという観点から対策を急がなければ
ならないという認識をいたしておるところでござ
います。

昨年の五月に有識者から構成される検討会を設
けまして、ダイオキシン対策のあり方について鋭
意検討を進めているところでございます。この検
討会の最終報告は近々取りまとめられる予定で
ございますが、今後検討会の成果を踏まえまして、
御指摘のありました規制の措置の導入も含めまし
て排出対策を早期に講じてまいりたい、そのよう
に考えております。

○三本木説明員 廃棄物処理法で規制するための
基準の策定作業に今入っております。

○長内委員 終わります。

○佐藤委員長 これより内閣総理大臣に対する質
疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。田端正広君。

○田端委員 新進党の田端正広でございます。
総理には大変お忙しい中御出席いただきまし
て、まことにありがとうございます。一時間とい
う非常に制約された総理の御時間でございます
が、中身の濃い議論をさせていただきたいと思
いますので、よろしくお願いいたします。
橋本総理は環境問題には大変造詣の深い政治家
だと私も認識しておりますので、そしてまた、今回

この環境影響評価法案の国会提出に際しては、
大変御尽力いただいたというふうに理解をしてお
ります。

そういう意味では、ことしは十二月に京都で地
球温暖化防止第三回締約国会議というものが行わ
れるわけでありまして、日本の役割というものが
大変大きいものがあるかと。実は昨日、我々委
員会も、京都において、そういう意味を込めて地
方公聴会を開かせていただきましたけれども、そ
ういった意味で、私は、また、六月の国連の環境
特別総会には総理にも御出席いただいて、日本の
環境行政に対する姿勢というものを明確に示して
いただければという思いもしております。

そういう意味では、ことしは日本にとって環境
元年に当たるのではないかと、今回のアセス法のこ
とも思い、そういうことを感じるわけございま
すが、それにしても、今回、この法案が果たして
どうだったのかという、ちょっと遅過ぎたのじゃ
ないか、そういう気もいたします。

その上で伺いたしますが、この二十年来の
課題がここで大きく解決されようとしていますけ
れども、OECD加盟国の中で最後になったとい
うのは大変不名誉だと思います。ここで一気に、
そういう環境先進国への日本というものを総理の
手で切り開くのだ、そういう御決意をぜひ示し
ただければ、こう思います、いかがでしよ
う。

○橋本内閣総理大臣 環境影響評価制度というも
のに対してそれだけのウエイトを置いた御意見を
いただいたことにはお礼を申し上げます。

そして、今私は、実は非常に思い出深く拝聴し
ておりましたのが、昭和四十五年秋のいわゆる公
害国会と言われました国会、私は厚生省の政務次
官として、本委員会におきましても答弁側に回っ
ておりました。

そして、今そこに土井先生がおられますけれど
も、土井先生のもとで副議長を務めておられた鯨
岡さんが環境庁長官の際に、本当に閣内で孤軍奮
闘されて、前回廃案になりました環境影響評価制

度というものを閣議決定し、国会に提出にこぎつけられた。しかし、残念ながら、それが審議されないままに解散によって廃案になった。

そして、その後どうするかを本当にこの委員会を主軸とした各党の関係者も真剣な相談をした中から、その鯨岡案として——鯨岡案ではありません、政府案でありますけれども、鯨岡さんが努力して提案された法律案を現実の制度として各産業界にはめ込んでしまえ、そして実績をつくることの方が先だ、そのような思いから、閣議にこれをルールとして確認をさせた上で、それ以来今日まで環境影響評価制度というものを閣議決定のまま実績を積み重ねてきました。

それだけに、今回中央環境審議会の答申を受け、同時に、それ以来の実績を踏まえてこの法案が作成されましたこと、これは着実に、これは政府だけではなく産業界自身も努力をされた結果でありますけれども、地方自治体等々、さまざまな角度からの努力が積み重ねられ、環境影響評価制度というものを実行してきた、積み重ねてきた成果として、私は、ここまでよく来たと思直に思います。

そして、これで本案が衆参両院においてお認めをいただけますならば、次のステップに踏み出すことができます、今そのような思いであります。

○田端委員 ぜひその次のステップへ、大きく二十一世紀に向けて進んでいっていただきたい、この思います。

ところで、今回のアセス法になぜ発電所を一本化しなかったのだらう、こういう思いがいたします。そういう意味では国民にとって非常に不可解である。

この法律には二つの特例が明記されています。その一つは、発電所について、第五十九条において「この法律及び電気事業法の特例」とあるところによる。こうなっている、電事法に非常に重きを置いている、それが一点です。

第二点は、放射性物質の適用除外ということが、第五十二条において「この法律の規定は、放

射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染については、適用しない。」という表現になっております。

つまり、発電所は通産省の所管であり、原子力関係については科学技術庁である、こういうことかと思っておりますけれども、しかし私は、本来なら、環境問題という大きい立場からいけば、いずれもこのアセス法の中に一本化するべきであったのではないかと、こういう思いもするわけです。少なくとも発電所については統一法とすべきじゃなかったかと。

環境の保全ということについては、国境ということとは、境目ということはないわけでございますし、また、縦割り行政とかそういうことは超越しなきゃならない問題だ、こう思うわけですが、総理、いかがでございますか。

○橋本内閣総理大臣 大変乱暴な、ちよつと図面から遠くにお見受けづらいかもしれません。この図面を見ながら申し上げますと、この黒く網をかくております部分、これは今回のアセスメント法では入ってこない、しかし、現在、電気事業法に基づいて発電所のアセスとして既に定着した仕組みの部分であります。言いかえれば、環境影響評価制度というものをそれぞれの仕組みとして実行するようになりましてから、発電所についてはそれだけの厳しいチェックというものが行われてまいりました。

そして、過去二十年間と答弁書にはなっておりますけれども、電源立地を円滑化していきますために、通産主導の省議アセス制度というものの中で、手続の各段階から国が監督指導をしながら仕組みをつくり上げてきた。そして、それが定着をし、民間事業者の個別事業が同時にその電力の安定供給という国の施策に強いかわりを持つ大変特殊な性格を持っているということもあつたのであります。従来からそれだけの厳しいチェックというものが現実に行われてきたわけでありま

仮に今回の環境影響評価法案の手続だけで終わ

りといえますと、この網かけの部分は現在よりも軽くなるという結果を生じます。これは、果たして一体いかがなものだろうか。当初、何か両省が縄張り争いをしているというような話が聞こえまして、両方を呼んで聞きましてときに私が感じたのは、そういうことであります。

ですから、実は環境影響評価法案の手続に加えて、電気事業法をこの際改正する、そして、今までは省議アセスという実行上の制度で行ってきたその手続をきちんと法案に明記することによって、手続の各段階で国が関与をするという特例をつくりました。

言いかえれば、これは電源立地に関して従来から行ってきた環境アセスメントの手法、その部分で今回の環境影響評価法からは外れている部分を電気事業法に明記したということであり

ます。その意味では、私は、こうした特例ではありませんが、当然のことながら、発電所というものの環境影響評価法案の対象事業の一つでありまして、この環境影響評価法案に定める各種の指針あるいは手続はきちんと適用されるものでありますから、十分なアセスメントが行えるものだと思います。

それから、原子力についてのお話でございますけれども、これは、私もちよつと野党になりました直後に環境基本法の御審議が本委員会で行われましたとき、私は野党の政調会長として質問に立つたわけでありまして、その環境基本法の十三条の中で、「放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染の防止のための措置については、原子力基本法その他の関係法律で定める」と、環境基本法そのものに実はこの規定がございます。そして、原子力基本法を中心とする体系で、やはり我々は放射性物質による汚染というものは対応すべきものだ、そして、その点においての法的な対応というものは既にできておることから、本法も対象から適用除外という措置をとったと承知をしています。

○田端委員 総理のお話を聞いていますと、やはり縦割りというものが基本にどうもおありになるのかな、そういう感じがしてなりません。

今回の動燃の相次ぐ事故というのを見てみますと、国民は環境問題に非常に不安を持っているわけですが、総理は、この動燃事故に対して、動燃という言葉は聞きたくもない、何かこういうふうなこの前おっしゃっていたようにですけれども、それは確かにそういういら立ちをお持ちかと思いますが、そういう気持ちにはむしろ国民の方がもっと何倍も強いわけでありまして。

ブルトニウムの再利用についての東海事業所の火災爆発事故では、もう連日、新聞に報道されておりますけれども、組織ぐるみで虚偽の報告をした、隠ぺい工作をやっている、こういうことでもあり、また、二年前でしたか、「もんじゅ」のときにもうそれが発覚した、そして今回また、「ふげん」についてはやはり重水漏れの通報を怠っていた、しかも、よく調べてみたら過去五年間で十八回も通報をしていなかった、こういうことであります。こういうことは、私は、地元住民に対しても、地方自治体に対しても、非常に無視した事件である、こういう思いがしてなりません。

そういう意味から、この事件をどう教訓としてとらえるかということになりますと、今回のアセス法に照らして考えてみますと、地方自治体が直接、事業者に対して、事前においてもあるいは事後においても指導ということができなかった、同じような大々の虚偽報告あるいは事件、事故がその他の環境問題においても起こる可能性がある、こういうふうなふうに思うわけです。だから、私は、現場を一番知っているのが地方自治体ですから、地方自治体の機能というものをやはり生かす、そういう行政というものが必要ではないか。

今回、科学技術庁が動燃幹部を原子炉等規制法違反ということで告発されました。しかし、私は、これは非常に納得できない。それは、よく考えてみたら、科学技術庁の中にといますか、そ

のもとに特殊法人の動燃があるわけで、監督官庁として、親が子供の責任を訴えているような、そういう感じがしてなりません。総理という立場からすれば孫のような立場になるんじゃないかな、こう思うわけでございまして、国民としたら非常に納得のしがいなところでもあります。

私は、この地球上での最大の環境破壊というのは放射能汚染である、こういうふうに思いますし、それはもうほとんどの国民がそう思っている、こう思います。そういう意味で、今回の事件というものを総理はどうお考えになつていらっしゃる、科学技術庁だから今回のアセス法と関係ない、そういうことで済むんだらうか。

それからもう一点、仮に、この原子力関係は科学技術の所管だから環境庁は関係ない、そういうことを続けていきますと、こういう大きな事件に対する、事故に対する事後の調査、フォローアップといいますが、その辺のところの考え方等にも非常にかかわってくる問題であります。したがって、環境影響評価の予測ということは大変なんです、予測以上に、また事後の調査、フォローアップも大事であるということも同じことだと思います。

今回の事故は、そういう意味では、事後のクロスチェックの機能がない、だから私は、思い切つて、環境庁が放射能関係をクロスチェックできるような、そういう体制を考えたらどうかと思いましたが、いかがでございましょうか。

○橋本内閣総理大臣 まず、縦割り行政ではないかと言われましたけれども、先ほど私は、環境基本法の第十三条、「放射性物質による大気汚染等の防止」、これが成立をした時点、我々は野党でありましたがとお断りを申し上げて御答弁を申し上げております。

同時に、それでは今電力に課しておると同じアセスメントを他の部分にも適用する必要があるかといえ、私は不必要なアセスまで課す必要はないと思います。その意味では、そういった縦割りというような御批判を受けることは、私、この問

題については大変心外です。

その上で、私は今度の動燃の一連の行動というのに対して、怒り、情けないという思いを通り過ぎて、本当に何事も何事も、一日に五通も六通も記者から同じことを聞かれれば、もう聞きたくないと言いたくなる気持ちもおわかりがいただけないと思います。そしてしかも、それが虚偽の報告、虚偽の報告、虚偽の報告という積み重ねであれば、怒り心頭に発する気持ちもおわかりがいただけると思います。

そして、私の立場から本当に冷静に申し上げますならば、「もんじゅ」の事故が起きましたとき、動燃は虚偽の報告というものがいかに事態を深刻にするかを学んだはずであります。そして、情報を秘匿することがどれほど影響を大きくするかも学んだはずであります。

そして、それを反省した中から円卓会議のようなアイデアも出てき、そしてある程度の信頼を回復しかつたところで、今度は東海村の事件が起きました。そして、低レベル放射性廃棄物の固化体処理をする部分での、最初は火災発生からでありますけれども、その火災の消火確認といったことから、放射性物質の漏れの問題から、次から次へと、報告おくれと称するの、それを隠ぺいしたというのかわかりませんが、そういう報告が相次ぎました。

昨日は決算委員会で答弁をしております。そして、この問題に入ろうとする直前に、新たに内部の作業員が靴底に放射性物質を付着させて出てきたという報告がありました。本当にいいかげんにしてくれと言いたくなる気持ちもおわかりがいただけると思います。

そして、科学技術庁自身が、自分たちだけの力では国民の信頼を取り戻すことはできないだろうというところから、まさに第三者的なグループをつくり、徹底的に今この解明に入らしたことで、昨日からその状況がスタートをいたしました。ここからどのような厳しいお答えが出てくるかわかりません。しかし、その外部的なチェックという

ものの結果を私どもは大変重く受けとめてまいりたいと思っておりますし、その上で動燃事業団というものをどう処置していくかについても結論を出さなければならぬと思っております。

そして、私は、本当にこうした原子力施設の事故の情報伝達あるいは原因究明というものについて、これはその自治体への通報、内閣への通報も、例えば「ふげん」のケースはやはり九一日おくれでありました。そういう状況、当然のことながら一般常識からいっても敏速に行動すべきものだと思っております。この究明にはやはり私は専門的な知識が必要だと思っておりますし、現在の組織とするならば、科学技術庁の担当者ということになりましようが、それ以外の外部の方々にもお力を拝借することで、私は、今後、正確かつ迅速な情報伝達、そして公開というものにさらに万全を期すようにしたいと思います。

それ以上に、こうした信じられないような事故を拡大していく動燃の体質というもののそのものを変えていきたいと考えております。

○田端委員 いずれにしても、私は地元という現場というものをもう少し大事にした行政というものが大事だ。特に、環境というものはもつと機能的に地方自治体と連絡をとり合うことが大事だろう、こう思います。

その意味で申し上げますが、今回の法律と各自治体の条例との関係でありますけれども、自治体の中にはすぐれた先駆的な条例や要綱というものもたくさんあるわけでありまして、また経験とか実績とか、そういうものも地方自治体の中にたくさんあるわけでありまして。

そういう意味で、この法律と条例がどういう関係になるのかということになりますと、先日来の議論など、国の法律は大規模な事業であつて、その他小さいものについては自治体でやるんだ、こういうことであります。この法律の六十条の中には、「この法律の規定に反しないものに限る。」こうなっておりますけれども、それでは公聴会など条例でやっていたことができなくなってしまう

す。

私の地元大阪に関西新空港がございしますが、関空の第一期の工事は、当時はまだ省議アセスもなくて、大阪府の要綱でやっていたわけですから。それを見ますと、知事の主催の公聴会を三回もやっていますし、それから事業者の説明会も五回、その他大阪府の評価委員会が延べ六十二回も開かれています。関係市町村は十三市町村がありまして、準備書の提出から知事の意見の提出に六カ月半の時間をかけている。

第一期のときはそうであつたのですが、今回第二期事業ということになりますと、仮にこのアセス法が適用されるところになります。この法律の二十条第一項で、「政令で定める期間内に」という時間的制約をしているために、いろいろな意見を聞く時間が非常に困難になつてしまふ、こういうふうになります。

私は、そういう意味では、非常に後退したことになりはしないかという心配をしているわけなんです。現場を知っている地方自治体の主体性を小さくするものになつてしまつて、また地方分権推進という今の流れからいっても逆行することになるのではないか、こういう思いがしておりますが、いかがでございましょうか。

○橋本内閣総理大臣 上乗せ横出しというのは、昭和四十五年の公害国会でも随分議論になり、法律と条例の関係等、厄介な議論をした記憶を持っております。ただ、私は、今お話しした記憶は持たない、必ずしもそうはならないのではないかと私は思います。というのは、この法案、環境影響評価準備書を作成する前の手続として、新たに、環境影響評価手続を必要とするかどうかを個別の事業ごとに判断するスクリーニングの手続、また調査などの項目を地方公共団体や住民などの意見を伺つて選定する手続、スコーピングを導入する。現在の地方公共団体が設けておられる制度と比較いたしましたが、大半の場所に比べては、私は充実した内容になつていっていると思ひます。

同時に、手続を踏む各段階におきまして、地方公共団体の意見は十分反映される仕組みになっていますが、例えばそこで意見を、見解を述べられる知事さんが、御自分の意見形成をするために例えば公聴会あるいは審査会等の手続をお踏みになる。この法律に違反しない限り、当該地方公共団体における手続というものは条例によって定められるわけでありまして、知事さんが自分の意見形成する前に公聴会をおやりになる、これを妨害してはいないと思ひます。ですから、地方公共団体自身の工夫によつて、この部分は十分に御意見は入れているのではないのでしょうか。

こうした点を考えますと、私は地方の実情に即して十分なアセスメントが行える仕組みになっていると考えておりますし、地方制度で、今我々が環境庁からもらつております資料を見ていきますと、例えば、スクリーニングは法案で導入しましたけれども、地方の制度で取り入れられているところはないと思ひます。スコーピングは幾つかの例があります。それぞれを見ましたとき、私は、現行の各地方自治体のお持ちの制度に対しても、それを妨害するものではない、むしろこれを活用することが可能だ、そのように思ひます。

○田端委員 時間が来ましたのでこれで終わりますが、まだまだこの問題には、情報公開の問題とか住民参加の問題とか、あるいは代替案の問題とか、いろいろな問題が残っているかと思ひますので、またの機会に議論させていただきたいと思ひます。

ありがとうございます。

○佐藤委員長 小林守君。

○小林(守)委員 民主党の小林でございます。総理には、大変お忙しい中、本委員会に御出席をいただきましたことを感謝申し上げますと思ひます。

まず最初に、今国会で廃棄物処理法の改正法案が参議院先議で可決され、今、衆議院の方に送られているところでございますけれども、五年を経

過した廃掃法の大改正後の今回の改正では、特に、五年前にも大きな議論を呼んだ問題で先送りになった、いわゆる不法投棄の原状回復措置の法制化の問題であります。今度の廃掃法の改正では、この原状回復措置が法制化されることになりました。そういう点では大変大きな意義を持つていふところであるというふうに評価をしているところであります。

もちろん、不法投棄対策として、原状回復措置のほか、すべての産業廃棄物にマニフェスト、いわゆる伝票、積み荷伝票をつけさせるというようなことや罰則の強化など、不法投棄対策全般にわたつての強化、改正が含まれているわけですが、これも、原状回復措置について、これは、環境汚染問題という観点からすれば、厚生省所管の問題というよりは、環境汚染が拡大するということ、このように考えているところであります。この不法投棄によつて環境汚染が拡大するというようなことについては、何となくでも早急に防除したり除去しなければならぬ、このようなことにならうかと思ひます。

そういうことで、実はきょう、厚生省の方からも答弁という形で、出席をいただいているわけですが、総理の御見識の深さ、そして長い間の取り組みの経験等も踏まえまして、差し支えなければ総理の方からすべて答弁していただくことがたいと思ひます。

現在未解決の不法投棄事件等についてどのように解決していくのか。法で原状回復措置がとられるけれども、今日まで既に不法投棄事件で放置されている問題については新しい法の適用にはならないということがあろうかと思ひます。

その辺について、現在未解決の不法投棄事件についてどのように解決をしていくのか、まず最初にそれをお聞きしておきたいと思ひます。

○仁井説明員 お答えいたします。

今回の廃掃法の改正案におきまして、お話しございましたように、原状回復のための制度は改正法の施行後のものが対象でございます。法施行以前

の、現在問題になっているようなものは対象にはならないものでございますので、これらにつきましては、個別の事案ごとの事情に応じて適切に対処してまいりたいと思ひます。

○小林(守)委員 既に不法投棄されている大変な大きな問題については個別に対応していくというようなお話でございます。

そこで総理にお聞きしたいと思います。

新聞報道等でもよく見たのですが、昨年の十二月に高松地裁の判決がございまして、香川県の土庄町の豊島の産廃の不法投棄問題について、総理が高松市にいらつしたときに、記者会見で何らかの措置をとりたいといふような姿勢を示されて、その後、公害等調整委員会に持ち込まれた事案について、一定の解決の方向を模索しているというふうな報道もいただいているわけがあります。

高松地裁判決では、廃棄物の島外撤去、そして住民等に対する慰謝料の支払いというふうな判決が出ておるのです。これらについて、総理の方の指導もあつたと思ひますけれども、一定の解決の方向が見出されているというふうなことにについて、総理の方から御答弁いただきたいと思います。

○橋本内閣総理大臣 私の郷里は岡山県でありまして、ちょうどお向かいの話でありますから、この豊島の不法投棄の問題というのは、まだそう世間に報道されます前から地域の問題として時々耳に入り、懸念をしている問題でありました。ところがそれがだんだん深刻化し、今、議員をして質問をせしめる、それだけ大きな問題になりました。ことを本当に申しわけなく思つておりますし、特に、ある意味では象徴的な重みを持つてしましましただけに、この豊島の問題というのはいささかだけ早く解決することが必要だと考えております。

そして、それに対し国も何らかのお手伝いができるかということが聞かれ、でき得る限りの協力には惜しまないということを、これは個人の立場で

ありましたけれども、申し上げたことは確かにございました。

今、公害等調整委員会のもとで鋭意調停が進められておりますのは議員御指摘のとおりであります。関係者間で合意がされた場合、廃棄物の溶融処理などを行う施設の整備につきましても必要なら支援をしていきたい、現時点においてそのような考え方でこれに対処しております。

○小林(守)委員 何らかの、溶融化施設とか、そういう形で一定の無害化のための施設をつくつて、いわゆる不法投棄されたものについて解決をしていこうというふうな努力だと思ひますが、これについて事業主体が、当然、これは香川県になるのだからというふうに思ふのです。それで一定のそういう形がとられたとしても、その後、第二次産廃というのですか、一定のものが必ず出てくるわけですね。それが全部、例えば骨材とか道路の基盤材に使えるということであればいいのですけれども、一定の廃棄物は必ず、無害化されたとしても残ると思ふのです。この辺について、どこへどう島外撤去するのかわか、そこら辺の問題。

それから、香川県の財政負担についてはどうかというふうな問題についてはまだ明らかになっていないのではないかと、このように思ふのですが、総理、いかがでしょうか。

○仁井説明員 事務的な部分を御説明申し上げます。

豊島に残された廃棄物をどうするかということ、先ほど総理の方から御答弁ございましたように、今、県それから公害調停の申請人、それから公害調整事務局といった三者で精力的な調整が進められております。そこでは、九年度というプラントをつくつていくかといったような調査を進めていく。

それで、その調査の過程で、どういった再利用ができるか、あるいは、残された処分しなければいけない残渣物がどういったものが出てくるかと

いうのが、いろいろな処理方式によって明らかに
なっているかと思えます。それで、その中で一定
のものが選択されて、そのときに残されたものに
ついてどうするかというの、またその申請人
あるいは県との間で協議の上決められるものと考
えております。

○小林(守)委員 個別的な対応しか法的には難し
いと思うのですが、各省市にわたる問題がほかに
もいろいろあります。

例えば、福島県のいわき市の常磐炭鉱跡地にド
ラム缶四万五千本の廃油が不法投棄されている問
題についても、現在、福島県等対策中だとい
うふうに思えます。もちろん、これは基本的には廃
棄した事業者が責任をとらねばならないという
問題で、また支払い能力という負担能力が全くないとい
うような状況の場合はどうにもならぬという問題
があつて、しかしながら、環境汚染は進んでいく
という形の中で、現状回復措置で法的に何とかし
ようということになったわけでありませうけれど
も、このようにもう既に大規模に行われてしまっ
た問題については、個別的に何らかの知恵を出し
て取り組んでいかないとどうにもならぬというふ
うな問題だろうというふうに思います。きょうは
問題点の指摘にとどめます。

実は、環境影響評価法についても、先ほど長内
理事の方からもありましたけれども、いわゆる大
規模な開発事業等で、住民の反対運動などもあ
つたり、いろいろな問題があつて事業が未着工、休
止状態にある事業についても、既に閣議アセスの
決定後の事業ということになるならば、新しい法
律の適用はないんですね。さかのぼって新しい法
律によって環境影響評価を行うということにつ
いては、これは法的に難しいというふうになるわ
けですね。

たまたま越前通信の問題ではさかのぼって
やつたではないかという問題があるわけ
ですけれども、法的な問題ではなくて、環境の問題
についてはやはり政治の決断で、また国みずから

が事業者なわけですから、国の責任で、少なくとも
も新しい環境問題である生物の多様性と生態系
の保全とか、こういう項目については、領域につ
いては、その時点でなかったものなんです。し
かし、国際的にそういうものはつきりと大事な
んだという認識が高まって、一定に定着したわけ
でありますから、それらについての法律が今でき
る。そうすると、それがなかった時点、そういう
認識がなかった時点の問題について、環境は客観
的なものでありますから、法律の問題
ではないわけでありまして、そういう点で、私
は、必要なら大規模の事業、例えば、二十年以上も
未着工、事業休止状態にある干拓事業とかそれか
らダム等の事業とかスーパー林道とか、こういう問
題については、私は、適度とさせて、法的に適及す
るのではなくて、それに準じた個別的な対策が求
められているのではないかと、このように考えてお
ります。

先ほどありました、北海道の「時」のアセスと
いう考え方は、社会経済情勢の変化ということに
よつて、そういう調査項目でその事業の必要性と
か意義について見直しをしようということなんだ
というふうに思いますが、これについては、主務
省庁が行うということの意味はよくわかつており
ます。

しかし、環境行政の中でも項目が変わつてきて
いる。さつきも言ったように、生態系の保全や生
物の多様性という観点から、例えば、早瀬の干拓
事業については見直しはどうかということ、は
あり得るわけですね。できるわけでありませうか
ら、政治の決断で中絶の問題、早瀬の干拓の問
題については、社会経済情勢の変化という観点も
ちろんありますけれども、しかし、環境項目とし
ての生態系や生物の多様性という観点での見直し
を政治の決断ですべきではないか、このように思
うのですが、総理、いかがでしょうか。

○橋本内閣総理大臣 おっしゃること、全く私理
解ができないと言つてもいいかもしれません。殊に、
幾つか例示で挙げられましたようなものの中に

は、現実に私自身がその現地を知つておるものも
ございます。

ただ、やはり、着工済みの事業に、既往にさか
のぼつて、事業着手前の環境配慮手続というもの
を行うという事は、私は、それは既に難しい問
題になっているだろうと思つてます。ですから、例
えば、事業実施が決定されているけれどもまだ着
工されていない、これは当然ながら、私は、法の
手続によつてアセスの手続を実施できるわけであ
りますし、そういう意味では、事業によりまし
て、アセス手続を行うことが必要な事業について
対応できる規定がないとは言えないと思うので
す。

ただ、その上で、着工してしまつてしまつて
これについて環境影響評価制度になじむかといえ
ば、確かになじみがない。ですから、事業着手後
の場合、逆に、環境影響評価制度とは別の観点か
ら、必要に応じてその環境の状況の変化を、例え
ばモニタリングしてみよう、そういった、事業それ
ぞれについて適切な環境配慮が行えるような努力
というものは私も必要だと思つてますが、環境
影響評価制度そのものを当てはめるといふのは、
私は、私は多少問題があると思つてます。

○小林(守)委員 必ずしも、環境影響評価を適用
するのではなくて、それに準じた、またこういう
ものが必要ではないかというふうなことに
ついて、個別にやはりやる必要があるのではないかと
いうことを申し上げさせていただきます、私の
質問を終わります。

ありがとうございます。

○佐藤委員長 藤木洋子さん。

○藤木委員 日本共産党の藤木洋子でございます
。質問をさせていただく機会をいただきました
ので、早速お尋ねをしたいと思います。

この十二月、二〇〇〇年以降の各国の二酸化
炭素削減目標を決める気候変動枠組条約の第
三回締約国会議が京都で行われ、日本は議長国と
してそのリーダーシップが問われているところで
す。ところが、このCO₂の排出量が、炭素換算

にいたしますと約八千四百万トンという最も多い
発電所事業が、エネルギーの安定供給という名の
もとに、結果的にCO₂排出量の削減を無視した
長期エネルギー需給見通しや電源開発基本計画な
どの国のエネルギー計画に組み込まれておりま
す。

実際、九六年秋に開催されました第百二十三
回電源開発調整審議会では、約四百五十万キロワ
ットという世界でも有数規模の上越火力発電所の立地
が、CO₂排出問題について議論をされずに承認
されております。さらに、私の地元神戸市では、
今建設計画を進めております神戸製鋼所、こ
れは二基で四百五十万キロワットの石炭火力発電所
でございます。また、和歌山県御坊市に建設計画
を進めている関西電力の方は、四基で四百五十万
キロワットの、オリマルジョンを燃料とする御坊
第二発電所も、CO₂排出問題についてはほとん
ど議論されずに計画が進んでおります。

これではとても、二〇〇〇年のCO₂排出水準
を九〇年の水準に安定させる、こういう九二年の
国際公約は守れないと思うわけですね。

そこで、総理にお伺いをいたしますが、CO₂
削減のためにも、長期エネルギー需給見通しや電
源開発基本計画などの政策、計画について、中環
審答申でも指摘しておりますように、早期に環境
影響評価制度の評価対象とすべきではないかと思
うのですが、いかがでしょうか。

○橋本内閣総理大臣 確かに、今議員が御指摘に
なりましたように、我が国は気候変動枠組条約
第三回締約国会議議長国として、本年十二月には
この総会を運営しなければなりません。そして、
その時点において、現在、九〇年レベルまで確実
に我々は目標達成が可能であると言ひ切るだけの
自信は、私自身にもありません。

そして、我々としては、その状況の中で、何と
かこの目標に到達したいと考えておりますし、同
時に、それが持続可能な開発と両立し得る環境と
いうものの中で達成されることを求めています。

そして、そういう視点からまいりましたとき、我が国におきまして、国内のかつて主力でありました水力発電については、既に開発の限界に達しております。そして、石炭火力から石油火力への切りかえの中で、火力発電のウエートというものもなおある程度のウエートはふえつつありますから、これは将来を考えると、化石燃料のこの地球そのものに残存する量の計算からいいますと、将来必ず、非常に厳しい情勢を迎えることになります。

そして、我が国の国内を見ますとき、二回のオイルショックをくり抜けてまいります間に、我が国の産業あるいは一般社会におきます省エネの努力というものは、相当程度、他国に比して厳しくこれは進められてまいりました。その上で、現在エネルギー使用量は依然としてふえ続けております。特に電力においてであります。

そして、その場合に、我々は今、原子力にかわる十分な能力を持つ他のエネルギー源を持っておりません。実験的に風力あるいは潮汐発電、地熱発電等々、さまざまなものが言われますし、テストプラントから多少大きなものでできつつある状況はありますけれども、原子力エネルギーというものにとつて、例えばCO₂とか、そういう問題になりました場合には、非常にこれはきついエネルギーということができます。しかし、非常な危険をもたらす可能性を持ち、安全性の上にも安全性を追求しなければならぬものであることはまた言うまでもありません。そして今日、動燃の一連の事態が不信感を募らせていることも事実であります。

そうなりました場合に、果たしてそれだけ国民に省エネをお願いをし、エネルギー使用の水準を下げることは可能か。例えば、欧米に比して冷房の使用量の大きい日本は、ピーク時における発生電力を非常に高く必要といたしますし、それは全体のコストを割高にしている問題点でもあります。我々は、今まさにそうした意味で、的確な内容

の情報を、この変動枠組み条約に基づく情報の送付というものの中でも行わなければならない、事務局に送らなければならないということ、今後、取りまとめを急いでいる状況の中でありまして、これはは相当国民にも御協力をいただくかなければならない部分を持っている、私はそのように感じております。

○藤本委員　しかし、原子力発電所は、「もんじゅ」だとか動燃事故でもわかりますように、いまだ安全性が確認をされてはおりませんし、事故が起きたら地球規模で大変な影響を与えるということになるわけですから、これ以上の建設をすべきではないと思えますし、上位計画・政策における環境への影響評価は、将来的な問題ではなくて、速やかに盛り込んでいただくことが必要だというふうに思っております。

時間はありますが、もう一つ伺いたいと思えます。総理は、発電所アセスにつきまして、中環審査を受ける際、森島部会長の、統一的枠組みとは別の意見があることに、多くの委員が懸念を持っておりますと伝えられておりました。きのうの公聴会におきましてもありアルにそのことを私は伺ってきたところで、けれども、本会議答弁で、また委員会での答弁で、首相は、国の施策との関係が強いので特例を持ったというふうに述べておられます。

しかし、国との関係が強いからといって、環境影響評価制度の中で通産省の権限を強めて環境庁長官の意見を低めるということは本末転倒だと思われうわけですね。森島部会長がたびたび強調しておられますように、環境アセスを骨抜きにするものでしかないと思うわけですね。

この法案で、環境庁長官の意見は主務大臣の環境影響評価書の審査に際して行われますけれども、電気事業法改正法案では、通産大臣の環境影響評価準備書の審査に際して行われることになっております。さらに通産大臣は、評価書の審査で変更命令がきたり、罰則を担保にしているわけ

ですけれども、これでは発電所アセスについて環境庁長官の意見が十分考慮された規定とは言えない、それどころか、通産省の一層の権限強化になると思うわけですね。

そこで、通産省と電気事業者が一体となった環境影響評価にならないように、環境の保全に責任を持つ環境庁長官の意見を十分尊重する規定にする、あるいは公正な審査を行う第三者機関を設置すべきだと思ふのですが、その点いかがでしょうか。

○橋本内閣総理大臣　先ほどもお目にかけたところではありますが、現行、発電所のアセスというものがどのように行われているか、そしてその中で新たに今御審議をいただいております環境影響評価制度の中に組み込まれていない仕組みの部分、この網がけでお示しをしております。

そうすると、これは現在環境アセスメントを実施している、その中身の方が、御審議をいただいている環境影響評価制度よりも、発電所に関しては厳しい部分であります。その厳しい部分を残してチェックをしようとするのがなぜ骨抜きになるのでしょうか。環境影響評価制度として御審議をいただいているものに、発電所というものの持つ特殊な重みというものを、そのためにつけてあります。現在行っている制度、それを緩めるといふことがいかなる意味を持つのか、私にはどうも、議員の御意見がもう一つ理解をし切れないでおります。

また、不必要な、あるいはこの電源立地の際にあわせて、他のすべてのものに必要とされないアセスメント手続を置くことは、事態を複雑にするだけだと私は思います。

ですから、環境影響評価制度の上に、まさに電力というものの持つ、発電所というものの持つ、現在既に行っている環境影響評価手続をきちんと法的に位置づける、それが間違っているとは私は思いません。

そして、環境庁長官の御意見というものは、環境保全行政を総合的に推進する責任を有しております。

れ、また、関係行政機関の環境の保全に関する事務の総合調整を行う立場から述べられるものでありますから、免許等を行う者が十分慎重にこれは受けとめて意見を述べるべきものと思ひます。また、免許などの審査に際しては環境の保全に関する審査、この場合におきましても、環境庁長官が述べた意見の内容とおきましてもは十分審査に生かされ、反映されると私は思ひますし、それが無視されたとき、それは世論を敵に回すという決断をする以外にないような話、環境庁長官の意見というものはそれだけの重さを持っているものだと思ひ思っております。

○藤本委員　これで終わりますけれども、環境庁長官の意見は十分尊重していただきたいと思ひます。私が申し上げたのは、電力九社に十人もの通産省の高級官僚が天下りをしている、こういう関係の中で、果たして公正な審査ができるであろうかというところに疑問を持つわけでございます。公正な第三者機関の設置が必要だということを重ねて申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

○佐藤委員長　秋葉忠利君。

○秋葉委員　社会民主党の秋葉でございます。

このアセス法案ですけれども、八一年、鯨岡兵輔環境庁長官のときに御努力が始まったというふうな理解をしております。ようやく法案が出てきたかという思いがあつて、一方でではよかつたという思いがあるのですけれども、同時に、欧米の水準には達していないという批判もござります。

橋本総理はかねてから環境の問題に非常にコミットしてこられた。事実、恐らく大蔵大臣のときだったと思いますが、環境についての法案ではなかつたのですけれども、その中で環境の問題について答弁席から情熱を持って語られる総理の御答弁を聞いて、私は非常に感動した記憶がござります。その立場から考えると、半分は残念だという気持ち、もっと厳しい欧米レベルのアセス法がつくれたいいなという気持ちは恐らくおありだ

と思うのです。

こうして総理みずからこの委員会できちんとした姿勢を示したいというところにかんがりの熱意が私は感じられるわけですが、総理御自身のお考えとして、このアセス法案、基本的な考え方として、例えば開発と環境というふうに対立関係でとらえた場合に、環境が優位に立つのだ、そういう原則を認める、その方向をはっきりさせたものなんだ、この法案では環境の立場から言えばまだ一〇〇%十分ではないけれども、環境優位の原則を立てるつもりなんだ、そういう認識でこのアセス法をとらえていられようのかどうか、まず総理のお考えを伺いたいと思います。

○橋本内閣総理大臣 秋葉さんとは前にも議論したことがありますだけに、あれ、どこで道が少し違ってしまったかなと、実は今御質問を聞きながら思いました。

というのは、我々、環境と社会活動というものの、社会経済活動というものの、どちらかがどちらに優先するという考え方をとるべきではないかと思つてます。言いかえれば、まさに持続可能な開発というリソース環境サミットのときの一つのスローガン、私はこれが本当に実態をよくあらわした言葉だと思つて居るのです。まさに持続可能な開発、その持続というのは、今我々が地球上に持つ環境であり、自然であり、こうしたものを保ち続けることを可能にし、その中で開発、そんな意味でしょう。

そして、この環境基本法の中にも、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができるとある。これが基本理念として位置づけられております。

まさに私は、現在御審議をいただいておりますこの法案、今、議員も御同様に言われました。私は与党の中で御同様に提出される法案に提出するまでかわつておりましたので、もっとも長い思いがしますけれども、環境保全行政というものもを推進していくために、そしてその後のま

にリオ・サミットその他の環境についての概念を踏まえてつくられた法律、そのように考えております。

○秋葉委員 現実の社会の中では、おっしゃるようには持続可能な開発、その中に環境と開発との調和ある妥協点といいますが、あるいはその調和する姿を具体的に探索するというのが、もちろん一応の筋を通した表現の方法だと思つてます。しかし、現実問題として、環境の考え方とそれから開発という考え方が、利害関係において真つ正面からぶつかるといふこともまた現実でござい

ます。そこで、そういった場合に、それは個々の場合にはいろいろな妥協点の探り方というのがあると思つていただけますか、一般論として、基本的な哲学として、その両者をうまく調和させるための総理の基本的なスタンスといえますか、哲学といえますか、そのあたりはどういうふうにお考えになつておられるのでしょうか。

○橋本内閣総理大臣 これ、役所流の答弁に自分流を加えてみようかと、一瞬いたずらをする気が起きたのですけれども。

私、本当に開発と環境というものを対立させてしまつてはいけなく、そのためにこそ、実はアセスメント法の役割がある。言いかえれば、環境の保全に關して適正な配慮がきちんと行われ、その上で開発が行われるという、それを担保するためには、法律があるのだと私思ふのです。

実は、私がちよつと一つ引いてみたいと思つた例は、その場合の環境への配慮といふものがいわば机の上における頭の体操ではいけないといふことなんです。そういう例は今までは過去に幾つもございました。

割合に大きな移動の行われている例えは野生の狼の群れがいる。そこに道路を掘り込みでつくる。そして、人間としては一生懸命に協力をするつもりで、狼のための歩道橋を用意する。しかも、そこに草を張り、そして時には果をまく。結果として、そこは狼の一番要警戒地帯となり、群

れは分断される。こういう例もございました。あるいは、非常に注意深くしたつもりの道路が冬場凍結をし、その凍結を防ぐために地下を深く掘り、水脈を切り、その水脈の下にある原生植物が全滅した。

これはいずれも、デスクプランとしては非常に当時として先見的な研究の上につくられたものばかりであります。言いかえれば、私は、まさに環境の保全に關して適切な配慮をする、そのための環境影響評価法案だと申し上げましたけれども、その影響評価がデスクプランであつてはいけなく、いかに専門家の知識をそこに反映したものとして評価がなされ、それが後に生かされるか、すべてはそこにかかるとは思ふ、そのように思ふ。

○秋葉委員 今の例にしても、大変深い意味を持つ例だと思つてます。

その具体的な例のもう一つなんです、アセスをしてもしなくても、事後的にやはり問題があるというようないふことが生じるケースがございまして、私が現在考えておりますのは、例えば諫早湾の干拓の問題なんですけれども、ムツゴロウが絶滅してしまつたといふことが言われております。これは事後的に、アセスの段階では十分に措置ができていたけれども、もう既に干拓の事業は始まつていて、これを中止するようなことを当然考えてもいい事例ではないかと思つてます。

その点について総理のお考えを伺いたいのです。私は、干拓事業を中止すべき理由として三つ考へてきましたので、申し上げたいのですが、一つは、ムツゴロウが絶滅するといふこと。これは先日の新聞でも、総理も御心配なさつておられるといふことを読んで大変うれしく思つてました。

それから二番目は、農水省の中間報告というのが、これが隠されていた文書なんです、最近出てまいりました、この文書によると、所期の目的、これは防災のために干拓をするということになつていますが、所期の目的が全く達成されな

ということがはつきりとしたしております。

それから第三番目の理由として、これは昭和天皇の歌なんですけれども、こういうのがございまして。題として「有明の干拓を憂えて」という前書きがついていて、「めづらしき海蝕も海草もほろびゆく日のなかれといふる」、こういう気持ちを表明した歌がございまして。折るという言葉を使った歌はこの一首だけだ、昭和天皇はたくさん歌をお詠みになりましたけれども、その中でもこの一首だけだといふことを聞いております。これは日本の自然を愛する多くの国民の気持ちでもあると思つてます。

このほかにも理由はありますけれども、この三つの理由があれば、私は、この干拓事業について早急に見直しをする十分な理由たり得るのではないかと考えておりますけれども、例えばこういった事後的な問題について総理としてどうお考えになるか。特に諫早湾の問題については、総理としてここでもインシアチブをとって再検討するといふような方向を打ち出していただけるものかどうか、伺いたいと思つてます。

○石井国務大臣 諫早湾の干拓事業につきましての経緯についてお答えをしたいと思います。

この事業につきましては長い経緯がございまして、公有水面埋立法に基づく環境影響評価につきましては、環境庁といたしまして昭和六十三年と平成四年に意見を述べてまいりました。そして、先月、三月の十二日でございますが、現時点での環境保全対策の進捗状況や締め切り後の水質予測を踏まえて、念のために配慮すべき事項について、農林水産省及び地元長崎県に申し入れしているところでございます。

○橋本内閣総理大臣 実は、私自身、自分の目で一度見たいと思つながら、その干拓の行われまう前から今日まで、実は諫早という場所を存じません。そのために、自分の目で見た上での意見を申し上げることはできませんけれども、今環境庁長官の述べられましたことに一つ私がつけ加えるのであれば、洪水調節の意味があるという説明を以前

に受けておりました。そうしますと、これは全く
実は違った視点でチェックをしなければなら
ないもの、そういう点ではこの問題は私はお不勉強
でありまして、的確な意見を申し上げるだけの知
識を現在持つておりません。申しわけありませ
ん。

○秋葉委員 ありがとうございます。資料等も
お届けいたしますので、よろしく御検討のほどお
願いいたします。

質問を終わります。

○佐藤委員長 これにて内閣総理大臣に対する質
疑は終了いたしました。

質疑を続行いたします。杉浦正健君。

○杉浦委員 杉浦正健でございます。

この環境アセスメント法案の審議に入りまし
て、もう二十時間近く審議が進んでおるわけであ
ります。申すまでもなく、この環境アセスメント
法案が成立すればと申しますか、ぜひとも成立さ
せたいと願っております、そうなると思ってお
りますが、そうなりますと、これまでの我が国の
環境アセスメントの歴史の一つの大きな区切りと
なるものであることは申すまでもございません。
また、我が国の環境行政、環境を守っていく、よ
くしていくという歴史の中でも画期的なものにな
るだろう、第一歩になるというふうに確信いたし
ておるところでございます。これは議論に参加さ
れている同僚各議員が異口同音に申されておった
ことでもございます。

振り返ってみますと、環境問題というのは、公
害という言葉が出てまいりました昭和三十年代の
終わりから四十年代の初めごろにさかのぼるわけ
でありますけれども、アセスメントにつきまして
は、四十年代後半ぐらいでございましょうか、ま
ず地方自治体による環境アセスから出発してお
るわけであるところでございます。条例とか要綱
を制定されて取り組まれたというのがスタートで
あります。

昭和四十七年に閣議了解がなされて、政府レベ
ルでの本格的な取り組みが始まりました。そし

て、再三触れられておりますが、総理も申されま
したが、昭和五十六年には、廃案になりましたた
けども、環境アセスメント法案が提出をされ、国
会で審議をされました。廃案にはなりませんが、
その法案を受けまして閣議アセスが昭和五十九年
ですか、スタートいたしました。省議アセスその
他法令によるアセスも続きまして、そして平成六
年には環境基本計画が決まる。環境行政の前進に
とって、それぞれ時期を画してまいったわけであ
ります。

そういった、今まで法律によらない環境アセス
メントにつきまして統一的原理原則を打ち立て
るというこの環境アセスメント法の制定でありま
す。この法律が早く成立をして、二十一世紀に向
かっていいスタートを切るようになることを切に
願っております。

本委員会において、質疑は、一つの法案として
は異例に属する二十二時間の質疑時間、そして公
聴会も昨日京都で行われました。また、総理の御
出席をいただいた一時間質疑を行うということに
なつたわけでありまして。

私は、全部の委員の方の議論を拝聴したわけ
ではありませんが、ほぼ詳細にわたつて質疑が出
ておる感じがいたすわけでありまして。パフィー
クトな案とは必ずしも言えない、人間のやること
ですからそういうものではございまいしょうが、こ
の委員会における質疑を踏まえて、環境庁の方で
十分な運用を図つていただけるものと期待いた
しておるわけでありまして。

まず、環境庁長官の御所見を最初にお伺いいた
したいと存じます。

○石井国務大臣 ただいま委員が御指摘なさいま
したように、環境アセスメント法制度は、大変長
い経緯がございまして、さまざまな方々が御苦勞
し、御努力をされ、今日に至つておるわけござ
います。そして、このたびようやく法制化が具体
化をしましていただいております、大変長い
時間をかけてまして、いろいろと慎重に審議を行つ
ていただいておりますところでもございます。

この環境アセスメント制度につきましては、今
までの経験、経緯を踏まえまして、事業者または
国民、国、そして地方公共団体というような、立
場の異なる広範な主体の役割と行動のルールを定
めたものであると思ひます。

そして、この制度が適切にかつ円滑に実施され
て、事業についての環境保全の適正な配慮が確保
されるためには、制度の趣旨をそれぞれ主体が
正しく理解をしていただくとともに、それぞれに
期待される役割を十分に果たしていただくことが
非常に重要なことであると考えております。

環境庁といたしましては、このような環境影響
評価制度の趣旨が正しく理解されますように、周
知徹底を図れるように、制度の普及啓発に努めて
まいりたいと思つております。

○杉浦委員 総理もおっしゃつておられました
わけでありまして、長官からも同じような御趣旨のお話があつた
わけでありまして。

お伺いしたい点は他の委員がもう全部聞いてお
られますので、私、いただいた時間、少しアセス
メントからはみ出すかと思ひますが、環境行政と
申しますか、環境問題一般にまで広げた形で質疑
をさせていただきますと思ひます。長官も、役所
の用意されたのは少しわきに置かれて問答をさせ
ていただければと思つておるわけでありまして。

まず、私の政治の師匠でございまして、私の大
恩人でもある福田勉夫先生の本から引用させてい
ただきたいと思ひますが、福田先生がお亡くなり
になる直前に「回顧九十年」という本を出版され
ております。まとまった先生の残されたものはこ
れしかないわけでありまして、あるいは長官もお
読みになったかもしれません。その中で、福田先
生はこういふふうに言つておられます。ある意味
では福田先生の遺言と言つてもいいこの本のエッ
センスと申しますか、私どもに対する最後のメッ
セージと言つてもいい文でございますので、全文
を紹介させていただきますと思ひます。

あと六年たつと、二十一世紀である。今は二
十世紀と二十一世紀との節目にいるわけだが、

私はこの節目が人類始まって以来の変わり目に
なるだろう、と考えている。
この本の出版は一九九五年三月十四日でありま
す。

二十世紀は大変な変化のある世紀だった。新
エネルギーの開発、科学技術の発展と相まつ
て、物質文化、つまり人間の物質的側面におい
て大変革が起こつた。これは特に経済発展にお
いて顕著で、GNPでいうと実に十五倍の大発
展を遂げた。人類始まって以来の経済繁栄であ
る。

人々の暮らしも革命的に改善され、地球上挙
げての大量消費社会が出現した。しかし、物質
文化が目覚ましく発展した結果、「作りましよ
う、使いましよ、捨てましよ」、これが当
然の世の中になつてしまつたわけだ。地球上に
存在するありとあらゆるものを使い荒らし、捨
て散らすことに何の不安も感じず、それが当た
り前だという気持ちでわれわれは今日に至つ
た。

いまその「栄光の二十世紀」が終わり、新
しい世紀が始まろうとしてゐる。私は二十一
世紀について、ものすごく悲観的に考えてい
る。

経済発展、生活の改善とは裏腹に、地球上の
ありとあらゆるものを荒らしまくつたツケを払
わなくてはならない段階がやってくる。資源、
エネルギー、生活環境はことごとく悪化してい
き、このままでは推移すると人類の生存すら危ぶ
まれる事態にならないとも限らないからであ
る。つまりわれわれはこれから先、人類の存亡
をかけて二十一世紀を考えなければならぬの
だ。

私は、この部分が福田先生の我々に残された
メッセージといひますか遺言だ、こう思つてお
るわけでありまして、私自身は福田先生ほど物すこ
く悲観的には考えておりませんが、もちろん楽観も
しておりません。

この福田先生の遺言と申しますか、そういうふ

うにならないような二十一世紀にしなければならない、その橋渡しをしなければならないと思っておるわけでございますが、長官の御感想はいかがでございますでしょうか。

○石井国務大臣 ただいま、政治家として、総理をされ、そして大先輩としての福田先生の大変貴重なお話を聞かせていただきまして、改めて、そのすばらしい先見性とそして適切な御判断、そのことに深く感動したところでございます。

日本の戦後五十年以上たちまちの中で、とかく経済、産業発展ということにとらわれ過ぎまして、大量生産、大量消費、大量廃棄という生活が当たり前のような形で、日本人はその恩恵をこうわって来たというふうにも思いますが、しかしこれは、今の時代、これは日本に限らず地球規模で、限りある資源を大切に使用していく、利用していくということ、そして、自然環境などにつきましても、一度破壊されたものをとに復することとは大変な労力と資金が必要でありますから、それも不可能な分野が多いわけでございますから、そういう点で、今この時代に、我々が今までの問題を反省をして、そして来るべき子供や孫の時代によい環境を残していかなければならないという重大な使命があると私は考えております。

そんなことで、これからの環境の問題というのは、今すぐに結果が出るとか人体に影響がすぐあらわれるというふうなことではないだけに、非常に慎重に、かつ先見性を持って、科学的な知見をもとにした対策が必要でございまして、環境庁という立場におきましては、そのことを重要視して、そして取り組んでいかなければならないと改めて覚悟を新たにしているところでございます。

○杉浦委員 大変すばらしい御答弁、ありがとうございます。

福田先生の言われる二十世紀の産業、科学技術の大発展、それによってもたらされた豊かな生活、そういう生活を、地球全体でいうと、エンジョイされない開発途上国も随分あるわけであり

ますが、少なくとも日本についてはすばらしいものがあつたわけでございます。それによつて私どもが得たものも多岐にわたりますが、また失つたものも非常に多いわけでありまして。

本委員会における議論の中でも、そういった点に触れたお話が幾つかありました。

私が拝聴しただけでも、砂田委員——砂田委員は私より一年先輩であります、お生まれが早いという意味でありますけれども、幼いころの明石の海のことを触れておられました。私も、あそこで一夏海水浴を楽しんだ人間でありますので、昭和三十三年であります、よく知っております。

また、武山議員でございますが、武山議員はうんとお若いわけでありまして、どぶ川、汚れた空気の中で育つた、非常に悪い環境の中で幼いころを過ごされたというふうな、そういう思いから、いい環境を子孫に残そうというお気持ちを吐露しておられました。いろいろと感じるところがあつたわけでありまして。

私自身は、砂田議員と同じように、豊かな豊葦原瑞穂の国の田園の中であつたが育つたわけでございまして。往時を思い起こしますと、今の環境と比べますと、比較にならないすばらしい自然の中で育つたものだ、こう思っております。

小学校唱歌というのを持ってきたのですが、本当に、今の子供たちは知らない、知ることのできない状況でありまして、かわいそうだと思ひます。

「春の小川」、これは大正元年に作詞作曲の曲であります。御存じの方も多いと思いますが、

春の小川は ささら流る。
岸のすみれや れんげの花に、
匂いめでたく 色うつしく
咲けよ咲けよと ささやく如く。
春の小川は ささら流る。
蝦めだかや 小鮎の群に、
今日も一日 ひなたに出て

遊べ遊べと ささやく如く。

と続いていくわけですが、小川は水量も豊富でし、本当にこの歌にあるように春にさらさら流れておりましたが、今は春には水はありません。かんがい排水が発達しておつて、もう乾田になっております。小川どころか、三面張りのコンクリートで水もない、本当にミゼラブルな川であります。この歌のとおり小川を子供たちに残せるだろうか、じくじたるものがあるわけでございまして。

環境庁長官、女性に年齢を聞くのは大変失礼なことだということは重々承知しておりますが、しかし、ほぼ私と世代は違わないようにお見受けいたします。長官は、どのようなところにお生まれになり、お育ちになり、どのような環境の中で成長されたのか、そして、それに比べられて、これからの環境行政、今、長にいらっしゃるわけですが、どういふ思いでいらっしゃるか、お考えと申しますか、お気持ちを伺いたいと思ひます。

○石井国務大臣 「春の小川」の歌、思わず何か口ずさみたくなるような感じにございました。

私は、埼玉県所沢市に生まれて、武蔵野の大変自然豊かな、そういう環境でもありましたし、しかし、東京に近いわけですから、かなり都会化してきたというふうな傾向が見えておりました。お嫁に行った先が飯能でございまして、これはまた緑と清流に恵まれましたすばらしい自然環境の中で過ごしてまいつたわけでございまして。

そのような中で、やはり最近の状況というものは、所沢は、やはりダイオキシンなどの問題で大変今苦労しております、開発が非常に進んでおりまして、人口も、私がおりましたときの六倍以上になつてゐるというふうな状態になつておりますから、さまざまな都市問題も抱えております。

そして、飯能市は、割合、開発を控えていた市でございまして、まだそういう点では自然環境に恵まれました土地でございまして、久しぶりに家

の方に戻りますと、おいしい空気を吸わせていただいたり、緑と清流に親しんでくるというふうな状況でもあります。

そういうふうな中で、やはりこれから環境保全に対する行政の果たす役割というものが大変重要であるというふうな考えておりますので、最近市民とか国民レベルでの環境に対する考え方、随分変わつて来たというふうにも受けとめておりますし、関心が高まつてまいりました。

ですから、今までの、環境を汚染したり環境破壊をされました、そういうことを、この際、これから十分に取戻していくような行政が必要になつてくるというふうな考えております。そのために、やはり国政レベルにおいても、また、地方公共団体、また市民レベルにおきましての十分な連携の中で、よい環境保全のための政策が充実することを願つております。

○杉浦委員 私は、サラリーマン時代につくつたうちが川越でございまして、所沢も飯能も、ゴルフで最近よく行くんですが、よく存じておりますが、私の学生時代、昭和二十八年から三十二年までのころは、中央線も、高円寺過ぎて吉祥寺あたりに行きますと、一面武蔵野でした。雑木林がずつとあつて、本当に、いわゆる武蔵野という感じでありました。私が川越に移つたのは昭和四十年代前半なんですが、そのころは、所沢、狭山、飯能もそうですが、武蔵野の名残がずつと北の方に伸びておりました、すばらしい雑木林が当時はありました。今はほとんどありません。これは先生御存じのとおりです。何とか武蔵野の情景が残らないものかと思ひながらサラリーマン時代、過ごしたわけでありまして、今もその思いは強くございます。

その武蔵野雑木林が、最近、新聞報道等によると、産廃の処理場になつて大変な状態だ。これは長官も御存じだと思ひますが、山林というのは、厄介なことに、調整区域でも市街化区域でもない、大部分白地であります。だから、所有者が提供すれば入り込める、一面厄介な存在であります

けれども、そんなことで問題になつてゐるよう聞いております。産廃処理法、今度厳しくなりましたから、そのあたりきつと運用をしていただいて、私どもの身の回りにある自然、歴史的なものを含めて何とか後世に残していきたいものだなという思いは人一倍強くなるわけでありまして、失つたものに、ほかにもたくさんありますけれども、私は、心、豊かな心があるのではないかと、子供たちが悪い環境の中で育つわけですから、私どもの子供のころのように、学校から帰つてくるとかばんをほつぽり出して走り回る、村じゅうの悪戯鬼が集まつて山野を跋渉するというようなことは今できません。川では泳げない、もう泳ぐのはプールしかだめだ。あれやつちやいない、自動車は危ない。僕らのころは自動車はありませんでした。ダットサンの三輪車が来てガソリンのにおいを振りまいていくと、ああ、これが文明の薫りだというわけで、後ろをついて走つたものであります。今は危なくて道路を歩くのも難しい、通学生はみんなヘルメットをかぶつて歩いております。戦国軍団じゃないかと思つたりするわけでありまして、そういう情緒のない中で成長してゐる子供たちはかわいそうだと思います。

いじめの問題、いじめで死ぬ子が出ました。昔からいじめはあつたし、これからは人間社会がある限りいじめはなくなると思つてゐるわけですが、いじめられて死ぬ子がいる、死ぬぐらいいじめの子がいる、これが一番の問題だろと思つてゐる。私のころは、けんかしても、けんかなれしてありますので、ここまでやればけがをするとか手心を加えながらけんかしたものであります。が、今の子どもはブレイキがきかない。心の病にかつてゐると思えない。そのしりが私どものふるさと西尾でございました。

このいじめが起つたのは、新開発、宅地造成をした新しい土地であります。周りは田園であります。在のところが、そこでは問題は今でも起こらないと思ひますが、新開発の宅地地域で起つた。しかも、一部上場会社、トヨタ系の会社、名

前は出ませんが、いじめた方が、ある社でいじめられた方がある社の子供だというような状態のもとで発生したわけでありまして、そこは私の選挙区でありますので、よく出かけるところでありまして、片や田園風景がある、片や宅地造成された、まあウサギ小屋というよりはちよつといふですけれども、家が密集している地域、いかにも不自然な環境の中で起つた事件であります。子供たちの心に異変が起つてゐるのではないかというふうに感じる次第でございます。

日本の文化は木と紙の文化ですから、すぐ燃えますし、壊されます。ヨーロッパは石の文化、こゝ言われるわけですから、文化財、貴重なもの、そういうものが開発とともにどんどん壊されていく。私どもの地元にも古い家並み、江戸時代の情緒を残すようなところも多々あつたわけですが、開発とともにそういうものがどんどんなくなつていく。何とかあつたものは残せないだろうか、そういう思いが一方ある反面、開発の名のもとにそういうものがなくなつていく、無念な思いを時々するわけでございます。

失つたもの、ほかにもあるかもしれませんが、それに比べて得たものも多かった。あのころの生活に比べて、衣食住、全面にわたつて、あのころの状態からすると極楽のような生活をしてゐるのじゃないかと思つてゐる。

子供の時代は、着るものなんかは本場にすつてゐて、私の父は父は教員をしていました。が、安月給で、小さな農家に生まれ育つたのですけれども、衣類をお金を出して買つたということはできません。うちに機がありまして、おばあさんが機織りする。今にすると高級品かもしれない、ホームスパンのもの。綿は栽培する、種を自分でとつて、打つてもらうのは外へ出しますが、それを糸に紡いで、織つて、その布で衣類をつくる、そういうことでございました。それに比べれば、今は、子供一人分だけであるが、いっぽうになるくらい衣類があるわけであり

ます。それにまだ買いたいと言うから、もとのを出して着ると言つても、いや今はこういうのがはやつてゐるからと言つて、買つてやつてゐる甘たい親でありますけれども、豊かさという点ではもう想像を絶するものがあります。

食べ物もそうであります。世界じゅうの食べ物がお金さえ出せば手に入る。ぜいたくな時代になりました。私の小さいころは、食べ物を残すおばあさんや親たちにはしかられました。我々の田舎では、もつたないといふことをおとしといふ言ひですが、おとしといふ、おとしといふ、しかられた。今でもその癖がついて食べ物を残さないもので、それから、太りぎみで困るのですけれども、それに比べると今の子どもたちは、食べ残すのは平気、どんどん捨てる、そういうぜいたく過ぎる生活。閻魔様に地獄に行つたらしかられるのじゃないか、こう思つてゐるわけですが、豊かさであります。

住については言うに及びません。僕らの方では、家に二台、三台車があるのが普通の家庭であります。電気製品が普及したことは言うに及ばず。交通にしても、新幹線あり、飛行機あり。この間、秋田県の選挙の応援に行つてきました。朝七時の飛行機に乗つて、八時にはもう秋田に着く。一日走り回つて、夕方の飛行機で名古屋へ戻る。夕方の地元の会合に三つばかり顔を出す。昔の人から見たら何をやってゐるかといふくらい、そんなことができる世の中になつたわけでありまして。私のふるさと東海道五十三次の宿が岡崎、藤川とありますが、東京・大阪も一月ぐらいかつて片道歩いたという時代に比べますと、隔世の感があると思つてゐるわけでございます。

ちよつと演説してしまつて済みませんが、長官にお伺ひしたい前提で言つておきますが、そういったすばらしい高度の生活を手に入れた反面、それを得たために生じた副産物、先ほど来議論になつておりますが、廃棄物。一般廃棄物、産業廃棄物、原子力廃棄物、その処理で頭を痛めておる。水は汚れる、空気は汚れる、その対策で七転

八倒する。今地球規模で、COP3が開かれる、開かなきゃならぬやうなひと状態に相なつておるわけでございます。福田先生が申されたとおりの状況ではないでしょうか。

それから、これから二十一世紀に向けて取り組んでいかなくちゃいけないことを考えますと、長官にお伺ひしたいのは、今行政改革が問題になつてゐますね。省庁の再編成、視野に入つております。いろいろ議論が行われております。あるいは環境庁にも、政府の行政改革委員会等の方からいろいろお話をあつたかもしれないけれども、こういう事態に立ち向かつていく体制として、じゃ、今の環境庁、調整官庁であります。これで本当にいいのだからというふうなことも思ふのです。再編成の結果、環境庁がなくなるかもしれない。それは、環境庁という役所がなくなる、なくならないの次元はさておきまして、こういう問題に国としてあるいは地球規模でも取り組んでいく、そういう国内の体制をつくるために一体我々は何をしなくやいかぬか、こういうことは真剣に考えなくやいかぬか、どういふうか、こう思つております。

環境庁の御意見を伺ひする前に私なりの考えを申し上げますと、私個人の考えであります。環境というものの根本というのは、やはり治山治水だろ、山を治め、水を治めることが基本だろう、こう思ひます。

例えば私どものふるさと山の中に入つても、水量は減つてゐるのです。原因を聞きますと、山林が荒廃してゐる、だから間伐ができない。広葉樹林の自然林ですと、保水力があるわけですね。ところが、戦後木を切りまくつた、要するに家がないですから。その結果、植林に変わりました。人工林が相当多いでしょう。三分の二ぐらい人工林じゃないでしょうか。これは間伐をし、下枝を切らないと、日が入らなくなつて、下に草が生えないのです。だから雨が降つてもすぐ流れる。だから、雨の直後は水量が多いですが、しばらくたつとぐつと水量が減つて、冬に

なるともうちよろちよになる、こういう状況であります。

つまり、山を治めませんと水が治まらない。ところが、山は林野庁、環境庁の国立公園もありますが、大部分は林野庁だ、治水は河川局だ、建設省だ、こういうことであります。

上下水道、これも大事であります、上水道は厚生省、下水道に至っては、建設省の流域下水道もあれば、農水省の集落排水もあり、厚生省の合併浄化槽あり、三省に分かれてやっておるといふことであります。

廃棄物の処理も、一般廃棄物は地方自治体、産業は民間、民間任せと言ったら失礼ですが、原子力は今問題になっております動燃でやるというふうなことで、統一された体制ではないわけであり

ます。そういう環境をよくする行政の推進を一元的にやらなきゃいかぬ。そうしない限り、調整だけで、どうぞ自由という状態では、抜本的な解決に向かえないのじゃないかというのが私の考えでございます。

産業政策にいたしまして、根本は省エネルギーでございます。それから、先ほど総理もおっしゃっていましたが、エネルギーもやはり化石燃料から太陽エネルギーとか。水力はもう限界、化石エネルギーは問題を起す。とすれば、太陽光とか、原子力をきちんとしてやるとか、あるいは核融合とか、要するに環境に影響、負荷を与えないエネルギーを開発していかなくやらない。

それから廃棄物処理について、同時にやらなければいけないのはリサイクルであります。リサイクル社会をつくっていかなくやらない。一元的な行政の推進が不可欠だろうと私は思っておりますわけであり。

今般の行政改革議論でも、どういうふうになるか、いろいろと議論されておるわけですが、環境庁がなくなるか、そういう次元の話じゃなくて、ひとつそういう環境問題に国として基本的に取り

組んでいける体制をつくっていかなければならぬと思うわけでありまして、長官の御意見はいかがでございますか。

○石井國務大臣 さまざまな問題について今御指摘をいただいたわけでございますが、環境問題を考えるときには環境庁が主體的にリーダーシップをとってやらなければならぬという建前はありますけれども、現在のところ、調整官庁であるといふことで、一部国立公園などに対する事業費はありますが、ほとんどそのような自由予算もない、そういう点では非常に窮屈な予算の中で、できるだけ最大の効果を上げるように努力をしてきていると思っております。

林野の問題、御指摘がありましたけれども、この問題も最近、林野事業が赤字でどうしようもないので、むしろ山林林野の問題は、その持つております公益的性格、そういうものを生かす意味で環境庁の方がいいのではないかと、そういうふうな御意見も出ておる聞いております。

山林の持つ公益的な性格といたしまして、水資源の涵養というふうな点がありまして、緑の保全という点がありますし、大変重要な意味を持つておりますが、今までのいろいろな時代の流れの中で、山仕事をなさる方がだんだんなくなつてしまつて、手入れが不十分であるというふうな状況が随分長く続いております。ですから、山が荒れるというふうな状況になってきておるわけでございますが、それはまた、木材の需要供給のバランスがよくないというふうな点がありまして、価格の問題もあらうかと思ひますが、輸入材が非常に普及してしまつておるという点があります。

さまざまなそのような政策の問題もありますけれども、これから、やはり環境庁としても一つ、公害の防止、予防という点と、また水の問題、大気の問題、そして特に最近地球温暖化に関係をいたしまして具体的な取り組みが大変重要になってまいりました。そういう点では、環境行政というものは、昔と違ひまして非常にその重要性が高まつておると思ひます。

今、行政改革ということ、各省庁の統廃合の問題もいろいろ議論をされておる中でございまして、その結論についてはまだこれから先のことになると思ひますけれども、その中で、やはり長い間活動してまいりました役所の機能、機関、あるいは公益法人とかそういうふうなもの、不要になったものについては当然これは整理をすべき問題であると思ひますし、また、各省庁間でいろいろな連携が必要な部分もありますから、できるだけむだのない効率的な行政改革をすべきであるといふふうに思ひます。

環境行政につきましては、日本は大変今までおこなつてきたと思ひます。今度の環境アセスメント法案につきましても、OECD諸国で最後になつてしまつた、これから本格的に環境行政に取り組まなければならぬという日本の状態でございますから、これはもう決しておろそかにすべきことではありませぬし、むしろ、環境行政というものを重視をして、それを充実させていく日本の状態であらうといふふうに思ひます。

ですから、これは環境庁と役所のことではなくて、環境行政が、幅広く国民のために、また地球規模での環境保全のために十分機能が發揮できるように仕組む、これから大いに議論をして考えていただくと思ひます。

○杉浦委員 全く同感でございます。私も、具体的な詳しいところまで正確に理解しているとはまだ言えないと思ひますけれども、先進諸国の行政の中における環境の地位というのは、日本よりはるかに高いようですね。何とか環境省とか生活環境省とか環境保護省とか、要するに、環境の問題を中心据えた生活、そういう仕組みに大体先進国はなつておられるのじゃないかという印象を受けておるのです。まだ本格的に調べたわけじゃありませんけれども、これから二十一世紀に向けてアセスメントは、遅まきでありまして、行政の執行体制としてもそういう方向に向かうべきではなからうか。

野をよこせ、建設省に河川をよこせ、厚生省、ここに厚生省出身の人もあるけれども、水道環境部はこつちへよこせ。それから、合併浄化槽はどこでやっているの。水道環境部ですか。それもこつちへよこせといふことで、全員集合で組み立てるといふことを前向きに考えていただければと、個人的な意見であります、思つておる次第であります。

ついでだから申し上げますけれども、環境部会長にさせていたで、昨年の暮れ以来、環境庁の方と随分おつき合ひが深くなつてまいりました。随分議論もしておりますが、環境庁の方々、私がつき合つておるのには課長補佐から上ぐらいの方であります、議論して感じておることは、局長さんとか課長さん、要するに、よその省から来られた方は各省で第一線でやつた御経験があるからさほど違和感はないのですけれども、プロパーで上がつてきている環境庁の人たちと議論しておると、何といひますか、調整官庁の限界なんではないかと、要するに、現場のことがわからない。意見を言うにしても、例えば道路のことについて意見を言う場合でも、道路局へ行つて道路の仕事をやつていたらそういう言い方をしないんじゃないかと感じることも間々ございました。

そういう意味でも、環境庁がどういう形になるかは別にして、単なる調整官庁に甘んじているのではなくて、事業を、国立公園なんかやつています、直接やる官庁にならないと、出される意見も適切なものにならないんじゃないか。

例えば、アセスメント法では、環境庁長官の意見というものは、これは大きな役割を果たしますね。そういう場合に、本場に環境を守る、環境をよくする、そういう観点から適切な意見が出されないと、大体、立案するのは事務当局で立案されるわけですから、そういう深い理解を事務当局で持つてもらわなければ困ると思ひます。

持続可能な発展という言葉がありますけれども、開発と自然の保護とは両立しないわけではなく、一方、開発はやらぬといふか、それは

事後に実施した調査の結果に基づきまして、事業者が適切な環境保全上の措置を講ずることが適当でございまして、そのような場合に、事後の環境の状況を把握するために行う調査について、準備書の記載事項とするものでございまして、こうして事後のフォローアップをしていく、こういうことでございまして。

○大野(由)委員 石井環境庁長官に伺いたいのですが、今、御説明いただきましたこのハの文章なのですが、実は私何回もこれを読みまして、何回も読んで、私は頭が悪いのかと思って、自信をなくしたといいますが、私は法律家ではございませんので、なかなか理解が難しいのかもしれない、この文章を読んで、今局長が答弁なさったようなことが理解できるかどうか、伺いたいです。

「口に掲げる措置」つまり「環境の保全のための措置が将来判断すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合には、当該環境の状況の把握のための措置、これが事後アセス、また事業着手後の調査をやりなさいよ」ということを言っているのかどうか。そういうふうに読めますか、長官の御意見を伺いたいと思います。

○石井国務大臣 ちょっと読むとなかなかわかりづらい文章ですけれども、やはり法律というのは正確を期す必要がありますし、このような表現になったものと思います。

○大野(由)委員 これが今まで行われてきたものであれば、多少わかりづらくとも理解される、このように思うわけですが、この事後アセスとか、こういうものは従来行われてきたものが法律の中に書かれる。その法律は読んでもわからない、そういう法律であつたのでは、とてもじゃないですけれども、これは新規立法、これから法律をつくらうというわけですから、読んでわからないような法律を今からつくるというのは、こんなナンセンスなことはいないんじゃないか。既にあるものというんじゃないんです。今から立法しよう

というんですから、だれが読んでも理解できる、日本語がわかる人ならわかる、そういう法律にすべきじゃないか、このように思いますが、環境庁の御意見を伺いたいと思います。

○田中(健)政府委員 おっしゃいますように、この事後アセス、今の閣議要綱の制度にはございせん。それから、地方ではこういう制度をやっているところもあるわけでございます。

これは、ただいま大臣から答弁を申し上げましたが、法制的にいろいろ詰めて、紛れのない正確な表現をするということで、法制局審査を経まして、こういう表現になったわけでございます。中身は御説明を申し上げたようなことでございまして、非常におわかりづらいということでおしかりをちょうだいをいたしておりますが、法制的に詰めた結果の表現でございまして、ぜひその辺は御理解をいただきたいと思ひます。

私もどなたもいたしましては、そうした点につきましては、いろいろとこの法案が成立をいたしました晩には、いろいろとこの辺の説明を十分やっていきたいというふうに考えております。

○大野(由)委員 今局長の答弁があつたわけですが、私は、今から立法するわけでございますので、これはぜひもう少し補足するなりなんなりして、だれが読んでも理解できる、そういう法律にすべきだ。これは今から立法するの、読んでわからない、これはもう本当にあえてわからないようにしたんじゃないか、このように勘ぐりたくなるわけでございますけれども。

もう一回確認いたしますが、このハに書いてあることは、要するにどうなんでしょう。中環審の答申の中にこういう文章がありますね。評価後の調査の必要な項目、範囲、調査方法、期間等については、個別事業ごとに異なるので、準備書、評価書に記載することとし、個別にその内容を審査する仕組みが大切であるというようにも書いてあるんですが、要するに、事後にこういう調査をしないか、するという意味なんでしょう

か、これは。

○田中(健)政府委員 今先生がおっしゃったような趣旨でございまして。

○大野(由)委員 じゃ、事後にこういう検査をしない、その検査をきちっと実行に移すかどうかということとは、どこに書かれておりますでしょうか。

○田中(健)政府委員 法律の三十八条でございまして、「事業者は、評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をして当該対象事業を実施するようにしなければならぬ」と。この三十八条でこれを実行するということが義務づけられている、こういうことでございまして。

○大野(由)委員 この事後アセスの結果というものは、公表が義務づけられているんでしょうか。事後アセスをやつて、検査項目、こういう数値が出てきたという、その事後アセスの結果は、公表が義務づけられているんでしょうか。

○田中(健)政府委員 公表に関することも評価書に書いていただきますので、そこでそういうふうに触れられますと、事後も公表される、こういうことになるかと思ひます。

○大野(由)委員 じゃ、その評価書の中に事後の調査を公表するといふてなければ公表されない、そういうことになるわけですか。

○田中(健)政府委員 建前はそういうことでございまして、私どももいたしましては、環境庁長官の意見あるいは主務大臣の審査等もございれるのではないかと、こういうふうには思ひます。

○大野(由)委員 立法の段階で建前と本音なんか、どう考えても理解できないような答弁であつたわけですから、そのように建前と本音を推察をしなければならぬというように、そういう法律であつてはならない。だれが読んでもこううに理解できないという、そういう法律をつくらないという意味でございまして。

また、事後アセスをやつても、公表しなければ

ば、その結果このアセスが正しかったのかどうかという判断もつかないわけですね。ですから、これはもうどう考えても公表を義務づける、そういう内容にすべきではないか、このように思ひますが、御意見を伺いたいと思ひます。

○田中(健)政府委員 先ほどから申し上げておりますように、どういう内容で、どういう調査をして、それでどういった公表の仕方をするかということ、私どものいろいろなチェックの過程でそういうことになるようにやっていきたいということ御理解をいただきたいと思ひます。

○大野(由)委員 それは、じゃ政省令に書かれるということでしょうか。

○田中(健)政府委員 いろいろな審査の過程でやっていくこととなりますので、その辺は今後いろいろ検討したいと思ひます。

○大野(由)委員 ということは、政省令に書かないということなんでしょうか。

○田中(健)政府委員 政省令事項になるか通知になるか、いろいろ検討をいたしたいと思ひます。

○大野(由)委員 法案の立法の審議の段階でその辺が決まつていないというようでは話にならないんじゃないか、私はこのように思ひます。環境庁のその辺の姿勢、どう対応されるのか、明確な対応を伺いたい。私、午後にも質問するようになっておりますので、もう一回このことを答弁を伺いたいと思ひます。

それで、事後アセスを行わなかつたら法律違反になるかどうか伺いたいと思ひます。

○田中(健)政府委員 ケースによつていろいろあるかと思ひます。事後調査の必要なものにつきましましては、環境庁長官意見あるいは主務大臣の審査の過程でいろいろその辺の指示は意見として申し上げます。また、場合によっては、許認可の際に横断条項によりまして付款をつけるということも可能でございまして。付款をつけて必ず守らせるといふこともケースとしてあるかと思ひますので、そういうことで御理解をいただきたいと思ひます。

○大野由委員　じゃ、事後アセスのことが評価書の中に書かれてなかったら許可がおりない、事後アセスはやるべきである、法律には書いてないけれども、評価書の中にきちっと書かれているかどうかを確認をする、その上で許可をおろす、そういうことでしょうか。

○田中(健)政府委員 ケースによつては、そういう手順を踏んで付款をつけてやらせる、こういうことになるかと思ひます。

○大野(由)委員　じゃ、そうならない場合はどう
いう場合があるか伺いたいと思います。

○田中(健)政府委員 逆の話になりますが、必要な場合にそういうことをやるわけでございまして、不明確性が少ないとか、その必要がないときではそこまでやる必要がないということで御理解をいただきたいと思います。

○大野(由)委員 どういう場合が必要で、どうい
う場合が必要でないか伺いたいと思います。

○田中(健)政府委員 アセスメントの評価の手法等は非常に科学的な知見によるものでございます。いろいろな手法等がございますし、どれを選択するかということもあらうかと思えます。そういうことで、ケースによって違うわけでございまして、それはケース・バイ・ケースで、ケースごとに判断をしていくことになろうと思えます。

○大野(田)委員　じゃ、それはどなたが判断されるんでしょか。環境庁長官が判断されるのか、主務官庁が判断されるのか、事業者が判断されるのか。また、その判断の材料になる基準みたいなものはだれが発表されるのか。

○田中(健)政府委員 準備書なり評価書はその事業を行う事業者が作成をするものでございますから、まず事業者においてそういう判断をいたします。それを、いろいろな意見を聞くということでも、知事なり私どもの環境庁長官なりあるいは許認可の主務大臣がそれぞれの立場で判断をしていくというプロセスを経るわけでございます。

○大野(田委員)いろいろ大変しつこいと思われたかも知れませんが、事業を進めたいばかりに恣意的なアセスをするという人が出てくる可能性もあるわけです。そういう意味で、私は、法律をつくる段階で、そういうことがなされないように未然の防止をきちつとしておかなければいけないのではないかと。事業主が、実際の請け負う業者とそのアセスをやる業者がもう一体になって、同じ業者がやるという場合も往々にしてあるようでございまして、自分が事業を進める上において、仕事を進める上において、仕事が進みやすいようにアセスをアワセメントで、ちよつと違ったデータが出たらそれはみんなはしょつてしまつてというふうな、そういうようなことが行われたのではどうしようもない。そういうことが行われないうちに、やはりきちつと事後のアセスも義務づける。

もちろん事前の予測と事後は必ずしも一致しないと思います。それは予測は予測ですから必ずしも一致しないと思いますが、明らかに悪質な場合、明らかにこれは手を加えて、出てきたデータ等を改ざんしたとか、そういうふうな場合はきちつと罰則を設けるとか、そういう悪質な業者は、百万や二百万の罰金じゃどうしようもないわけですし、名前を公表して、そういう人が仕事をするのにはなかなか難しくなるとかというような何らかのの措置を考えないと、事業者にとって甘いアセスをする人が事業者にとつてはありがたいといふようなアセスをする、事業者にとつて甘いアセスをする、事業者にとつてはありがたいといふようなアセスであつては、形ばかり整えたつて中身はどうしようもない。い。

もうそれこそ、試験問題をつくつて、そして自分で解答して、自分で採点してと、そういうふうなアセスがいろいろ言われているわけでございますが、そういうことを未然に防止する措置が必要ではないか、このように思いますが、御意見を伺いたいと思います。

○田中健一政府委員 法案におきましては、予測評価の結果あるいは基本的なデータ等を準備書等に的確に記載をいたしまして、公表をさせるということを基本としておるところでございます。また、地方公共団体あるいは住民等の意見に対しまして、事業者の見解を準備書に記載をいたしまして、これを公表させまして、これをもとに審査が行われるということにしております。こうしたことで、事業者としても、こういう公表のプロセス、あるいはデータをできるだけ出すというところでございますので、事業者としても真摯な対応が求められるというところでございます。

長官の意見あるいは主務大臣の審査等もあるわけでございます、このように透明性が確保される仕組みとしておるといふふうに私どもは考えておりまして、先生がおっしゃいますような恣意的な、虚偽の予測がなされるということとは、私どもは、考えられないのではないかといふふうに考えております。

そういうことで、御指摘のような制裁措置がなくとも環境保全上の配慮は確保されるものと思っておりますが、もし仮にそういうひどいケースがあった場合には、これは横断条項もございますから、許認可そのものに響いてくる問題になろうかか、そう思います。許認可そのものが取り消しとか、そういうことまで進む可能性もありますので、私どももたいしたしましては、事業者はそれが一番怖いわけ

虚偽の予測がまかり通るということはないものというふうに思っております。(発言する者あり)

○大野(由)委員 今動燃のことを考えるとそんな樂觀主義ではいけないという声がありましたけれども、私もそのとおりではないかと思ひます。

公告縦覧の期間が一月、意見を聴取する期間が二週間、こういう短い期間の中で、そのデータが正しいかどうかというようなことをチェックをすることはほとんど不可能ではないか、このように思っております。

そういう意味で、当然いろいろな場合があり得るということを想定した上で取りかからないと、私は、法律としては正確を期す法律にはならないのではないか、このように思いますので、その点もぜひ御検討をお願いをしたい、このように思っております。

もし予測が外れた場合は、事業者の責任で環境保全対策を講じなければいけない、そういう義務がある、このようにこれはなっているのでしょうか、どうでしょうか。

○田中(健)政府委員 先ほどから申し上げておりますように、評価書にそういう今後の不確実性を担保するための事後アセスを書くわけでございますから、それを実行する過程でそういうケースになりますと、それぞれ事業者の方で責任も持つてそれに対応していただくことになるものでございます。

が、その事業者が評価書の記載内容に従って実施する、これが通常であり適当かと思いますが、場合によっては地方公共団体が実施していますモニタリング等々を活用する場合もあるかと思ひます。

例えば、道路の場合、その大気汚染がどうか、

NO₂がどうかというような場合、地方公共団体で実施しているモニタリングでもってそれを集めて、その調査データをもとにして事後アセスの参考にするとした場合があり得るかと思うのですが、この地方公共団体のモニタリングをどのように活用することを考えていらっしゃるか、またそれを法律の中ではどのように位置づけていらっしゃるのか、どのように連携をとろうとされているのか、その辺を伺いたいと思います。

○田中(健)政府委員 この法律は、事業を実施するまでのアセスメントの手続を定めるものでございます。そういうことで、事後のフォローアップにつきましても事前に準備書なり評価書に書かせてやっていく、こういう仕組みにしておるわけでございます。

先生今お話ございましたように、事後のフォローアップで、我々もやっておりますけれども、自治体等がやっておりますモニタリングを活用する、これは当然そういうこともあるわけでございませう、当然活用していくことでございますけれども、この辺につきましては、この法律の趣旨から見て、この法律の中にはそういう整理まではいたしておりません。

○大野(由)委員 この辺も、では私は、環境庁、今後の課題としてぜひ御検討をお願いをしたい。結局、事業前のアセスは一生懸命手続法として行われるわけですが、その後の手続というものが、いろいろなケースがあるかと思ひますが、私は、この辺がちょっと十分流れてないのじゃないか、この辺もやはりきちっとフォローをする必要があるか、このように思ひますので、どう地方のモニタリング等々と連携をとって、そして総合プレーでやっていくかという、そういう仕組みもきちっと環境庁がリーダーシップをとってやっていただきたい、このように思ひます。

それから、事業者が事業を終わったときに、他の主体に事業が引き継がれるという場合があるかと思うのですが、そういうときに、事後の調査がスムーズに行われるように協力を要請するということもあろうかと思ひます。次の事業の人が協力してくれなければ、事後アセスも十分できないということもあるかと思うのですが、この点についてはどのように考えていらっしゃるか、伺いたいと思ひます。

○田中(健)政府委員 途中で事業が、別の人が事業主になるということもございしますので、そういうことにつきましても、評価書の中で書かせるというふうなことで対応をいたしたいと考えております。

○大野(由)委員 質問時間が終了したようでございますので、続きは午後、本会議後にやらせていただきます。

○佐藤委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後零時三十六分休憩

午後二時五十九分開議

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○大野(由)委員 環境アセスメント法の審議も約二十時間に及ぶようになりまして、昨日は、京都府地方公聴会、各意見陳述者の方から大変示唆に富むお話を聞かせていただくことができました。また、きょう午前中は、橋本総理に御出席をいただきまして、約一時間いろいろ質疑をさせていただきました。この法案に対する各党の委員の皆様の御質問、御意見を伺いながら、大変共通したところがある、このように思ひて私も聞かせていただいた次第でございます。各党の各委員の皆さんが御質問なさった共通したところをもう一度ちよつと整理をいたしまして、若干重複するかと思ひますが、質問をさせていただきたい、このように思ひております。

この法案の十九ページを見ていただきたいと思ひます。法案の十九ページの例の第十四条、「準備書の作成」のところでございまして、

この七の口のところで、中環審の答申の中に、代替案、複数案を検討する、このように書かれておられますが、このように質問をしたところ、十四条の七の口にこれはあります、そういう回答でございました。環境の保全のための措置(当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。)(ここに複数案の検討ということが含まれております、こういう御答弁であつたわけでござい

ますので、もう一度確認をさせていただきたいと思ひます。この「当該措置」の下に、「当該措置以外の環境の保全のための措置」について検討の状況その他の当該措置」というふうに加えるとうまいかどうか、都合の悪いことがあるかどうか。

か。

もう一度申しませんが、要するに、ここは複数案というところでございまして、複数案の検討はここに入っているというところでございまして、簡単に言いますと、当該措置を講ずることとするに至った複数案の検討の状況を含むというところでございまして、別の表現をいたしますと、「当該措置以外の環境の保全のための措置」(ここに、案以外の、別の案という意味ですね、「当該措置以外の環境の保全のための措置」についての検討の状況その他の当該措置、このようにしたら何か不都合があるかどうか、伺いたいと思ひます。

○田中(健)政府委員 先生今おっしゃいましたけれども、この読み方は広く読めるわけでございまして、「当該措置を講ずることとするに至った検討の状況」ですから、いろいろなことを検討したことが含まれると思ひますから、おっしゃるような趣旨はこの原文でよろしいかと思ひます。

○大野(由)委員 私の質問は、私の言ったようにすると不都合があるかどうかということを知っているわけでございます。当初案でいいというのが今の局長の答弁だつたと思うのですが、当初案でいいかもしれませんが、私の言った案にするとまづいところがあるかどうか、まづいところがあればこういう理由があつてまづい、それを言っていたかと思ひます。

○田中(健)政府委員 条文のことでございましてから、急にいいか悪いかと言われてもなかなか難しいことではございませうけれども、先生おっしゃつたような趣旨は、幅広くここで「検討の状況」ということで入りますので、そういうことで、いいか悪いかという判断はこれまた慎重に、表現の問題ですからやらなさいといけませんけれども、御趣旨はこれでいいということではございませうので、そういうことで御理解をいただきたいと思います。

○大野(由)委員 じゃ、もう一回確認をさせていただきますが、いいかどうかは言えない、しかしまづいわけではない、そういうことでしよう

か。

○田中(健)政府委員 原案が要を得ていると思ひますので、どちらかというと、くどくなつてまづいような気がいたします。

○大野(由)委員 これは条文上、これがこういう法規上まづいというわけではなればいわけですか。内容がまづいわけですか。それとも、文章が、急に言われてこれがいかにどうかよくわからないうことなんですか。どちらなんですか。

○田中(健)政府委員 繰り返すになりますけれども、私どもとしては、この表現で事足りているというふうな考え次第でございます。どうぞ御理解をいただきたいと思います。

○大野(由)委員 私の質問に答えていただいてないんじゃないかと思ひます。

局長のおっしゃつた、もとの案がいいか悪いかという、私はそういう質問をしているのではありませんで、私の言った案がまづいかどうか、これは困る、いけないということなのかどうかというわけでございまして、明快にこの部分の部分がまづい、ここがおかしいという答弁があつたわけではございませうので、私はこれは検討に値する、そのように受け取らせていただきたい、このように思ひます。

じゃ、もつと本当は何いたいのですが、時間もございませうので、次の質問に行かせていただきます。

二十七ページをあけていただきたいと思ひます、法案の二十七ページ。この二十三条に「環境庁長官の意見」が出ております。

これも今回の質疑中、委員会の間に何度も各委員の中から出てきた質問でございまして、環境庁長官が、評価書について意見を書面により述べることでございまして、これが明示されているわけですが、環境庁長官はだれに、どなたに相談をして意見を述べることでございませうのか。こういうふうなときに、専門家の意見を聞いたり、いろいろな方の御

意見を聞いて、環境庁長官がその上で最終的に書面により意見を述べる事ができる、そういうふうな解釈がいいんだ、そういう答弁だったわけですが、この第二項に、「環境庁長官は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ中央環境審議会の意見を聞くことができる。」このように入れるとまずいかどうかを伺わせていただきたいと思ひます。

聞かなければいけないんじゃないのです。聞くことができる、必要に応じてです。必要なければ聞かなくてもいいのですが、必要を感じたときには、「あらかじめ中央環境審議会の意見を聞くことができる。」これが二十三条の二項に入ってます。いかどうかを伺いたいと思ひます。

○田中(健)政府委員 環境影響評価の審査に当たって、外部の専門家の知識経験を活用する、まさにこれは有効でございまして、私どもとしても、こうした専門家の知識経験を十分に活用して審査に当たるべくいろいろやっていきたいと思ひておりますが、今先生の御提言でございまして、審議会の意見を聞くことができる、これは環境庁長官の諮問機関でございまして、必要に応じて意見を聞くことができる、そういう法制度になつておりますので、わざわざここに明記する必要はないというふうな考えです。

○大野(由)委員 じゃ、聞いてはいいじゃないわけじゃないわけですね。今までも聞いていらつしやることとあることとでは、聞くことができることと入れたら不都合があるわけではない。今までもやつていらつしやることだから、あえて入れることはないという御答弁であつたのだと思ひますが、入れたら不都合があるというわけではないという答弁だったかと思ひますが、それでよろしいのでしょうか。確認をさせていただきますと思ひます。

○田中(健)政府委員 入れる必要性は全然ないという事でございします。

○大野(由)委員 じゃ、入れる必要性がないという事は、環境庁長官は中央環境審議会の意見を

聞いてはいいけないということなんですか。

○田中(健)政府委員 ほかの法律で中央環境審議会の設置の根拠がございまして、そこで、必要に応じていつでも長官は諮問したり意見を聞いたりできるようなつておりますので、そういう意味から、わざわざここにそういう規定を載つてくる必要はないというふうな申し上げている次第でございします。

○大野(由)委員 この環境アセスメント法はアセスメント法で完結をした法案にするべきだ。大変重要な法案でございします。ですから、ほかのところにあるからここに書かなくていいということとは理由にならないのではないかと、このように思ひます。

そういう意味で、聞かなければならないとなりますとこれはまずい、必ず聞かなきゃいけないとなるとまずいでしょうが、聞くことができる、必要に応じて聞くことができるとなれば、既にそのように行われているわけではございませんから、何らそういう文章が入つたから当初の法案の趣旨が変わつてしまふということはないのではないかと、このように思ひますが、重ねて伺いたいと思ひます。

○田中(健)政府委員 仮に、聞くことができるというふうな二項で明文で書きますと、この反対解釈というふうな反対解釈をされる、誤解を生むおそれもございます、やはりそういうことは入れない方がよいというふうな私どもは考えます。

○大野(由)委員 じゃ、「中央環境審議会等」と、「等」というのを入れば、中央環境審議会以外に聞こうと思つたら聞くこともできる。じゃ、「等」を入れたらどうでしょうか。

○田中(健)政府委員 明文を入れなくても、当然環境庁長官が意思決定の際にいろいろ専門的な知識を活用してやれるわけですから、そういう意味で入れる必要性は私どもはないというふうな考へておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思ひます。

○大野(由)委員 私は必要があるかないかを伺っているのではありません、入れるとまずいところがあるかどうか、入れると困るのかどうか、入れると不都合なのかどうかということを知りたいというわけではございません。

○田中(健)政府委員 法律はできるだけ国民のためにも簡明な方がいい、わかりやすい方がいいという事でございしますので、必要でないものをわざわざ入れる必要はないというふうな考えです。

○大野(由)委員 それは、こちらが言いたい言葉でございします。法律はできるだけあなたが何でもわかりやすくする必要がありまして、大変重要な環境アセスメント法でございします。この法律を見ただけで完結して、環境アセスメントのことがわかる、理解できる、そういうふうにする必要があると思ひますので、この文章を入れて不都合がなければ、入れておく方がより丁寧であり親切ではないか、ぜひこのことは要望をさせていただきたい、このように思ひます。

続いて、七十四ページをあげていただきたい、このように思ひます。七十四ページの六十条のところでございします。これも、この委員会でも何度も各委員から御指摘がございしました。この法律が通つたときに、条例で既に先駆的にやつていられる地方の自治体のアセスを導くことになるのではないかと、いろいろなそういう質問がございしました。

そのときの御答弁の中に、都道府県知事が意見を述べるときに都道府県知事が参考にするようなものをやるのは何ら差し支えがない、そういう御答弁であつた、そのように認識をしておりますが、この六十条の第二号の中の一番最初の頭のところに、「当該地方公共団体における公聴会の開催等」を入れて、その後この「第二種事業」に続くわけですね。「当該地方公共団体における公聴会の開催等、第二種事業又は対象事業に係る環境影響評価についての当該地方公共団体における手続に関する事項」、こういうふうに、地方公共団

体が既に実施しております公聴会の開催等は、この法律に反しないものに限り認められるのだ、そういう答弁だったわけですが、この文章を入れて何か不都合があるかどうか、伺いたいと思ひます。

○田中(健)政府委員 これまでもしばしば御答弁を申し上げてきましたとおり、この法律の規定に反しない限り、地方で一定の手続を置くということとは当然可能でございしますけれども、それをどうするかというのは地方公共団体の判断でございまして、ここに一々例示を挙げることは必要ないのではないかと、このように考へております。

○大野(由)委員 既に、地方公共団体で公聴会とかいろいろ審査会を設けているところがあるわけですね。これがこの法律の規定に反するものか反しないものなのか、そういう疑問が地方公共団体は常にあるわけではございません。ですから、たくさん例示を挙げるのは難しいかもしれませんが、一番地方自治体の皆さんが聞きたい、その筆頭が、公聴会を開くことができる法律に反するのかわからないのかということなんです。

もう一回尋ねますが、地方公共団体の人が公聴会を開いて、その公聴会の意見でもって各都道府県の知事が意見を述べる際に参考にすることは、これは構わないわけですね。

○田中(健)政府委員 可能でございします。

○大野(由)委員 可能であれば、入れたらまずいのですか。

○田中(健)政府委員 どのような手法をとるかというのは自治体の判断でございまして、予断を与えるような例示は必要ないのではないかと、このように考へますし、例示を出しますとまた限定的に解されるおそれもございます。

そういうことで、私どももいたしましては、本法が成立の晩にはそうした趣旨の徹底を自治体にもいたしまして、自治体にも十分御理解をいただき、こういう手段をとりたいと思ひます。それで十分趣旨は達成できるというふうな考へますの

で、御理解をいただきたいと思ひます。

○大野(由)委員 私には、できるだけ法律を見て理解できる、一々行政指導しなければ理解できないというものであつてはいけない、このように思うわけでございます。そういう意味で、載つけちゃまずいのでなければ掲載をして、より明確にするということが必要ではないか、このように思うわけでございます。

これから、住民参加とか情報公開というのが、この環境アセスのある面では一番大事な要素にもなつてまいります。そういうことを考えましたときに、これを一つだけ例に挙げるのが誤解を生んだり、紛らわしかったり、いろいろ不都合があればやめるべきでございますが、別に何ら不都合がないということであれば載つけた方がいいんじゃないか。もう一度、不都合があるかどうかだけ伺いたいと思ひます。

○田中(健)政府委員 先ほど御答弁申し上げましたように、誤解を生むおそれもございまして、そういうことで芳しくないというふうに考えます。

○大野(由)委員 誤解を生むのは、載っていない方が誤解を生むんじゃないか、ない方が誤解を生む、そのように思うんですね。もともと案に入っていないわけですから、今ある人もやらない方がいいんじゃないか、新たに作る人も、新たに条例にするといい方がないんじゃないか、このように思うわけでございまして、公聴会を設置しなさいいけないという文章じゃなくて、公聴会を設置することは、決してこの法律の規定に反しないものだ、という、そういう意味での例示でございますので、私は、誤解を生むんじゃないか、むしろ誤解を生まないためにこの最小限の例示は必要ではないか、このように思ひます。

時間がございませんで、次へもう一つ行かせていただきますんですが、八十三ページの附則がございまして、この中に、「この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の施行の状

況について検討を加える」、このようにござい

ます。今大変な、スピードの速い時代でございます。十年なんという、いかんせん本当に余りにも遠い先になつてしまふ。そういう意味で、この十年を五年に改めるべきではないかと思ひますが、御見解を伺いたいと思ひます。

○田中(健)政府委員 この附則の七条でございすけれども、新たに国民に負担を課す法案につきましては、政府の方針として、こういう規定を置くということになっております。

それで、十年ということでございますけれども、このアセスメント制度と申しますのは、調査等を要する期間を含めまして、一連の手続になるわけでございまして。そうしたことで非常に短期間には、短くいつても三年ぐらいはかかる。長い場合には、アセスメントの調査に着手してから評価が終わるまで、五年以上の歳月がかかるということとでございます。

したがいまして、この制度を、施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるということで、施行の状況についてそれを把握するためには、やはり一定の実績の積み重ねを見るということで、十年というのはどうしても必要だというふうに私どもは考えておる次第でございます。

しかし、制度の適切な運用という観点では、逐次制度の運用状況を点検をいたしまして、例えば内外の科学的知見の集積状況を踏まえて技術指針等を見直すなど、運用の改善が行えるところは行つてまいるというのは当然でございますけれども、制度そのものを洗い直して検討を加えるというにはやはり十年ぐらいの実績は必要だということと、十年としておるところでございまして、ぜひこの点も御理解を賜りたいと思ひます。

○大野(由)委員 十年というのは余りにも長過ぎるのではないか。五年ぐらいでぜひ見直していただきたい。そうすべきではないかということを要望させていただきますと思ひます。

あと、十八ページの十三条の二を見てください。アセスがこの法律の中に余り明記がされてないのではないかと、この十三条に、環境影響評価の実施の中で、環境庁長官は、いろいろ行政機関の長と協議して、基本的事項を公表するものとする、このようにありますが、この基本的事項というのはどういうものを想定していらっしゃるか、伺いたいと思ひます。

○田中(健)政府委員 環境影響評価の項目等の選定のための指針をいたしまして、基本的には、標準的な事業形態を想定をいたしまして、標準的に必要と考えられる項目及び手法を示した上で、事業の特性あるいは地域の環境の状況等を考慮して、項目の、手法の追加やあるいは重点化、または簡略化等の選定の考え方を定めるわけでござい

ます。私ども、基本的な事項におきましては、各事業の種類ごとの標準的な事業形態を想定をいたしまして、当該対象事業の実施に係る工事、あるいは工事が完了した後の土地または……(大野(由)委員「済みません、簡単にお願ひします」と呼ぶ)は、工作物の存在、あるいは、土地または工作物において行われることが予定されておる事業活動その他の人の活動、それぞれの標準的な項目を示すということでございます。

また、環境基本法の成立を踏まえて、従来の公害七要素、あるいは自然の五要素という環境評価の項目を、環境質それから生物の多様性、人と自然との触れ合いとして再編をいたしまして、それぞれの事業の実施による負荷の発生との関係から項目が選定されるようにその考え方を示すということと、いろいろございすけれども、項目の選定、あるいは指針をつくるための一番の根本になる事項につきまして定める、これが基本的事項でございます。

○大野(由)委員 今御答弁いただきましたけれども、ぜひこの二のところに、私が午前中に質問をさ

せていただきました、事後調査を行うことといたことをこの主務省令の中にぜひ明記をしていただきたい。いろいろ今おっしゃった調査項目、どうい調査項目があるかと、技術指針とかというのがこの主務省令に書かれるんだと思ひますが、ここに事後調査を行うこと、その結果を公表すること、また、そういう事後調査を行わなかったときはどうするのか、そういう措置、こういうものをぜひ主務省令に加えていただきたい、このように思ひますが、御見解を伺いたいと思ひます。

○田中(健)政府委員 おっしゃるような点につきましては、十二条の主務省令の中に加えて示していきたいというふうに考えております。

○大野(由)委員 じゃ、十二条ですね。(田中(健)政府委員「はい」と呼ぶ)じゃ、十二条の主務省令の中に入ると。十三条じゃなくて十二条。○田中(健)政府委員 十三条がその基本になります。十二条の主務省令の中に加えていきたい、こういうふうな考えております。

○大野(由)委員 時間がなくなつてきたので、ちよつと最後、固めて一つだけ質問をさせていただきます。環境アセスメント法が手続法として成立をいたしました形が整いまして、実際のアセスメントがどのように行われるかということがきつちりしていないと、非常に心配な面がございまして。

それで、今すぐは無理だとは思ひますが、ぜひ資料要求をお願いしたいと思ひます。

今まで閣議アセスで行われた環境アセスメントの中で、指名競争入札で行われたのが何件、特命隨意契約が何件、一般競争入札が何件あったのかということとをぜひ教えていただきたい。昔のことはわからないというところであれば、資料が残っていますこの五年間で結構でございます。また、一回でも入札に参加した会社数はどれだけあるか、また、一回でも受注した会社数はどれだけあるかという、この辺の資料をぜひお願いをした

どうしてこういう質問をするかと申しますと、私は、今回環境アセスメント法で丸投げをする業者が出てくるのじゃないか、この法律でそれが禁じられているのか、禁じられているとはとても思えないものですから。あの埼玉の特養ホームで、国から県から補助金を受けながら、工事を全部丸投げして、一割、二割、何割も中間搾取をした、そういう業者がございました。それが厚生官僚のトップの大きな不祥事とのつながりも生んだ、こういうことでもございます。

私は、この環境アセスメント法がこれからそういう不祥事の温床にならないために、丸投げを禁止するというのをどういうふうにしてなさろうとしているのか、また実際にどういう形で契約後はいろいろなされているのかというのを調べてみたい、知りたい、そういう思いがあるものですから、この資料要求と丸投げ禁止に対して、丸投げをどういうふうにかえていらっしゃるのかだけは答弁をお願いしたいと思います。

○田中(健)政府委員 この閣議要綱に基づきますアセスメント制度、これは各主務官庁の方で実施をされておるわけでございまして、そのアセスのやり方等につきましては、これは、みずからやるか、あるいはコンサルタント業者に委託するか、どのように業者と契約をしておるかということ、事業者の判断でございまして、関係各官庁がやっている問題でございまして。

私どもとしては、そうしたことでそのデータ等はつかんでおられますが、果たして各官庁でも事業者がやっている事柄について掌握しているかどうかかわかりませんけれども、先生のお尋ねでございまして、調べてみることにいたしたいと思います。

それから、丸投げというふうなお話でございますが、先般来御説明をいたしますとおり、このアセスメント制度で、準備書なりあるいは評価書等につきまして公告縦覧をする、あるいは基礎的なデータ等できるだけ情報公開をする、こういうふうなシステムを取り入れておられます。

て、各事業者あるいは委託を受けて調査をするところも真摯に対応する必要があります。でございます。

私どもとしては、そういう丸投げのもたらす弊害みたいなことはあるであろう、こういうふうな思っておりますが、いざいざいたしまして、そのアセスメントをやる技術なりあるいは能力の向上というのには非常に大切な問題でございまして、アセスメントを行う事業者の資質向上にも今後とも努めてまいりたい、こういうふうにかえております。

○大野(由)委員 あと、電事法絡みで御質問をさせていただきたいと思つて、通産省からも来ていただいたのですが、済みません、時間が来ましてので、これで終了させていただきます。ありがとうございます。

○佐藤委員長 河野太郎君。

○河野(太)委員 河野太郎でございます。

質問を始める前に、一言長官に申し上げておかなければいけないことがございます。

前回の環境アセスについての質問の中で、中環審の議事録のことについていろいろ申し上げました。その後、ほかの審議会の議事録を見ますと、中環審の議事録というのとはそんなに悪いものでもないというふうに気づきました。大分いろいろ申し上げましたけれども、ほかの審議会の議事録と比べると、中環審の議事録はそんなに悪いものではないというところで、一言おわびを申し上げますと思います。

ただ、その中で、そんなに悪いものでもないのですが、それをさらによくしていただきたいというところで、まず、幾つかそれに関するフォローから始めさせていただきます。

中環審の中に議事運営規則というのがあることを発見いたしました。その第十條に「審議会、部会、小委員会及び専門委員会の議事については、会議録を調製し、会議の概要を記載し、おかなければならぬ」という一項がございまして、この同じ第十條に基づいて中環審の第二十五回か

ら三十八回までの議事録がつくられたのだと思いますが、そうしますと、やはりこの十一月の十九日から十二月の六日まで行われた小委員会の議事録というのが、ほかの会合の議事録と比べると大変簡潔である、手抜きであると言つてもいいのかもしれないけれども、同じ第十條に基づいてつくられている割には、第三十三回までと第三十五回以降の議事録と、第三十四回に当たるのでしようが、この小委員会の議事録の内容の差が激しいように思われますが、これは、何か環境庁の方で意図することがあつてこういうことになつたのでしょうか。

○田中(健)政府委員 平成七年九月の閣議決定、「審議会等の透明化、見直し等について」におきまして、「会議又は議事録を非公開とする場合は、その理由を必ず明示することとし、議事要旨を原則公開とする」ということになつております。御指摘の中央環境審議会企画政策部会の環境影響評価小委員会につきましては、「部会」の答申又は意見具申の案文の検討を行う会議に該当するものといたしまして、会議が非公開とされ、会議の概要につきましては会議要旨として公開をいたしました、こういう次第でございまして。

○河野(太)委員 この中環審の会合を公開にするか、あるいは非公開でやるかという基準は一体何であつたのか、それからもう一つは、このたまたま台をつくるというのはかなり大きな会合だと思つたのですが、それだけが今回非公開になつたというのはどういうことなのか、お尋ねさせていただきます。

○田中(健)政府委員 企画政策部会の公開に関する決定ということで、平成八年の四月十二日に企画政策部会長が何点か決定をいたしておりますが、その中で「会議の公開」というところで、「部会」の答申又は意見具申の案文の検討を行う会議については、「公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」に該当するので、非公開とする。こういうふうな決定をしているところでございまして、こ

れに従ひまして非公開となつた、こういうことでございます。

○河野(太)委員 こうした案文の取りまとめをしているときに、周りに人がいてはやりにくいということがあられるかともわかります。それはそういうことが考えられると思ひますが、そうした場合でも、中環審の意見が聞かれたのか、だれがどういう意味の発言をしてこういうふうになつたのかというところは、法律の原案にもなる答申をつくっている大事な場所でございますから、その場は原則非公開でも構いませんが、その中身については、どなたがどういふことをおっしゃつたのか、やはり公開をしていかなければいけないのではないかと思ひます。そうしたことも公開できないような場で物事が決まつていき、あるいはそれをベースに法律がつくられていくというのは、民主主義の原則に、根本に反するのではないかという気が私はいたします。

今後とも、そうした場合が非公開になるということはあり得るかもしれませんが、そうした場合においても、議事録はきちんと発言者の名前を入れて公開をしていく方向でぜひとも御検討を進めていただきたいのですが、いかがでございましょうか。

○田中(健)政府委員 審議会の具体的な運営に関する事項につきましては、審議会の各委員の御判断あるいは部会長の御決定によるもので、これは先ほどから申し上げておりますけれども、先生の御指摘の点につきましては、機会をとらえまして部会長にお伝えをいたしたいと思います。

○河野(太)委員 立法府が法律の審議をするときに審議の中身が全くわからないということでは、私どもも責任を持って審議をすることができません。もし、実際に審議会の部会長の一存でというようなことであれば、これは、議員立法でも、そうしたものを公開せよという法律をつくつて進めていかなければいけないのではないかと私は思ひます。

この辺のことはこれまでになされてきたまじ

て、行政手続法とこの環境アセスメント法案の結
みについて、少しお伺いをさせていただきたいと
思います。

環境アセスメントというのは、これまで法律の
根拠がなく、閣議あるいは省議によってこういう
ことをやろうということが決められていて、皆そ
れに従ってやってきたわけでございます。ところが、
こうした行政指導については、行政手続法が
できましたから拘束力がない、いわば、環境アセ
スメント法案が、そうした環境アセスメントを行
うための根拠になる法律がないと、閣議アセス、
省議アセスといえども拘束力を持たないというの
が現状ではないかと思えます。

そうした意味で、この環境アセスメント法案と
いうのは非常に大事な法案で、これはもうなるべ
く早く成立をさせなければいけない。今いろいろ
議論をしている法律が必ずしも一〇〇%全員の人
間を満足させるものではないのかもしれないが、
少なくとも、現状、考え得る中で、法律を成
立させるという観点から見ると、この原案が一番
成立に近い文面ではないかと私は思っております。

そういう意味で、この法律を一日でも早く通過
させることが私はいいいことだと思いますが、仮
に、この法律が通らない、あるいは、そのような
何かの事態があつて、環境アセスメント法案がな
い場合に、行政手続法との関連で、閣議アセス、
省議アセスの持つ、閣議あるいは省議で決めたこ
との持つ拘束力というのがあるのか、確認を
させていただきたいと思えます。

○田中(健)政府委員 行政手続法におきまして
は、事業者が行政指導に従わなくても不利益な取
り扱いを受けないということが明確にされてあり
ます。したがって、仮に事業者が行政指導に
従わなかった場合、当該事業者には何らの不利益
は与えられないということになります。この場
合、指導に従う事業者との間で著しい不公平が生
ずる、こういうことになります。このような状況
を防止をしまして、制度の安定性を維持するため

には、環境影響評価を法的な拘束力を有する制度
とすることが必要でございます。

それからまた、行政指導の結果を許認可に反映
させるということの限界も、行政手続法の制定に
伴い明確とされております。すなわち、許認可の
審査基準において環境の保全に係る事項に触れら
れていない場合、許認可基準に環境に関するこ
の結果に配慮をすることはできないこととされて
おるところでございます。したがって、許認
可を初めとする行政上の判断に確実に反映させる
ためには、法律によります制度化を行ひまして、
許認可法の審査基準にかかわらず、環境影響評価
の結果によつては許認可を行わない旨の規定を織
り込むことが必要でございます。

このように、行政指導によります環境影響評価
制度の限界が明確になっておりまして、環境影響
評価制度は法律によって行つていくことが求めら
れておる、こういう状況にあるわけでございます。

○河野(太)委員 ありがとうございます。

この環境アセス法案が通りますと、日本とい
う国全体に網がかかるわけでございますが、これ
がない場合には、それぞれの地方自治体がい
ろいろな条例その他でアセスをやろうというこ
にしようと思ひます。もし行政指導が通用しない
あるということになります。仮に環境アセ
スメント法案という根拠になる法律もないとい
うことになりまして、地方自治体が条例その他で
アセスをやりますという形で網をかけている地
域というのは、全国で大体どれくらいになるも
のでしょうか。

○田中(健)政府委員 全国でアセスメント制度を
何らかの形でやっているのは五十一団体ございま
すが、その中で、条例をもつて行っているところ
が七つでございます。残りの四十四がこういう
要綱という形で、行政指導で行っている、こうい
う状況でございます。

○河野(太)委員 ありがとうございます。

律を何何でも成立させていかなければいけない
のだと思ひます。

少し先へ進めさせていただきますが、この環境
アセスメント法案の一つの特徴が、全国どこでも
同じ手続でアセスメントをやるんだということ
あるかと思ひます。その全国どこでも同じ手続
ということでは本当にいいかどうか、少し私
は疑問を持っています。例えば、国立公園の中
とか風致地区の中というところが、そう
ないところと同じ手続で進められて、同じ手続
でアセスメントを進めていって本当にいいものか
どうか、少し疑問があるんですが、そのあたりに
ついてはいいでしょうか。

○田中(健)政府委員 環境影響評価制度が、立場
の異なるさまざまな主体の役割と行動のルールを
定めるものである、こういうことにかんがみまし
て、この法案では、環境影響評価に關します手続
の順序でありますとか方法でありますとか期間等
を統一的に定めまして、その実施を事業者が義務
づける、こういうことにいたしていただくといい
でございませう。

御指摘がございましたように、国立公園のよう
な地域につきましては、地域の環境の特性として
把握をされているものでございまして、スコーピ
ングの手続あるいは環境影響評価の実施等におき
まして、環境影響評価の項目並びに調査、予測、
評価の手法、あるいは環境保全対策の検討の内
容、こういうところに国立公園のような地域の特
殊性が反映される、こういうふうな御理解をいた
だきたいと思ひます。

○河野(太)委員 ありがとうございます。

きょうは通産省の方から発電課長がお見えで
すので、少し発電所に関するアセスメントにつ
いてお伺いをさせていただきますと思ひます。
通産省の省議で決まっていますアセスメントだ
と思ひますが、発電所に関するアセスにかかる
費用が地域によって違うということ。一件当たり
大体二十億から六十億という費用がかかるとい
います。そして、この二十億から六十億という費

用は、実は諸外国が発電所をつくるときのアセ
スメントに要する費用の十倍から数十倍というコ
ストだということをお伺しておりますが、一つは、こ
うした多額のコストをアセスにかけて、発電コス
ト、電力のコストにどの程度影響があるものでし
ょうか。

○真木説明員 アセスメントに要する費用でござ
います。ただいま先生御説明ございましたように
に、発電所の種類でございますとか、あるいは使
います燃料、それから地域の特性によって幅が
ございますが、二十億から六十億というのが実情で
ございます。

全体に占めるコストということでございま
すが、これも発電所によつてさまざまございま
す。数億から十億のコストでございまして、数
千億の建設費がかかります。したがって、
数千億の数十億、こういうオーダーでございま
す。

○河野(太)委員 そうすると、それだけの費用を
投入してもコストにはね返っていないというこ
となんだろうと思ひますが、逆に申しますと、こ
れだけのお金をかけて発電所アセスをやる以上、
何らかのメリットがあると思うのですが、具体的
にこれだけの、諸外国の数十倍という費用を
かけて、しかも環境アセスメント法案一本ではな
く、電事法を改正して、二本立てとまではいきま
せんけれども一本立てで半で引き続きやっていくわけ
でございますが、こうしたやり方をするにどの
なメリットがあるのでしょうか。

○真木説明員 諸外国と比べまして多額の費用を
かけているということでございまして、費用の
中身を見ますと、環境アセスメントをする際に
バックグラウンドの調査というのが必要にな
るわけでございまして、この環境現況調査
に多くの費用をかけております。大気汚染でござ
いますと、一年間を通じて風況、風速ですとか風
向きを調べたり、あるいは発電所の場合には温排
水というのがありますが、その拡散予測をするた
めに海況の状況、船を出して数十キロにわた

る海面で調査を行う必要があるわけでございます。

また、予測評価におきましても、諸外国と比べてまして予測評価を行います範囲が広くなっております。また、予測評価の手法そのものにつきましても、例えば諸外国では計算だけで済ませておりますのを、日本では風洞実験やあるいは水理模型実験などの実験をあわせて行って確認をしているという状況でございます。

なぜそういう精度の高いものをやっているのかというところでございますが、日本は国土が狭くて人口が密集しておるところでございます。電源立地が大変いろいろな意味で難航しておりますが、その中の一つとして、環境保全に万全を期すということが地元からも求められているものでございまして、電源立地に万全を期して、発電所の立地に遺漏なきを期すために十分なアセスメントをするための費用を投じているということかと思っております。

○河野(本委員) 審議会の議事録の中に、通産省の発電所アセスをやったどんな効果があるのか、その中で、SO_x、NO_xの数値が諸外国と比べて低いというような意見が出され、それに対して委員の方から、それはそのアセスをやったからというよりも脱硫装置その他の設備がいいからではないか、そういう指摘があつて、電事連の出席者の方が、まさに御指摘のとおりでありというような発言をされております。本当に通産省の発電所アセスだけを別建てにしてやった方がいいのか、あるいは環境アセスメント法案の中に一本立てにして、その分の費用をもっとそうした公害防止装置の方に使った方がいいのか、そのあたりはいかがでしょうか。

○真木説明員 SO_xのキロワットアワー当たりの排出量が諸外国の二十四分の一、NO_xにつきましては八分の一ということでございますが、これは日本の環境基準そのものが諸外国より厳しいという事実が一つございまして、それに加えて、事業者が自主的努力によりまして極力基準を

下回るようにしているものでございます。そのために最新鋭の、高性能の脱硫装置、脱硝装置をつけているわけでございますが、そういうものを設置する必要性を検討するために十分なアセスメントが必要であるということでございます。

○河野(本委員) 数十億という費用をかけて、特にその発電所アセスを別にする根拠が本当にあるのかどうか、ちよつと今の答弁ではよくわかりませんが、今後もしや数十億という費用をかけたアセスをやっているつもりでよろしいでしょうか。

○真木説明員 環境保全対策に万全を期しますために必要な調査というのは実施をしていく必要があるかと思ひますが、片や日本の電気料金、諸外国と比べてまして高いという指摘もございまして、費用の低減にも努めていく必要があるかと思ひます。

新しいこの法制化のもとにおきます制度で考えますと、スコーピング手続というのが導入されておりますけれども、地域の環境特性を踏まえて、その地域において重要な環境要素というのを判断しながら調査項目についてウェイトづけをしていくというものでございまして、こういうことによりまして重点的な調査が可能になる、あるいは新しい予測評価技術を開発し全体の予測評価の効率化を図ること、あるいは環境情報の収集整理を行いまして、それを事業者が提供することなどによりまして、全体のコストの低減が期待されるのではないかとこのように考えております。

○河野(本委員) 今までのよいところは無理に削る必要はないと思ひますが、やはり諸外国と比べて数十倍もコストがかかっているというのは、余り正常なことだとは思ひません。少しそのあたりの規制緩和、できるところはしていただいて、それと、日本でこういうコストが諸外国より数十倍かかっているという、すぐ官庁の場合は天下り先が何か絡んでいるのではないかと、そういうあらぬ誤解を、私はあらぬ誤解だと思ひますけれども、あらぬ誤解を受けないとも限りませんので、そのあたりの見直しを一度徹底的にやっ

ていただきたいと思ひます。

もう一つ、IPPの十五万キロワット以下のものは今度の電事法の改正でも対象にならないというところになっておりますが、本当に万全を期すというところであれば、そうしたものの対象に加えていくべきではないのでしょうか。発電所だけは特別に発電所アセスをやつて数十億のコストをかけるのであれば、発電所に関しては規模で切ることなく、火力発電所はすべて入れる。現に原子力発電所は規模に関係なく全部対象になっていると思うのですが、そういうことであれば、SO_x、NO_xを出しやすい火力発電所はすべて規模にかかわらず入れていくというのが筋ではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○真木説明員 現在発電所のアセスメントで対象としております発電所は、ただいま御説明いただきましたが、原子力はすべて、火力は十五万キロワット以上、これはIPPも含んでおります。それから、水力は三万キロワット以上、地熱は一万キロワット以上ということでございます。

今回御審議をいただいております案では、必ずアセスメントをするもの、これは一定規模以上のものではございます。それから、小規模のものについてはアセスメントをしないでもいい、それから、真ん中のものについては、スクリーニングという制度によりまして、これは第二種事業ということになるわけでございますけれども、個々の発電所ごとに本格的なアセスが必要かどうか判断をするという制度を、手続を新しく導入することとなるわけでございます。

したがしまして、十五万キロワット以上の火力発電所、IPPも含めましてございしますが、この規模をどこでどう切るかということではこれから検討事項でございしますけれども、十五万キロワットぎりぎりのIPPの入れが昨年の入れで幾つか出てきておりますので、これが環境に悪影響を与えないことのないように、適切な第二種事業の設定というものが今後検討してまいりたいと思ひます。

○河野(本委員) おっしゃることはよくわかるのですが、私の質問の答えになっていないのではないかとと思ひます。

本当に発電所アセスだけ別建てでやるのであれば、なぜ火力発電所を規模で切らなければいけないという必然性があるのでしょうか。火力発電所は原子力と同じようにすべて環境アセスの対象であると言つてしまえばこうした問題はなくなりまして、十四・七だか十四・九という規模の発電所でアセスをくり抜くという動きも最初から抑えることができるわけですから、ここで新しくルールをつくるのであれば、最初から火力発電所はすべて対象だと言つてしまえば事業者の方にもくぐり抜けようなどという意識も出ないわけですし、どうしてそういう規模に下限を設けるのか、私はちよつと理解に苦しむのですが、その辺の御説明をお願いいたします。

○真木説明員 発電所につきましては、これまで行政指導で環境アセスメントを一定規模以上のものについて実施してきていたわけでございます。アセスメントをやらないものについて、環境上野放しということではございしませんので、大気汚染防止法なり水質汚濁防止法なりそれぞれの公害防止の法律の規定に基づきまして、これは電気事業法の中でチェックをされているものでございします。

アセスメントというのは、大規模なもので、環境に大きな影響が出ると思われるものについて、住民の意見を聞いたり、知事の意見を聞いたり、さまざまな手続を経ながら環境面から万全を期していくという制度でございします。余り小さいものについてまで同様の義務を課す必要はないのではないかとこのように考えております。現在ございします各種公害関係規制法で環境保全は図られるのではないかと考えているところでございします。

○河野(本委員) 前回もお伺いをいたしました。通産省は、発電所だけは、最初は環境アセスメント法案の中に入れないというお考えで、いろ

いるあるうちに、半分ぐらい環境アセスメント法案にも入るよというふうになりました。この間の経緯が、環境庁と通産省の間でどのような話し合いが行われ、どういう妥協が行われたのかを少し御説明いただきたいと思います。環境庁の方からでも通産省の方からでも構いませんので、よろしくお願いいたします。

○田中(健)政府委員 発電所の取り扱いにつきましては、実効のある制度とするためにどのような制度が適切か、こういう観点から、通産省と調整を行ってきたところでございます。

具体的に申しますと、環境庁といたしましては、発電所についてもほかの事業と同様に統一法の枠組みの中に位置づけた上で、事業の特殊性に応じて手続の特例が必要であればこれを検討する、こういうスタンスで調整を行ってきたものでございます。

その結果、本年二月十日の中央環境審議会の答申や、あるいは二月十二日の衆議院予算委員会におきます総理大臣の答弁に従いまして、発電所を環境影響評価法案の対象事業とした上で、環境影響評価法案に基づく一般原則を発電所に適用いたしました。ほかの事業と異なる特別な手続を電気事業法の方で規定する、こういうふうになったものでございます。

したがって、私どもは、調整の結果そうになったわけでございまして、そういう調整方針をもとに調整をしたわけでございます。まあ妥協したということは、認識をいたしております。

○真木説明員 調整の経過につきまして環境庁の方から御答弁ございましたけれども、これまで発電所と他の事業は違う手続でアセスメントを実施してきております。

発電所は省議アセスによります手続でございますし、その他の事業は閣議アセスでございます。発電所の省議アセスにつきましては、準備書段階から国が関与し、工事計画の認可に反映するなど、閣議アセスとは別の体系でアセスメントを二十年間実施してきた歴史があるわけでござい

す。

今回の法制化に当たりましては、環境影響評価法案及び電気事業法の改正法案は、現在まで行政指導で行ってまいりました閣議アセスと省議アセスの体系をベースにアセスメントを法制化しようとするものでございます。これは、理由は、前回も御説明いたしました。既に定着した制度でございまして、電気事業法と発電所のアセスメントは一体的に運用してきた、こういうようなことでございますが、このように手続の異なる別体系の制度をいかなる形で法制化するかということについて、立法技術上の問題などもあり、政府部内で調整をいたしました結果、一般原則は統一法に、発電所の特例部分は電気事業法にという整理となったわけでございます。

○河野(太)委員 どうも環境に関する法律をいろいろ見ておりますと、行政府の中の対立が非常に多い。その行政府の中の対立がどういうふうに解決をされていったのか、我々立法院にいる人間には全くわからないところで行われ、それが結局どういうことであつたのか、とうとう最後まで御答弁を聞いてもよくわからないことが非常に多いのでございます。

これからは、こうした環境に関する問題というのは、行政府の、閣法任せにするのではなくて、立法院がインシアチブをとって積極的に進めていく、そういうことにしておかないと、いつまでたつても何だかわからないように行政府の中の妥協策が出てきて、それで終わってしまう、そんなことで環境に関する国の方針が決まってしまうていいの、私は非常に疑問を持っております。

この問題もそうですし、これから大きなテーマになってきます地球の温暖化などという問題は、それこそ我々の次の世代の人間に対するものでありますから、立法院の人間がもう少しきちっとした理念を持って、こうあるべきだという理想に向かつて法律づくり、政策づくりというのをやっていたいかなければいけないのではないかと思います。

す。今ある目先のことをどう解決するかという妥協でこうした環境に関する政策を決めていくことは、そろそろやめていかなければいけないのではないかと。できれば環境庁長官にもっともつと政治的なリーダーシップを発揮していただきたいと思います。

時間が余りなくなりましたので、一つだけお伺いをいたします。

この環境アセスメント法案がつけられまして、実際に物事が動いていきますと、NGOというものが大変大きな力を発揮するのではないかと。また、そういう環境に関するNGOが大きな力を発揮してくれなければ困ることもいろいろ出てくると思います。今こうした環境問題を取り扱っているNGO、グリーンピースのようなものから小さい地域のものまでいろいろあるものがあると思います。環境庁はこのNGOに対してどういう意識をお持ちなのかということ、まずお伺いさせていただきます。

○田中(健)政府委員 環境基本計画におきまして、持続可能な社会の実現のためにすべての主体の参加をその長期目標の一つに掲げまして、特に草の根の活動を行う非営利の民間団体の役割の重要性を明記をいたしております。

環境庁といたしまして、そうした環境基本計画の趣旨を踏まえまして、環境NGOの活動をできるだけ充実をさせたいということで、そういう基本的な考え方のもとにいろいろな施策をやっております。環境NGOへの地球環境基金による活動資金の助成であるとか、あるいは、地球環境のパートナーシッププラザという拠点をつくりましてNGOの方々の情報提供や交流の場にするとか、あるいは、環境カウンセラーの登録制度というのをつくりまして市民活動に對しますアドバイザーを行う専門的な人材の確保とかあるいは育成など、環境NGOの活動を支援しているところでございまして、今後とも、そうしたことでこのような施策を充実してまいりたいというふうに思っております。

○河野(太)委員 NGOの中には、環境庁の方針あるいは政府の方針と必ずしも一致した動きをするものではないところもいろいろあるかと思いますが、そうしたNGOも、広く地球のため、環境のためを思っているいろいろな活動をされていることだと思えます。そうしたNGOも含め、ぜひ環境庁の方でできる支援をしていただきたいと思います。そうしたNGOがいろいろな情報の発信をするところもぜひお手伝いをさせていただきたいと思います。

いろいろ質問をさせていただきましたが、私はこの環境アセスメント法案の原案に賛成でございまして、できるだけ早いうちに、この法律に基づいて環境アセスメントが行われる、そういう時期が来ることを待ち望んでいることをつけ加えて、質問とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○佐藤委員長 小林守君。

○小林(守)委員 引き続き質問を継続させていただきます。

きょうは、何か地球環境の日だそうでありまして、アースデーというふうなことだそうでありまして、今日まで環境影響評価法案の審議も随分深まってきたというふうに思いますが、また、今日は総理も出席をされました。また昨日は、委員会でも京都における地方公聴会もなされたわけであります。そういう点では、それぞれの考え方も、そしていろいろな提言等についても、環境庁の方でも相当認識が深まってきたのではないかと、いうふうに期待をしているところであります。しかしながら、まだまだ何か答弁の内容は、一歩踏み込んだ、今日までの議論の経過を踏まえたものとしてではなくて、当初から考えられていた一定の法文の解釈とか、この線でいこうというふうに固めてしまったものについては一歩も譲らないというふうな姿勢が見られて、非常に残念な感じがいたします。

やはり基本的に、論議を通してそれぞれの考え方が深まり高まっていく、そしてよりよいものにしていくというふうな姿勢がないと、委員会の

審議も空洞化、形骸化してしまうということになるわけでありまして、どうか、いわゆる閑法であるというような観点からだけではなく、与党の提案であるから何としてでも守り抜きたいな発想がもしあるとするならば、そうではない、環境影響評価法案という中身からいってもまさに人類にかかわる問題であるという観点に立つて、よりよいものを、地球環境に果たす日本の役割とか、我々地球上に住む一人一人の人間の責任というような観点に立つて、ただ単なる国会における与野党の問題とか政治的な枠組みの問題とか、そういうものではないんだということ、ぜひ、議論がさらに深まり、高まり、よりよいものをつくっていくという姿勢に基本的に立ち返って、もう一度質問をしたいものだというふうに思っているところであります。

それと、まず、前回積み残した幾つかの質問について継続をさせていただきます。

法案の第四条第二項、三項にかかわるスクリーニング手続については、都道府県知事の意見を求めるというふうになっております。基本的には、それぞれ委員が指摘をされてまいりましたけれども、できるならば市町村長及び住民の意見が制度的に求められる形になっているべきではないか、このように考えているわけでありまして。

なぜ市町村長や住民の意見が――例えば準備書やスコーピングの段階では住民の意見、それから都道府県知事が市町村長の意見を聞いて意見を述べるという形になっておりますけれども、このスクリーニング段階では都道府県知事だけになっているのです。そこが、例えば市町村の方々から、市町村の長の立場の方々から極めて強く不満が出ています。特に、政令市の方からはこの点について強い問題提起がなされている現状にあるわけでありまして、この件について再度御答弁をいただきたいというふうに思います。

○田中健政府委員 スクリーニングは、事業の種類及び規模、それから事業実施予定地とその周

辺の環境状況等から、方法書以降の手続が要るかどうかを判断するものでございます。これは、できる限り客観的な基準をあらかじめ定めることによりまして、相当程度類型化をして判断することが可能というふうに考えております。

このために、判定基準につきましては、環境庁長官が基本的事項を定めるとともに、主務大臣がこれを定めるに当たりましては環境庁長官に協議することとしたしまして、基準の客観化を図るということといたしておるところでございます。

判定基準に基づく判定に必要な情報といたしましては、例えば自然環境の復元が著しく困難な地域の有無であるとか、あるいは生活環境の保全上特に配慮を要する地域の有無など、地域の基本的な情報を想定いたしております。

したがって、都道府県知事が有しております地域の主要な情報がありまして、これで判定は十分適正になされるもの、こういう考えによりまして都道府県知事の意見を徴するというふうにしておりまして、市町村長や、あるいは一般の意見を聞く手続を設ける必要性は、スクリーニングにつきましては必要性は薄いというふうに考えておる次第でございます。

○小林(守)委員 必要性が薄いというふうに考えられているということなのですが、少なくとも当事者の方からは、ぜひ入れてくれ、入れるべきだという問題提起が強くなされているわけですね。そういう観点に立つならば、入れて不都合があるのかどうか、これを逆に聞きたいというふうに思います。

○田中(健)政府委員 私どもといたしましては、先ほど申しましたように、スクリーニングをする際に必要な環境情報等は都道府県の知事が持つておるということで、都道府県の知事の意見を聞けば十分だということで、市町村長の意見を法的に聞くような制度にはいたしておりません。都道府県知事が判断をいたしまして、適宜市町村長等の意見を聞くということは差し支えないわけでございます。

います。

そういうことで、スクリーニングにつきましては、わざわざ市町村長の意見を聞くという規定は必要でないというふうに判断をいたしておるところでございます。ぜひ御理解を賜りたいと存じます。

○小林(守)委員 地方自治制度の問題にもかかわる、認識にかかわる問題になろうかと思うのですが、まず、住民の生活とか健康、環境保全、これに第一義的に責任があるのは基礎自治体、市町村であるというふうに私は認識しております。また法的にもこれは間違いのないことになっております。都道府県の役割というのは、これも自治法上にあることであります。基本的には広域的な行政分野、市町村ではカバーし切れない広域的な行政分野を担当するということ。それからもう一つは、市町村の補完をする補完機能がありますね。広域行政機能と補完機能、これが都道府県の役割になっているはずであります。

それから、その際、都道府県が市町村に対してどういうかわり方があるかという、当然のことながら、現行法でもいわゆる指導監督の立場にあるのではないのです。基本的には技術的助言と情報提供というのが、都道府県の市町村に対する関与のあり方の基本になっております。これは現行法でもそういうのです。

しかし、何となく、上級機関が市町村に対して指導助言をするみたいな感覚が非常に残っているというふうに、これは現実にあるわけでありまして、これは国と都道府県、市町村との関係が、いわゆる地方自治という流れにあっても、戦後一貫して、戦前の体制である国の出先機関であるというふうな位置づけ、いわゆる機関委任事務、国の委任事務というものがかなりの部分ウェイトを占めているのです。これが国と都道府県との関係、都道府県と市町村との関係を、上下関係というのか、指導助言関係に置かしているというふうに思うのです。

その流れを断ち切って、新しい地域主権というか、地方分権の時代を開いていこうというのが今日のまさに地方分権推進委員会が鋭意取り組んでいるところの課題であって、その辺を踏まえて考えていかなければならない。

何度とも言いますように、この流れの中では、少なくとも明確に、保護と依存の関係とか上意下達の関係とか、そういうものではなくて、まさに対等な関係であるということ、それからお互いに協力し合っていく関係であるということ、住民のためにお互いに協力し合っていくという関係を新たに構築する必要があるわけでありまして。

そういう観点に立った場合、今度のアセスメント法に見られる国と地方団体との関係、県と市町村との関係については、余りにも今日までの自治体の歴史的な、精神的な取り組みの実績を無にするような観点からの、現行法体系の機関委任事務体制の枠の中での発想になっているのではないかと、そういうふうに私は思うわけでありまして。

その辺の認識について、極めて不満であります。特に政令市、そのほかにももちろん中核市とか広域連合という地方制度も出てきているわけでありまして、少なくとも政令市の市長さんについては、知事に準ずる役割は一定程度果たしているわけですが、市町村の市長に当たるわけですね。市町村の市長に当たるわけですが、政令市長というのは、規模的には、権限的にも都道府県知事に匹敵するくらい役割を果たすわけですから、にもかかわらず、自治法上の位置づけとすれば市町村長の市長に当たるわけでありまして。少なくともそこに「市町村長」というものを入れることによって、政令市長等の歴史的な取り組みの実績、そして誇り、これもあると思います。これをしつかりと受けとめていけることではないか。少なくともスクリーニング段階においても「市町村長」という言葉を、「知事及び市町村長」というふうにして「及び市町村長」という形を入れることによって、問題を緩和できるのではないかとこのように思うのですが、いかがでしょうか。

○田中(健)政府委員 環境行政におきましては、地域の環境保全に責任を有する地方公共団体の取り組みが重要でございまして、歴史的にも先行的な役割を果たしてきたものでございまして、こうした環境影響評価に関する取り組みにつきましても、環境保全を促進するものとして私どもは評価をしてきたものでございます。

それで今回の法制化に当たりましては、このような地方公共団体の取り組みを踏まえまして、地域の実情に応じ環境影響評価が行える仕組みとしておるところでございます。

それからまた、都道府県と市町村の関係につきましては、先生からも先ほど来お話がございまして、都道府県は広域的な見地からの役割、それから市町村はよりきめ細かな、地域に密着した役割を担うという役割分担の考え方に基づき、仕組みでございまして、私どももいたしまして、この法律を立案する過程で、知事と市町村長の間に上位下位の位置づけをしているものでは決してございません。

そういう前提には立っておりますけれども、私どももいたしましては、事業者側から見ますと、行政の意見はできるだけ集約をされることが望ましいということもございまして、また法案が対象とした事業は広域的な環境影響が懸念される大規模な事業でございまして、広域的な環境行政に責任を有する都道府県知事が地方公共団体レベルの意見を取りまとめることが適当というふうな考えでおる次第でございまして、

ちなみに、環境基本法におきまして、都道府県は、広域にわたる施策の実施それから市町村が行う施策の総合調整を行うことにされておるところでございます。

そういうことで、私どももいたしましては、このアセスメント制度が、国の立場から見ると一定の水準の環境影響評価を確保する必要がある大規模事業に限り、それは非常に大きな影響を環境に及ぼす、広域的な環境行政にかかわってくるということで、そういうことから、都道府県知事にい

ろと意見の取りまとめ等をお願いする構成にした次第でございまして、ぜひ御理解をいただきたいと存じます。

○小林(守)委員 可能ならば、やはり市町村長まで入れていただければより国民的な合意形成がしやすいというふうに、今、御理解をいただきたいと言われましたが、やはり入れておく必要があるのではないかと、私はこのように考えております。

それで、同じ議論をしてもいたし方ございせん。いわゆる国と地方との関係でもいろいろな議論がなされてきているわけですが、別の聞き方で尋ねたいと思います。

地方公共団体の先進的な条例とか要綱、今度の法律はそういうものをしっかりと受けとめて生かしていくような仕組みになっているのだと、これは運用にもかかわりますが、その辺を断言できるかどうか、お聞きしたいと思っております。

というのは、きょうの新聞に、東京都は条例で計画アセスをやるみたいなのが報道されました。それから、もちろん北海道では「時」のアセスというような概念で、条例で、みずからの許認可にかかわること、それから都道府県、北海道から北海道の道の事業として行う決定をした事業で、住民等の反対運動等があつても十年や二十年経過してしまつて未着工の状態にある事業、これについては、社会経済の変化を見て、その必要性や意義について見直しをするのだ、そういう「時」のアセスをやるというふうな決定がなされたやうであります。

少なくともこの法案には含まれていない、より一歩進んだものではないかというふうに私は見ているわけですが、そういう自治体の先進的な条例とか要綱について、重なることはないはずでありますけれども、国の法律は国の対象の事業でやるわけですが、条例の対象となるようなものについて、国の法律がそれをより生かしていく、よりしっかりと支えていくようなものとして、そういう仕組みになっているということ、それを担保

するのは、私はこれからの行政指導という運用でしかないのであると思えてなりません。

そんなことで、環境庁の方の考え方について、今後の運用も含めた大枠の話で、余り細かい詰めをしてもいい答えが出そうもありませんので、とにかく先進的な条例や要綱、そういう自治体の実績とか経験というものは生かされる方向での法案なんだ、法案の仕組みなんだということを断言していただければありがたいというふうに思っています。

○田中(健)政府委員 私ども、既に地方公共団体で広範に環境影響評価に関する施策が実施をされていることにかんがみまして、今回の立案に当たっては、それ以外のものにつきましては、これまでの実績等を踏まえて、地方公共団体の判断でアセスメントをやつていただく、こういう仕組みにしておるところでございます。

それから、今回の立案に当たりましては、地方公共団体がほとんど実施をしております、スクリーニングは実施をしているところは皆無でございます、スクリーニングもそう多くはございませぬ、そうしたスクリーニングやスコアリングの制度を導入いたしました、それから、事後フォローアップと申しますか、そういう点も導入をいたしました、既存の地方公共団体の制度に比較いたしまして、遜色のないものにしておるところでございます。地方がやつておる制度を、いいところはいろいろと取り入れて制度の構成をしたつもりでございます。

しかし、先生今お話ございましたように、時のアセスの問題であるとか、あるいはまた東京都が一部導入を考へておられますような戦略的環境アセスメント、こういう問題、これにつきましては、特に後者の点につきましては中央環境審議会でもいろいろ御議論をされておりますけれども、今回の法案では取り入れるところまでは至っておりません。

ところで先鞭をつける、こういうこともございまして、私どももいたしましては、今後とも、地方の動き等も参考にしながら、制度を改善するところがあればさらにそれを取り入れていきたい。こういうことで、地方とは今後とも連携をとりながらやっていきたいというふうに思っております。

○小林(守)委員 わかりました。では、そういう方向で、少し踏み込んだ発言になったかな、答弁になったのかなというふうに受けとめさせていただきます。

次に、法案の中の四十七条、四十八条にかかわりますが、港湾法にかかわる港湾環境影響評価の関係です。

非常に難しい読みかえ規定みたいな条文ですから、どこがどうなっているのか、よく対照してみないとわかりませんけれども、大体読んだ限りでは、スクリーニングとかスコアリングの手続がなく、これはいきなり準備書からアセス手続が始まっているというふうな理解でいいのかな、とか、もしそうだとすれば、その理由は何か、お聞かせいただきたいと思っております。

○田中(健)政府委員 港湾計画に関する御質問でございますが、まず、スクリーニング手続につきましては、港湾計画の段階では事業イメージがはっきりと固まつておりませんで、調査を実施する前に港湾計画ごとの環境影響の差異をきめ細かく判断するということが困難でございまして、それから、地域特性につきましても、同じ臨海部というところでありますことから、個別判断の余地を残す必要性に乏しい。こういうことから、港湾計画アセスにおきましてはスクリーニング手続を行いませんで、港湾計画の段階で一定の事業イメージが固まる埋め立て等に着目をして、定型的に判断をするということにしたものでございまして、

それから、スコアリング手続につきましても、同様に港湾計画の段階では事業イメージがまだ固まらないこと、それから、港湾計画に定められま

117

るおそれがありまして、なおかつ国が実施をし、あるいは許認可等を行う事業、これらを対象事業として選定することといたしております。

お尋ねの超高圧送電あるいは廃棄物の中間処理施設につきましては、いずれも比較的小規模な施設でございます。これらの観点から、現時点ではこのアセスメント法の対象には想定をいたしております。

御指摘の電磁波あるいはダイオキシンの問題につきましては、先ほど申し上げましたように、環境庁といたしましては、個別の環境保全施策として現在取り組みを進めているところでございまして、その枠組みで適切な対応がなされるというふうに考えておるところでございます。

○小林(守)委員 超高圧送電線の施設が比較的小規模な施設とはとも思えないのですよね。首都圏を取り巻いて、また大都市を取り巻いて百万ボルトの超高圧の送電線のネットワークが今つくられようとしているわけであります。その一定の地域だけだと確かに小規模なというか面的にはあれかもしれませんが、かなりの長距離にわたってネットワーク的につくられているわけでありまして、必ずしも小規模という量の問題でアセスの対象にするかしないかの判断をすべきではない問題ではないかなというふうに思えてなりません。

これらについては、今後とも私自身も勉強しながら取り組んでいきたいというふうに思っておりますけれども、今お話があったような量的な問題でこれを項目の対象外にするということについては、今ちょっと疑問を感じております。

それで、次に移りたいと思います。

要は、住民と事業者との関係という観点に立つてこの法案を見詰めてみたいと思うのですが、基本的に住民というのは、今直接参加というものを非常に望んでいると思うのです。そういう点では、市民の自立化というか自己意識、自己決定とか、そういう考え方が非常に強まってきている。それはそれで大変いいことであるし、すばらしい

ことだと思いますが、みずからのライフスタイルにおいても、みずからの生活環境を決めていくことについても、みずからが行政、政治に参加したい、意見をきちっと言っていきたい、そういうことが非常に強まってきていると思います。

これは市民社会の成熟化というふうに言っていると思いますし、民主主義の成熟化と言っていることなのかもしれません。そういう点で、こういうあらゆる問題、環境影響の問題等については、住民が、直接行政や事業者と議論をしたい、討論をしたいと望んでいるのです。

そういう観点に立つて、ただ単に時間がかかって困るとか、よくわからないのに素人考えをどんどん言われても困るとか、そういうような守りの姿勢ではなくて、積極的に参加する場をつくっていくことによって、逆に言えば市民は自己責任を持たなければならぬという状態になるわけでありまして、そういう点で、よろしむべし、知らしむべからずというような上意下達の民主主義ではなくて、いわゆる対等な議論の上に立つて、自己責任をそれぞれが持つていくという市民社会をつくっていくことが大事なのだというふうに思います。

そういう点で、この法案の中で、法律上公聴会の開催は可能かどうか。これは、主催がどういう場合だったたら可能かというふうに考えられるか。法文上はそれを義務化することは困難だというように今までの議論の成果だったわけでありまして、一応それを認識した上での話なのですが、では、こういうやり方だったたら可能ですよ、こういう方法だったたら可能ですよというように示してもらえないものかどうか、お聞きしたいと思っています。

○田中(健)政府委員 法案の六十条におきましては、都道府県知事が環境の保全の見地からの意見を形成するに当たり、法の規定に反しない限りにおいて公聴会あるいは審査会の開催を妨げるものではないということとは、これまで御答弁申し上げてきたところでございます。

一般的に言いまして、条例の規定と本法案の関係につきましては、ほかの先生方からいろいろと御質問を受けましたけれども、これは法案に即しまして慎重な検討を要するわけでございますが、事業者に対して公聴会に出席して住民と討論することを義務づけることは、これは基本的に困難であるというふうに考えております。しかし、事業者が任意に公聴会等に出席をして、住民等と討論を行うこと自体を妨げるものではないというふうに考えております。

それから、準備書の内容について正しい理解を促進するというこのために説明会を開催することといたしておりますけれども、説明会におきましては、一般的に、事業者による説明とそれから質疑応答が行われているものと考えております。

いずれにいたしましても、法制度の運用に当たりましたら、以上のような制度の趣旨につきましては、適切に周知を図っていくことが大切だというふうに考えております。

○小林(守)委員 次に、先ほどの質問にもかかわりますが、できるだけ住民に情報公開、情報開示を積極的にして、そして参加を求めていく、打って出る姿勢というのですか、そういうことによつて、行政に対する信頼とか、それからみずからの誤りを正していく、直していくということも、行政は勇気を持つてやるべき時代が来ているのだというふうに思うのです。

そういうことで、実は、アメリカの例では、各省庁は簡易アセスとか準備書が作成された、こういうものを官報に掲載することをやっていたというので、それから、新聞とかマスコミを利用して、一般への周知を徹底させている。さらに、主要な環境保護団体とか住民運動団体とか、それらについては、一つの団体リスト、メーリングリストというのだそうですが、そういうリストをつくつておいて、そして説明会とか、それから準備書や評価書を送付してやるのか、そういう形で、逆にぜひ意見を出してくだされと求めているというよう

うな、セミのアセスをやっているんだと思えます。

そういう点で、どうも民主主義的な市民社会というのがまだ未成熟なのかなと思わざるを得ない、非常に偏った、反対運動一点張りの運動のものもあるわけでありまして、しかし、市民運動団体などでも随分、政策提言的な市民運動に変わってきていると思うのです。

そういうことを考えるならば、やはりこつちもそろそろ打って出ていく時代が来ているのではないかと、このように思います。また、その姿勢が、政策提言の運動に市民団体が変わっていくことではないのかな、このように考えられるわけなんです。これらについては長官の方の御所見を伺えればと思います。

○石井国務大臣 NGOや住民、市民の参加につきましては、委員御指摘のとおりであると思えます。

法案におきましては、事業者が法的義務として周知を行うべき地域的範囲は限定する必要があるとの中央環境審議会の答申を踏まえまして、準備書等についての公告や縦覧については、関係地域内で行うということにしているわけでございます。

また、アセスメントに関する情報基盤の整備という観点から、環境庁におきましては、過去の環境影響評価事例など、環境影響評価に関する情報をインターネットを通じて提供することなども行います。そして、情報提供のあり方の検討にも着手をしているところでございまして、これを踏まえて、適切な情報提供に努めてまいりたいと思っております。

特定の個人や団体のみを対象に情報を送付するような周知方法をとることは、我が国にはなじまないのではないかとこのように考えております。

○小林(守)委員 それでは、今の御答弁の流れといたしまして、発展という形になろうかと思うのですが、環境庁もさまざまな情報に関する集積を行っ

て、国民に対するインターネットを通しての情報提供とか開示を行っていきいたいという御答弁がございましたが、情報の開示と住民の参加というのが、やはりいい環境アセス制度を実現していくためのキーワードというか、まさに柱だと思ふのです。そういう点で、それらの取り組みをより強化していくというふうにお願ひしたいと思います。

また、その考え方の中で、中環審の答申の十一番目、項目立てが十一番のところに「環境影響評価を支える基盤の整備」というところがございまして、その中では、「事業者による適切な環境影響評価の実施、住民等の適切な意見の形成などのために、国及び地方公共団体による情報の収集・提供が重要である。このため、国が中心となって、生物の分布等環境の現況に関する情報、調査予測等の技術手法に関する情報、評価書及び評価後の調査等の結果を含む環境影響評価の事例に関する情報、関連する情報に関する情報源情報等を組織的に収集・整理・提供することが適当である。」

そのほか、まだずっと続くのですけれども、この環境アセス制度を支えるインフラの整備という観点から、環境影響評価の情報センターみたいなものをやはり別にきちっとつくることによって、環境庁の職員の中でそれをやるとなると容易でない、今でも人数が、体制が整わない状況にあるわけでありまして、少なくとも新しい制度のもとできちっと情報センター的なものをつくって、住民が広く専門的、技術的な勉強というか知見が得られる、そして、住民が意見を述べるときに、情報がいっつもつかめるといふような状態を可能にしておくということが大事なのではないかなと思ふのです。

そういうことで、おそれとか不安とか感情的なとか、そういう意見ではない、きちっと知見に基づいて、自分の経験に基づく意見がそれぞれの地域の事情とか、それぞれの人生経験とか、そういう中から出てくるような基盤がつくれるべきだと思ふのです。

思ふのです。

そういう点で、情報センターというものを環境庁の中ではなくて、やはり外にきちっとつくって住民にサービスをする、国民にサービスをできる、そういう体制をつくる必要があるのではないかと。中環審の中では情報センターをつくれとは言っておきませんが、こういうことをやれる機能を持つたものをつくるのなら、これは情報センターしかないのではないかとこのように思ふてなりません。そんなことで、今後の課題になりまされども、ぜひ構想していただければいいのではないかなというふうに思ふます。

実は、一昨日、私は足尾の松木沢というところに行つてまいりまして、ボランテニア団体の皆さん方と一緒に植樹を行つてまいりました。首都圏から、新聞報道だけで六百人の方が参加されました。本当に、六百人が二時間ぐらいでミズナラとかタケカンバとか、そういう木の小さい苗を植えたのですけれども、シカに食べられないようにビニールパイプみたいなものをかおせてきたのですが、それでも二千本近いものがあつたという間に植えられました。

六百人の人が山に、一メートル五十ぐらいの間隔で作業をするわけなんです、結果的に見ると、二千本近く植えても、足尾の広大な荒廃した山では、こんなちよこつとしたところなんです。そこに植えてきて、立松和平さんが参加されていまして、ほんのわずかなデモンストレーションにすぎないけれども、参加者の皆さん方の心の中に緑の木を植えたというふうな御理解いただければ、すべての人々に、うちへ帰つたらば、隣近所の人にも緑の木を心の中に植えてほしいというようなお話をしておりましたけれども、大変印象的でございました。

足尾の亜硫酸ガスの被害によつて、また、坑木のために、銅をとる坑道を支える坑木というのですが、そのために松の木をすく切つたのです。乱伐をしました。それから山火事もあったのです。そんなことが重なつて、松の木の茂る大

変な美しい溪谷が、まさに日本のグランドキャニオンと言われるような荒廃したむき出しの地域に変わつたわけですね。しかし、国や栃木県の努力によつて、全く表土が流出して岩石が露出したところ、緑を復活させるために、四十年間かかつてようやく木が植えられるようになったのです。

まず、土をつくらなければだめなんです。土をつくつて、それからその土が一定の堆積を持つて、そして木を植えていかなかったら、幾ら植えてもすぐにだめになつてしまふわけですね。そういうことで、土をつくるのに四十年かかるそうです。

そこに初めて木を植えようというふうな運動が今できるようなつたということですから、大変な努力をして、国有林野事業、財政的には大変厳しいのですが、私は、全くプラスにならない、経済効果を生まない、環境保全のために、緑を回復するために一生懸命金を使つてやつていられるわけですが、やはりあそこに参加していただければ、むだじゃないというふうに思ふますし、これは赤字になるのは当たり前だ、そういうふうには思ふます。

そんなことも含めていろいろ勉強になりましたが、例えば足尾とか、これは手前みそになりますからそれだけのことじゃないのですが、例えば水俣とか、そういう地域のさまざまな歴史的な経験、そしてそれを回復するための努力、そういうものの知恵とか工夫とか科学的な知見とか、そういうものを集積していくようなものを全国的にネットワークして、中央に環境庁との関係団体として情報センターがあれば、この問題についてはどこへ聞けという形になるのではないかと思います。

一時期フィリピンに日本のODAで発電所を贈つたのですけれども、その発電所の流出物に脱硫酸装置をつけないのです、あれは。結局その辺の基準がないものだから、日本はそれをつけることでODAを見ていられるのですけれども、実際はつけなくてやつてしまふ。そうすると煙害というものが起つて、やはりフィリピンの住民がその問題を提起して、日本に見え来た。日本の足尾を見に来たというところで案内したことがあるのですが、そんなことで、アジアの人たちに対してもこの情報の集積というのは大きな貢献をすることができ、私はこのように思つております。

そんなことで、最後に、時間が参りましたので、大臣の所見を伺つて終わりたいと思ふます。

○石井国務大臣 先ほど委員が御指摘されました情報の提供という点につきましては、アセスメントが適切に円滑に行われるためには大変重要なことであると思ひますし、そして環境庁におきまして今まで取り組んでまいりましたことは、平成六年度から調査を開始して行つたわけでございまして、本格的な実施に向けた調査の実施ということ、環境影響評価情報支援ネットワーク事業というものを始めております。そして、平成十年度から具体的な運用を開始するというふうになつていられるわけでございます。

この事業につきましても、過去の環境影響評価事例や調査等の技術的な手法に関する情報をインターネットなどを通して提供するというふうなことも行つてございまして、情報提供のあり方の検討に前向きに着手をしていられるわけでございまして、今後とも御支援のほどよろしくお願い申し上げます。

また、今まで日本が経験をしてまいりました水俣の問題、それから足尾銅山の問題、さまざまな公害にやられました経験というものは、公害対策先進国として、これは途上国の公害対策、環境保全対策に対して十分に生かしていく必要があると思ひますし、ODAの関係もありますけれども、その中でさらに前向きに取り組んでいくべきであるというふうな考えをしております。

○小林(守)委員 終わります。

○佐藤委員長 藤木洋子さん。
○藤木委員 きょうは、環境影響評価の法案につきまして、発電所問題に関連をしてお伺ひをした

と思います。

御坊の火力発電所から二十五キロも離れた田辺市などで、和歌山県特産の梅に五万本近くの梅枯れの被害が起こっております。被害農家の人たちは、御坊火力発電所以外には考えられないと言っているわけですね。関西電力では、最近までは発電所によるものではないとしてまいりましたけれども、つい最近になりました和歌山県が審査結果を出し、梅の立ち枯れの原因をさらに究明するよう関西電力に要請をしたため、J A紀南と関西電力が梅生育障害について共同研究することに合意をしております。

環境庁も国立環境研究所などで大気汚染による立ち枯れの研究を進めてこられましたけれども、これだけの大量の梅の立ち枯れが発生しているわけですから、農水省なども連携をして、発電所による梅などへの影響について研究をしてはいかがかというふうに思っておりますが、環境庁、いかがでございますでしょうか。

○野村(應)政府委員 お答えを申し上げます。

まず、一般論からお話し申し上げたいわけですが、御質問のような固定発生源から排出される大気汚染物質の広域拡散や、その過程における化学変化の問題につきましては、SO_xでありましてNO_xに關して大気汚染の拡散のシミュレーションモデルが確立されておりました。かなりの精度で大気汚染の予測が可能でございます。

環境影響評価におきましても、このようなシミュレーションモデルによりまして大気汚染予測が行われているところでございます。また、光化学オキシダントにつきましても、環境庁におきまして関東地域を対象として広域的な光化学大気汚染の発生予測のシステムを開発をいたしております。これによりまして予測を行っているところでございます。さらに、酸性雨の長距離の移動の予測モデルにつきましても現在開発を進めているところでございます。

具体的な問題として梅枯れのお話がございまして、

たけれども、これと大気汚染の関連性につきましては、和歌山県等の調査によりまして、梅枯れが大気汚染の影響で生じたとする、科学的な知見という意味からすれば、現在のところは得られていないと私も承知をいたしておりますのでござい

ます。

○藤木委員 私が伺いをしたのは、農水省と共同で調査をされるということが必要ではないかというのを伺ったわけですが、そういうことで御準備をなさっていないというのは、今のところそんなことは考えていらっしやらないというふうな受け取りをしないのでございまして

環境庁の研究発表では、大気汚染物質の長距離移動による化学変化、今もおっしゃっていましたが、酸性雨であるとか霧であるとかオキシダント、またオゾンとなつて樹木に影響し、立ち枯れの要因となつておられるとされています。発電所の場合、煙突が高くなればなるほど、遠く三十三キロメートルまでダイレクトに硫酸酸化物や窒素酸化物、ばいじんが落ちてまいります。当然途中で化学変化を起こしますから、酸性霧であるとかオゾンとなつて梅の木に影響を与える可能性があるというふうなふうに思ふのです。

今、その因果関係についてはわかつていないかのようにおっしゃっていましたが、これも、これまでの調査の段階でどの程度までわかつていたのか。お答えいただきたいと思ひます。

○野村(應)政府委員 先ほどお答えしましたように、調査自体は関西電力と和歌山県が共同して当たつておりました。現在のところ、関西電力からの大気汚染と梅枯れとの関係については、積極的にこれを認めるような科学的データが出ていないというふうに承知をしております。なお、いろいろとまだ解明されていない問題等もありますので、引き続き調査を続けるというふうに聞いております。

私も、直接的にはこの実態把握についてはタッチをしておりますので、そういうことで、

地元からのデータ等をいろいろ聞きまして必要ならアドバイス等を与えていきたいというふうに考えておるところでござい

ます。

○藤木委員 しかし、資源エネルギー庁長官通達で、発電所の立地に関する環境影響調査要綱の中では、硫酸酸化物、窒素酸化物、それから浮遊粒子状物質または浮遊粉じん、これについては規定がございまして、酸性霧だとかオゾンなど化学変化による広域汚染についての調査はないというふうな思ふのでござい

ます。これですと、影響の正確な評価はできないのではないかと考えます。

この法案によりまして、事業者が方法書案を作成し、都道府県知事や意見を有する者の意見を聞いて方法書の決定を行うけれども、その際、発電所計画に合った効率的な調査項目等が設定されることになっております。発電所の場合、現状の局地汚染を想定した調査ではなく、化学変化による広域汚染の調査も項目に入れる必要があるというふうな思ひますけれども、環境庁、いかがでござい

ますでしょうか。

○田中(健)政府委員 御指摘の複合汚染による影響につきましては、今後の研究課題でござい

ますけれども、現時点では、そのメカニズム等が未解明でございまして、予測手法につきましても未確定である、こういうことから、個々の汚染物質に関する評価とは別個の項目として選定するということは、非常に困難な場合が多いというふうに考えております。

○藤木委員 私は、それはやはりおかしいと思うのです。まだ解明されていないようなことは項目にのせられない。のせられないものは、環境にだけだけ影響を与えているかということの評価をやらなくてもいいということにはならないと思ひます。

これでは、三十五キロ圏の紀伊田辺市などの十六市町村長や地域住民の意見は全く無視されることになってしまふのではないかと

思ひます。

この法案では、意見を有する者が意見を述べ、環境影響を受ける範囲を地域基準で定めるとして、いますけれども、当然、発電所の場合、煙突の高さなどから三十五キロ圏の市町村もその範囲に入るということになるというふうには私は思ふのでござい

ます。環境庁の方はどのようにお考えでござい

○田中(健)政府委員 関係地域の基準は、個々の事業の内容等に応じて、その実施が環境に及ぼす範囲が適正に定められるものとなるように、それぞれの事業種々の特性を勘案して定めることになり

ます。

特に、準備書段階におきましては、調査等の結果に応じて、具体的に環境への影響が及ぶと考えられる範囲が定められるような基準とすることを想定しております。煙突から排出をされます大気汚染物質によりまして環境影響についての調査等の結果を踏まえまして関係地域が定められる、こういうことになりますから、先生のおっしゃるような高煙突の場合には、それが及ぶ範囲が関係地域になるというふうなことで設定をしていきたいというふうなふうに考えております。

○藤木委員 そうですね。ぜひそうでなければならぬというふうな思ひます。

そこで、御坊ですけれども、御坊では、これまで、窒素酸化物などの測定器は、御坊市とその周辺に設置されただけでござい

ました。梅被害問題が発生して初めて被害地域近くに数カ所設置するようになり

うのですけれども、これは所管である通産省にお伺いをしたいと思います。いかがでしょうか。

○真木説明員 御坊火力発電所につきましては、使っております燃料でございますが、ただいま御指摘ございましたように、〇・一％の低硫黄の重原油を使用しております。窒素酸化物、ばいじんにつきましては、排煙脱硝装置、電気集じん機等を用いて除去をしております。でございます。

こうした公害防止対策をとるによりまして、硫黄酸化物の排出量で見ますと、大気汚染防止法の排出基準の三十分の一というレベルになっております。他の発電所と比べましても遜色のないものになっております。

さらに、御坊発電所の周辺地域の大気環境濃度でございますが、これは運転開始前後、継続をいたしまして測定をしておりますけれども、環境基準を下回る低濃度となっております。現在の大気汚染防止対策は妥当なものであると考えているところでございます。

○藤木委員 環境基準を下回るものであつて、心配するものではないと言われるところでそういう被害が出ていますから、基準そのものの見直しが必要だということをみずから告白をしている、私にはそういう内容に聞こえて仕方がありません。

今、史上最悪の燃料と呼ばれる、原油の硫黄分が実に現在の約三十倍、窒素分にいたしますと約五倍含まれているオリマルジョンを使用する御坊の第二発電所の計画が進められております。今の発電所からは、九五年度で、硫黄酸化物千八百四十四トン、これは四トン車に積みますと四百六十一台分になるのですよね、窒素酸化物が四百二十九トン排出されております。第二発電所の計画では、硫黄酸化物が四千五百トン、窒素酸化物が二千六百五十五トンということになっておりますから、硫黄酸化物が二・四倍、窒素酸化物になりますと実に四・八倍も排出されることになっているわけですから、これでは一挙に梅の被害が拡大するおそれがございます。

ですから、梅被害の原因でないことが実証されるまで御坊第二発電所の計画は進めるべきではないと思うのですが、これは、通産省、環境庁、それぞれにお答えをいただきたいと思ひます。まず通産省からお答えください。

○真木説明員 御坊第二発電所は、御指摘のとおりオリマルジョンを使用する発電所でございますが、この計画につきましては、現在通産省で環境審査中でございます。

大気汚染防止法の排出基準あるいは当該地域の環境基準、または事業者の自主的な硫黄酸化物、窒素酸化物などの低減努力を踏まえまして、適正な環境保全対策がとられているかどうかという観点から、環境保全上影響がないかどうかという点について慎重に審査をしております。と考えております。

○田中(健)政府委員 御坊第二火力発電所につきましては、現在地元で調整が進められておる、今通産省でも慎重に審査をしております、こういうところでございまして、今後、経済企画庁から電源開発調整審議会において本発電所を電源開発基本計画に組み入れたい旨の協議がございまして、環境庁にいたしましては、梅枯れの件も含めまして、慎重に審査の上、環境保全の観点から必要な意見を述べることにしております。でございます。

○藤木委員 本場にこのところは大切なところだといふふうに思ひます。ですから、慎重だけではなくて、やはり梅枯れの原因がそれが原因ではなかったのだということが明らかにならない限り、これにゴーサインを出すわけにはいかないというのを重ねて申し上げたいと思ひます。

今回の法案では、許可可権者は、許可可の基準を満たしていても、環境保全の結果の判断に基づいて許可可等を拒否する処分を行うことができるとしております。梅被害の原因が発電所ではないということが実証されない環境影響評価では、許可可ができないのではないのでしょうか。環境庁、その点はどうな御認識でしょうか。

○田中(健)政府委員 今回、私どもの法律では、横断条項を設けまして、それぞれの事業の免許の要件とともに環境保全上の配慮等を総合的に判断をして許可可を決める、こういうことになっております。このケースにつきましては具体的に申し上げるわけにはまいりませんけれども、一般論としては総合的に判断をする、こういう仕組みになっておるところでございます。

法が成立をいたしますと、この発電所につきましては、横断条項ではなくて電気事業法の方ですべて判断をされる、許可可の判断は電気事業法ですべて判断される、こういう仕組みになっております。

○藤木委員 それでは本場に実効ある措置がとれるかどうか極めて心配だと言わなければなりません。そこで、隣接四町では、有権者の過半数が計画の撤回を求める署名に同意をしております。また、田辺市、南部川村では、第一火電の公害防止施設改善、第二火電の延期を求める署名が圧倒的住民の賛同を受けております。さらに、田辺市、上富田町、白浜町、南部町、南部川村、湯浅町などの議会では、意見書が採択をされております。昨年末には、約四万人の反対署名が県知事に提出をされております。

こうした住民の納得のないまま、電源開発調整審議会での電源開発基本計画に組み入れるという決定を強行すべきではないといふふうに思ひますけれども、こちらは通産省にお伺いいたします。

○真木説明員 第二御坊発電所の電調審の上程につきましては、関係者の間で調整が行われているところでございまして、関係者の間で調整が行われているところでございまして、地元の方々の理解を得るということが不可欠でございます。具体的には、地元の方々の意見を聞くということで、通産省としては、知事意見を踏まえて対処しているものでございまして、この梅の問題につきましても、地元和歌山県で

もいろいろと検討されているといふふうに聞いておりますが、最終的には、知事は周辺住民の意見について適切に勘案した上で回答をされるものと考えております。ただいまの御指摘にございました周辺住民を含めた地元住民の意見が適切に反映されていくものと考えているところでございまして、

○藤木委員 知事が周辺住民の意見をいろいろと勘案して態度を決めるだろうというお話でしたけれども、現在のところは、知事さんはこれに對してはやつてもいいということはおっしゃってないわけですよね。今すぐやるわけにはいかない、そういうお立場に立つておられるわけですか。公害のもとになる硫黄酸化物とか窒素酸化物を大量に出して、オゾン層の破壊や地球温暖化につながる二酸化炭素を大量に出す御坊第二発電所の計画は許可すべきではないといふことを重ねて申し上げまして、次の質問に移ります。

次は、琵琶湖の問題との関連で質問をさせていただきます。

琵琶湖の総合開発事業というのは、環境影響評価がなされなかった巨大開発でございます。ですから、琵琶湖をめぐるさまざまな問題が生じておる、特に、琵琶湖の周辺開発と琵琶湖の水質悪化の問題が特徴的でございます。

そこで伺ひますが、ことし三月に発表されました滋賀県、京都府の「琵琶湖に係る湖沼水質保全計画」では、琵琶湖の北湖、南湖の水質の状況につきまして、いずれの計画においても水質目標値の達成には至らなかった。水質保全施策の効果が水質向上に反映されない原因については、今後十分調査検証する必要がある。とりわけ、北湖の水質が改善されない傾向が継続していることから、原因を解明するための調査検討を実施することとしております。

そこで、まず、この平成十二年度までの目標値は、北湖、COD二・六、全窒素〇・三一、南湖、COD三・七となつておりますけれども、これは全湖以外のすべての項目について平成七年度

よりも目標を緩和しております。緩くしております。これは、計画がスタートをいたしました平成二年の現状とはほとんど同じ数値になっているわけですから。

計画がスタートしたときより悪くなっている現状を見ますと、第三次計画の目標値は第二次よりもっと厳しく設定すべきではなかったのか、私にはそのように思えるのですが、環境庁の御見解はいかがでしょうか。

○渡辺(好)政府委員 琵琶湖は、近畿圏の水がめでございまして、大変重要な湖でございます。

これまで、先生御指摘ありましたように、大変な水質改善努力もされてきたわけですが、確かに御指摘のとおり、なかなかかばかしくなっております。数字も引用されましたけれども、確かに、環境基準に比べましても目標値に比べましても相当状況がよくない。しかも、このよくないといえますか、その乖離が年々大きくなっているというの事実でございます。

私も、昨年度第三期の保全計画を立てましたけれども、その中で、できるだけ現実的に達成が可能なる、目の前にある目標ということで滋賀県と話をいたしました。

それから、また後ほどお話し申し上げたいと思いますけれども、この琵琶湖の場合には、何といましようか、汚濁の原因が産業系、あるいは畜産系といったものよりは生活系のもの、あるいは汚染源が特定できないような、そういうものから出てきているところが多いわけでございます。

今回の三期計画におきましては、こうした状況も踏まえまして、例えば、ヨシといった植生を活用した浄化機能の向上、それから、水田その他農地の水の循環を重視した調整、さらには、余呉湖のように上流のダムについて曝気をしてから琵琶湖に流すといった新しい施策が盛り込まれております。

目標を確かに下げたわけでございますけれども、着実にそれが達成されますように努力をいたしたいし、滋賀県を応援したいと考えております。

す。

○藤本委員 目標を下げれば達成できるということではなくて、遠く開いているからこそ一生懸命やらなければならぬということではないでしょうか。その下げたことに安心をするわけじゃないでしようけれども、それならいつでもできそうな気がしてやらないということでは困ると思うのです。

また、水質保全施策の推進によりまして琵琶湖への汚濁負荷量というのが減少傾向にあるにもかかわらず、水質保全施策の効果が水質向上に反映されていない原因については、今後十分調査検証する必要がある、このように申しまして、計画を達成できなかった理由に原因不明ということも強調しております。今、局長は、原因はさまざまあるというふうなことをおっしゃいましたけれども、ここでは原因不明ということになっていて、地元滋賀県では、未解明のメカニズム、こういうことまで言われております。

確かに、北湖のCODと全窒素が年々ふえ続けているという現象は、北湖の溶存酸素量の低下あるいは生物層の変化、アオコ、ピコプランクトンの発生という現象と相まって、ゆゆしき事態でございます。私、実際行つてまいりましたけれども、見た目よりもはるかに汚染されているといえますか、汚れているわけですね。また、最近、滋賀県の琵琶湖研究所では、琵琶湖の貧酸素化、富栄養化を裏づける糸状細菌、チオプロローカというふうな何ってまいりましたけれども、そういう新種のバクテリアを北湖の湖底で発見したということも公表しております。

しかし、原因不明だから、あるいは未解明のメカニズムがあるからといって、計画目標値を緩くするのはやむを得ないということでは容認をすべきではないと思うわけです。環境庁の御見解を重ねて伺いたいと思います。

○渡辺(好)政府委員 未解明のままほっておくというふうな私の答弁がとられますと、ちよつと私の説明が不足していたかと思うのですけれども、

も、実は環境庁も研究会を設けまして、非特定汚染源の原因なり現状の把握と、それに対してどういう対策を打つべきかというのをこの二カ年連続してやっております。そういう中で、メカニズムをできるだけ早期に解明をして、対処をしていきたいというふうなことを考えているわけでございます。

汚染源が特定できないというふうな申し上げましたけれども、引き算でいけば、産業系が大体二割ぐらい、畜産、水産系が三割ぐらい、そして生活系が二八、残りが農地とか市街地、アスファルトの上を水が流れていくというふうなことでございまして、なかなか対策の打ちづらいのが生活系と農地、市街地の四九、合わせますとこれが七〇%以上になりますので、そういうものについて、具体的にどういう対策が打てるかということとを研究もいたしまして、対応していきたいというふうな思っております。

ちよつとつけ加えさせていただきますと、滋賀県は、今年度から琵琶湖環境部という部をおつくりになりました。これまでの環境、公害だけではなくて、土木あるいは森林の整備、そういうものも琵琶湖環境部の中に一緒に入れて、全体として琵琶湖の水質をよくしようという対策を講ずることになっております。私も、大賛成で、それを大にバックアップしていきたいと考えております。

○藤本委員 この間、琵琶湖や内湖の埋め立てと、今もおっしゃいましたけれども、アスファルト化をしたので汚れたというような話がありましたけれども、私も実際行つて、どんなふうになっているのか見てまいりました。琵琶湖だと内湖の埋め立てとなぎさ線の破壊、それから中小河川の改修で、三面張り申しますか、三方が全部コンクリート化されているというものとか、土地改良による排水の分離、ダム等による森林の水源地機能の消失、こういったことによつて、河川や田の環境が大きく改変をされております。自然の浄化機能が大きく破壊をされているということとを

感じないわけにはまいりませんでした。

今まで、上流で発生した汚濁負荷というものは、琵琶湖に達するまでの間、自然の浄化機能によつて削減をされてまいりましたし、湖内に流入しても、水際のヨシの地帯で自然浄化をされてきておりました。ところが、それが破壊されて、浄化機能がなくなったために、発生した汚濁は途中で浄化されなくなつてしまつたということになってくるわけですね。これは環境影響評価を行わなかった琵琶湖による生態系の破壊、鉄とコンクリートで固めたことがCODの悪化をさせたのではないかと一言を言えると思います。

北湖のCODの上昇は、負荷が削減をされたけれどもCODが増加をしたというのではなくて、下水整備だとか一生懸命やっておられるわけですが、環境保全のためにやっておられる施策というものが開発に追いつかない、それで結局負荷が上回つたという、そういう現象ではないかというふうには私は考えておりますが、環境庁はどのようにお考えでしょうか。

○渡辺(好)政府委員 確かに、御指摘のとおり、開発といえますか、周辺の整備と環境浄化機能が、環境浄化機能の方が上回つていけば水がきれいになるわけでございますけれども、やはりあの便利な地域でございますので、そうした開発がやめられないわけでございますけれども、そこに人も住んでいるわけでございます。

ですから、私も、そういう点で環境への負荷が少なくなつていくように、どちらかといいますと、これまでは下水道の整備あるいは排水規制その他の規制的手法をやつてまいりましたけれども、この三期対策におきましては、今、先生から御指摘もございましたけれども、そういう物理的、規制的手法にとどまらず、先ほど申し上げた植生を使った浄化、あるいは透水性の舗装に切りかえていく、さらには、上流のダムにおいては曝気をするというふうなことで、極力水がゆつくり流れて、そしてきれいなものが注ぎ込むというふう

うなところを力を入れていきたいと考えているわけでございます。

今回、この国会に建設省が河川法の改正も提案をしてもらいます。環境を一つの目的とする、それから河川の整備計画の中でできるだけ三面張りの川を自然に近い状態に戻そうというふうなことも言われておりますので、私どもとしてはそれをバックアップをしていきたいというふうに考えております。

○藤木委員 滋賀県の資料でも、湖岸堤であるとか管理用道路等の施工によりまして、湖辺の琵琶湖らしい自然の原風景というものが随分影響を受けております。ヨシ地も失われて、水ヨシだけでも九ヘクタール以上消失するなど、湖辺の植生にも影響を与えております。また、土地改良事業によるため池や水路などの用排水系の変化、河川事業に係る護岸工事の施工方法など、一見これは石積みであるかのように見えるのですが、そばへ行ってみますと、全部その間はコンクリートでつないでいるというふうな方法だとか、そこに生息していた生物の生態系に対して影響を与えているということが資料としても出ているわけです。実際、私見てまいりまして、そのとおりだということを確認してまいりました。

今回の法案では、大規模対象事業についての環境影響評価の手続は規定されておりますけれども、琵琶湖に対する総合的な事業計画のような計画、また、政策などへの手続は規定をされてございません。琵琶湖の水質悪化の状況を見ましても、上位計画である総合計画や政策について、やはりこれも環境影響評価の対象になるように早急に盛り込むべきだと思っております。これは環境庁長官にお答えをいただきたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。

○石井国務大臣 今般の法案につきましては、我が国の過去の実績などを踏まえまして、港湾における土地利用等のマスタープランである港湾計画についてのアセスメントを盛り込んだところでございまして、今後、中央環境審議会の答申に従い

まして、国際的な動向や我が国での現状を踏まえて、政府の計画や政策についてのアセスメントの手続等のあり方について具体的に検討を進めていく所存でございます。

また、湖沼法では、水質改善対策を行って、改善できない場合には、濃度規制ではなくCODの総量規制をすることができるとしております。CODを抑制するためには、CODの総量規制を実施すべきです。確かに、土壌を破壊したことが自然の浄化を失わせたことの影響は大きいわけですから、土壌の浄化力を回復する、それはそれで大切であります。しかし、それが回復するまでCODの上昇を抑制できないというのでは、いつまでもCODの計画目標値を達成できないのではないかと思います。CODの総量規制を実施すべきではないでしょうか。環境庁、その点はどうでしょう。

○藤木委員 できるだけ、将来的にはなく、それをぐっと現実に近いに近づけていただきたいということとを申し上げたいと思います。

また、湖沼法では、水質改善対策を行って、改善できない場合には、濃度規制ではなくCODの総量規制をすることができるとしております。CODを抑制するためには、CODの総量規制を実施すべきです。確かに、土壌を破壊したことが自然の浄化を失わせたことの影響は大きいわけですから、土壌の浄化力を回復する、それはそれで大切であります。しかし、それが回復するまでCODの上昇を抑制できないというのでは、いつまでもCODの計画目標値を達成できないのではないかと思います。CODの総量規制を実施すべきではないでしょうか。環境庁、その点はどうでしょう。

○渡辺(好)政府委員 御指摘のとおり、湖沼法の中で総量規制という手法があることは事実でございます。ただ、現在のところ、先ほど申し上げましたようにその汚濁のソースが生活系あるいは農地、市街地等で七割というふうな状況でございますので、直ちに総量規制ということがなじまない側面を持っております。私ども、現在水質汚濁防止法に基づいて排水規制をこの琵琶湖でやっておりますし、湖沼法の中で排出負荷量という濃度ではなくて物量そのものの規制も実施をしております。

それに加えまして、今回の三次計画の中で滋賀県が相当思い切った上乗せ、横出しをしておりますので、こういう現実的な施策の実施状況を見ながらまたそういった点を考えていきたいというふうに思っています。

○藤木委員 一生懸命努力をしていますがそれが防ぎ切れなからこそ総量規制が必要だというふうに思うわけですね。

さらに、土壌を破壊し、自然の浄化力を失わせるような八つもの巨大ダムなどの大プロジェクトの問題があると思えます。

琵琶湖の第三次計画では、六カ所のダムの総貯水量が一億九千九百六十万トン、これで事業費は五・三億円に伸びております。そのうち総貯水量一億五千万トンという近畿最大の丹生ダムは貯水用ダムでございまして、水の入れかえ率が悪いために富栄養化する可能性が非常に高いものです。雪解け水を結局ここでカットいたしますので、北湖の汚染が一気に進むおそれがございます。琵琶湖周辺の雪解け水は湖の富栄養化を防止し、北湖への酸素を供給するのに役立っていると思われ、北湖への雪解け水を濁水対策に使おうというのですから、二重の意味で環境への影響、特に北湖に及ぼす影響が大きいと思うわけですね。

さきにも述べましたように、北湖では平成六年以来アオコが発生しておりますし、北湖の湖底の溶存酸素は長期的に減少して、最近では一時的ではあっても無酸素状態、こういう発生も確認をされているところです。

琵琶湖周辺に八つもの巨大ダムをつくることは、琵琶湖の水質、特に北湖の水質に大きな影響を与えることになると思っております。いかがでしょうか。環境庁に先にお答えをいただきたいと思うのです。

○田中(健)政府委員 今お話のございましたダム等につきましては、現在建設省で作業を進めておられるものと思われまして、

私どもにつきましては、まだその辺の情報等を受けておりませんので、何とも具体的なお答えはできない状態でございます。

○藤木委員 それでは、続いてしばらく質問をお聞きください。後で建設省にもお尋ねしてまいります。

建設省近畿地建が作成いたしました丹生ダムの環境影響評価書では、ダム下流において水質上特に影響のないものと考えられることから、ダム下

流の生物化学的酸素要求量、BODについての予測は行わないとして、ダム完成後、富栄養化現象が発生する可能性は低いとしておられます。

しかし、滋賀県知事の意見にもございますように、水深の深い既設のダム湖においても現に赤潮等の富栄養化現象が生じている事例があるとして、貯水池の水質変化に伴う下流のBODの変化について明らかにされたいと述べているように、富栄養化と水質汚濁が少ないとは思えません。

そこで、建設省にお尋ねをいたします。果たして影響を与えないということを断言してしまつてよろしいのでしょうか。

○竹村説明員 お答えいたします。

私ども河川管理者といたしましては、洪水だとか濁水の水量の管理と同時に、水の質、すなわち河川の水質について重要な課題と認識してございます。

今御質問のございました丹生ダムは、琵琶湖に注ぐ高時川、姉川の沿岸の長浜市ほか一市七町の約五万人の方々を水害被害から守るということと同時に、大阪、阪神水道初め八十七万人の方々の飲み水の一部を供給するという目的で建設されております。

ダム湖の水質につきましては、現地の水質のデータをもとにしまして、私ども水質シミュレーションを実施し、これによって今先生御指摘のようにダム湖の富栄養化の可能性は低いということを結論し、平成三年環境影響評価として公表したところでございます。

ここでは水質シミュレーションの純技術的な具体的な内容は控えさせていただきますが、一つの指標としましては、水の回転率ということがわかりやすいのかと思っております。琵琶湖が大体一年間に〇・二回、つまり五年に一回琵琶湖は入れかわるというような単純計算になります。今話題になつております丹生ダムは、一年間に一・八回の回転率になるかと思っております。このように、回転率がダムの場合は琵琶湖に比べて非常

に多いので、富栄養化は全くないということは私どもも断言しておりませんで、その可能性は低いということ整理させております。

しかし、今後ダム建設におきまして水質の対策の万全を期するために、今後とも下流のBODも含めまして水質のデータの監視を継続し、必要であれば湖水の曝気装置等、湖水の水をきれいにし、琵琶湖に注ぐというようなことを私どもも前向きに考えて事業を進めていきたいと考えております。

○藤木委員 少なくとも知事が要求していることについては真つすくおたえをいただきたい、それにこたえていただきたいというふうに思っております。

既に、今津町にある石田川ダムというのがございますけれども、これは富栄養化が進んでおりまして、昨年の夏にはアオコ現象も確認をされております。湖沼水質保全計画では、ダム湖などにおける水質保全対策として、県は、先ほどもおっしゃっていましたが、曝気循環だとかそれから植生の持つ自然浄化機能を活用して水質保全を図るとしております。しかし、これでは富栄養化の進行やアオコの発生をとどめることがとてもできないのです。全く不十分な対策と言わなければなりませんけれども、環境庁、どのようにお考えでしょうか。

○渡辺(好)政府委員 湖沼法の中で水質保全計画を定めて、とにかくありとあらゆる手段を順次とっていくということで現状は対応していくことが現実的なのだろうと思います。

もちろん、今おっしゃいましたように、これまでに大きな工作物を建てた結果水質が変わった、水量が変わったという部分については、そうすぐそれが改善されるわけではございませんので、そこに注ぎ込む川あるいは水田その他の水につきまして個別の対策をそれぞれ積み重ねていくということ、もちろん下水道の整備事業はこれからも相当高い整備率、これは平成十二年で五九%というところを目指しておりますけれども、それ以外

に先ほど申し上げました、なかなか汚染源、汚濁源が特定できないものについて、植生を利用したり、あるいは水田の農業、施肥、そういうものを減らしたり、透水性の舗装にしたり、あるいは関係のところを寄り集まって、できるだけ汚濁したものを流さない、さらには県の条例その他で、排水規制について、上乗せ、横出しをするということ、で、一歩一歩前に進めていくということが現実的だろうというふうに思っております。

○藤木委員 地元では本心に涙ぐましい努力をやっております。そして言われることは、ダム建設などにあそこまでのお金を投じるのだったら、それと同じくらいのお金を投じて環境浄化のためにもひとつ力を入れてもらいたいものだ、こういう声を私は聞いてまいりました。

そもそも問題なのは、建設省近畿地建が作成をした丹生ダムの環境影響評価書では、下流への影響といつても、琵琶湖の環境、特に水質への影響という評価が全くなされてないという点でございます。

今回の法案では、主務大臣と環境庁長官が協議をして、影響の範囲を決める地域基準を作成することになっておりますけれども、ダム周辺の影響だけではなくて、下流の湖への影響、これも含めて評価するように決めるべきではないでしょうか。その点はいかがでしようか。

○田中(健)政府委員 現行のアセス制度におきまして、調査地域の範囲は、原則として対象事業の実施により環境の状態が一定以上変化する範囲を含む区域または環境が直接改変を受ける範囲とその周辺の区域、こうされているところでございます。

ダム事業につきましては、現行の技術指針におきまして、水質汚濁の調査の対象区域には、水質、水位等に影響が及ぶと予想される下流の区域も含まれております。

本法におきましては、こうした考えを踏まえまして、事業の特性やあるいは対象項目に応じた適切な範囲が指針で定められますように私どもが基

本的事項を定めますので、そうした方向で基本的事項を定めていき、指針に盛り込まれるようにしていきたいというふうに考えております。

○藤木委員 そういったことが極めて不十分だという実例がこの琵琶湖の深刻な事態だということに思っております。

琵琶湖の周辺では今八つのダム建設が計画をされているわけですが、環境影響評価手続では、今おっしゃったように、評価は個々のダム計画について実施されることになりすね。影響は累積的に、流れ込む琵琶湖に与えることになるわけですから、琵琶湖はそれを一手に引き受けるといえますか、それを受けなければならぬ。こうした琵琶湖の事業などで計画をされているダム建設などは、累積的影響について、予測や評価をきちんとかねがねとしたいと思います。

さらに今回の法案は、国が行う対象事業について、主務大臣は環境の保全について適正な配慮がなされることを確保するようにしなければならぬというふうな規定をしております。今回の法案が適用されるならば、ダム計画についても、治水対策上必要という側面からだけでなく、治水だけではなく、琵琶湖の環境保全に配慮されることを確保する観点から実施されるということになるのではないでしようか。環境庁、いかがでしよう。

○田中(健)政府委員 まず、複数のダムによる累積的影響のお尋ねでございます。

本法案に基づきましてアセスメントが実施される場合には、当該事業以外の他の事業によりまず環境影響につきましては、当該事業の調査、予測をする場合に、一般的にバックグラウンドとして、他の事業が及ぼしている状況というのが位置づけられるわけでございます。そうした意味では評価に反映されているということになります。

また、複数の対象事業が相互に関連をして行われるという場合には、法律の五条二項、それから十四条二項におきまして、アセスメント手続をあら

わせて行うことができる、こういう規定が盛り込まれておりまして、こうした形では累積的、複合的な影響を評価することも考えられるわけでございます。

なお、個々の事業レベルでの環境影響評価では、おっしゃるように、地域全体の将来の環境の状況を検討することに限界があるということから、先ほどもお尋ねがございましたが、国際的には政策計画段階からアセスを行う戦略的な環境アセスメント、SEAが検討されておりましたが、先ほど大臣から御答弁申し上げましたが、これについても今後具体的に検討していきたい、こういうことでございます。

それから、ダムの建設に際しての横断条項についてのお尋ねでございます。

横断条項は、事業に係ります許認可等を定める法律に環境保全の観点が含まれていない場合にも、その環境影響評価の結果を許認可に確実に反映させることができるように規定をしたものでございまして、横断条項によりまして、私ども環境庁長官の意見を勧告して述べられた主務大臣の意見が、評価書の記載事項とあわせて審査されまして、その結果を踏まえて総合判断が行われるものでございます。

環境庁といたしましては、この規定によりまして環境保全上の適正な配慮が主務大臣の方においても行われて、環境への配慮が確保されるというふうな考えておる次第でございます。

○藤木委員 そのところをこれまでの閣議アセスと違った、この法案の前進面だというふうに私も思います。

ですから、全く不十分な環境対策を前提にしたダム建設、こういったものは琵琶湖の環境保全、特に琵琶湖の水質保全に極めて大きな影響を与えらるものであつて、計画の抜本的な見直しが必要だと思ひますけれども、その辺は建設省、今までの話をお聞きになっていて、どのように見解をお持ちでしようか、お聞かせください。

○竹村説明員 琵琶湖の周辺に幾つかのダムの計

画がございます。先ほど私がお話し申し上げたのは、建設省が主務大臣として所管する水資源開発公団の事業でございます。

もう一つ、琵琶湖周辺で大戸川という、建設省が実施しているダムがございますが、これは琵琶湖に流入しないので直接外へ行ってしまふダムでございます。残りは、滋賀県が実施してございます。姉川ダム、北川第一、北川第二、栗栖ダム等の、周りが山で囲まれておりまして、大雨になると琵琶湖に一気に水が流れ出して、流域の方々が水害被害を常に受けていたというところを受けて、滋賀県が実施している事業でございます。そしてさらに、水辺環境だとか湖水で困っているときの水を用意しておこうという趣旨でございます。

各ダムは、それぞれ滋賀県の環境アセスメントの要綱に基づきまして環境影響評価を実施しております。それぞれのダムでございますが、それぞれのダムごとに水の回転率またはさまざまなシミュレーションを実施して、下流への大きな影響があるかどうかということと評価して、大きな影響はないという判断をした後に、またはもし大きな影響があれば対策をきちんと講じながらやっていくという、滋賀県としてのきちんとした行政が実施されていると聞いてございます。

なお、そのほか、農水省所管の愛知川第二、これは一市八町の七千五百ヘクタールの農地の方々に対する農業用水の補給、あと関電の金居原発電所の、水を上げ下げる揚水発電所のプロジェクトがございますが、私ども河川管理者として、安全性とか他の利水者に影響がないかどうかとか、そして河川環境への影響がどうかという点から、関係事業主体と御議論しながら、琵琶湖の環境保全にもきちんと立ち向かって前向きに対応してまいりたいと考えてございます。

○藤本委員 今、ダムは前から計画をされていた古い計画などというのを見直しが始まっております。ダムをつくることについては否定的な、そ

ういう新しい時代に入ったというようなことも出ております。十分にそこところは、ただ治山治水にはダムしかないといった考え方はなくて、それこそ代替案を持つて当たっていただきたい、代替案がこういうときに必要ではないかというふうに思います。

次に、時間もございませぬけれども、イヌワシやクマタカが生息しております。先ほどお話しがございました金居原揚水発電所も自然環境を破壊し、琵琶湖の水質に影響を及ぼすものでございます。金居原発電所は、原子力発電所の余剰電力の活用を目的に、上下のダムに各一千八百萬トンを貯水いたしまして、最大二百二十八萬キロワットを発電する日本最大級の揚水発電所計画でございます。

そこで、イヌワシ、クマタカの生息につきまして、関西電力は、滋賀県知事に対し、ダム建設による両種への影響はないという準備書を提出いたしました。しかし、準備書を審査する県の環境影響評価審査会の判断で、日本イヌワシ研究会が調査指導に当たって再調査をいたしました。その結果、ダム湖予定地から約五百メートルの地点にイヌワシの巣がございまして、約三十メートルの地点にはクマタカの巣が発見されております。

昨年八月に公表された環境庁の猛禽類保護マニュアルでは、イヌワシの営巣中心域というのは半径一・二キロメートル、クマタカの営巣中心域は半径五百メートル程度としております。ですから、当該区域の環境の改変というのは避ける必要がある、これに該当するわけです。ですから、この環境庁のマニュアルからいきましても、金居原発電所計画というものは、この区域は環境の改変を行うべきではない、そういうところに当たっていると思うのですけれども、環境庁、いかがでしょうか。

○田中健政府委員 今お話がございましたが、金居原の発電所につきましては、平成六年の十月に事業者から滋賀県に對しまして準備書が提出されましたが、滋賀県の審査会からイヌワシ等の猛

禽類の営巣地の確認が不十分、こういう指摘があったわけでございます。このために、改めてイヌワシ等については詳細調査を平成七年の二月から八年の一月の通年にわたって実施をして、営巣地についても位置を確認したところでございます。

環境庁におきます本案件に関する審査におきましては、これら通年調査を含まして、三年半にわたるイヌワシ等の猛禽類の調査データをもとに慎重に審査をいたしました。

なお、電源開発調整審議会におきましては、環境庁といたしまして、原石山の位置の変更等、猛禽類の営巣等生息に影響を及ぼさないよう大幅な事業計画の変更を求めますとともに、工事中のモニタリングとその結果に基づく適切な対策を要請をいたしましたところでございます。

○藤本委員 そのとおりですね。それはぜひそのようにしていただかなければなりません。

特に三年間にわたってと言われましたけれども、繁殖期のデータがとれてないんですね。繁殖に失敗しているわけです。ですから、そういった不可欠な、どうしてもなければならぬデータ、そういうものをきちんと調べもしないで、工事期における配慮の方法を示すことという知事の意見書が公示をされて、関西電力の見解書の中にも、工事対策は十分とるからということと記載したことで、知事が実は電源開発基本計画に金居原発電所計画を組み入れることに同意してしまいました。

しかし、イヌワシなどの生息に与える影響を評価する繁殖活動期のデータの集積と解析というものは不可欠であるわけですから、十分な科学的調査を実施しないまま発電所計画が承認されるということになりますと、これはとても十二分に環境影響評価が行われたとは言えないと思うわけです。ですから、環境庁がそういったことに対してきちんと意見を述べて、大きな変更を求められたというのには賢明なことであるというふうに思います。

もう時間がなくなりましたので、これで終わりますけれども、今もお話をさせていただきまして、一つは、琵琶湖問題一つとりまして、一つ一つの事業だけの環境アセスメントが求められているのではなくて、それが累積的影響の総合的また複合的、こういった与える影響の大きさというものを十分認知をしていただいて、この法案をさらにそういう方向に前進をさせていただきたいということを申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

○佐藤委員長 秋葉忠利君。

○秋葉委員 社民党の秋葉でございます。大臣初め皆さん大変長時間の審議でお疲れだと思っておりますけれども、やはり非常に大切な法案であること、私が申し上げるまでもありません。ぜひ、最後の質問になりましたけれども、こちらも一生懸命質問いたしますので、どうか最後までおつき合いたいただきたいと思います。

何点か、ともかく聞きたいことがたくさんありますので、できるだけ順序よく伺いたいと思っております。まず最初に、この法案、中央環境審議会の答申をもとにして法案ができていくわけですから、どうもこの審議会の答申と現実の法案を比較してみますと、後退してしまったのではないかな、そんな印象が否めない部分がございます。

それから、もう既にこういったアセス法というのは各国で制定されていることは皆さん御存じのとおりですけれども、そういった各国の制度と比べてみても、まだまだの点がたくさんあるのではないかな。もちろん、長い時間を経て我が国でいうやつと出された法案ですから、それなりに意味があると思っておりますけれども、環境を守るという立場、未来の世代に私たちの世代からのきちんとした環境を残すんだという立場から、少しでもいい法案をつくらうというの、これは私たちの共通した目的ではないかと思っております。

その立場から、何点が質問させていただきたいんですけれども、まず、私が、この中央環境審議会の答申の中にあつて、法案の中から消えてし

まったく非常に残念だと思っていることの一つは、環境のアセスメントを行う際に、複数案、代替案、その中には当然ゼロ代替といいますが、何も手をつけられないという代替案も含めた、複数案をきちんと示した上でそれを比較検討するということが抜けております。

この点について、まず大臣に一般的な感想から伺いたいと思いますし、この後退の部分はどう評価しているのか、それから、実は後退じゃないんだという解釈もあるようなんですけども、もしそうであれば、なぜ、複数案の表現がなくなっているのに後退ではないと考えられるのか、そのあたりの御説明をお願いいたします。

○石井国務大臣 環境アセスメント法案に対しては、本委員会におきまして、大変慎重に審議を続けていただいております。

中央環境審議会の答申より後退しているのではないかと御指摘がありました。現行制度を見直すべき点を中心として、審議会におきましては、新しい制度が備えるべき基本原則として対象事業を拡大しております。また、スクリーニング、スコopingの導入もいたしているわけでございまして、一般の意見の提出機会の拡充を図り、そして環境基本法に対応した評価の対象や視点の見直しも盛り込まれております。また事後のフォローアップの措置などが示されたわけでございまして、この法案は、これらの基本的な原則について、法律として規定すべきものはすべて盛り込んだものとなっているわけでございます。

このほか、法案におきましては、環境庁長官や主務大臣等の意見を受けて事業者が評価書を再検討する仕組み、港湾計画に関する環境影響評価を規定するなど、答申の趣旨に即してより充実した内容のものになっていると考えているところでございます。

代替案の検討につきましての御意見でございしますが、諸外国では、環境への影響をできる限り回避して低減するという観点から、複数の案を比較

検討する手法が用いられております。この場合の代替案とは、立地の代替のみならず、建造物の構造、配置のあり方、また環境保全施設、工事の方法等を含む幅広いものでございます。

このたびの中央環境審議会の答申におきましては、「複数案を比較検討したり、実行可能なより良い技術を取り入れられているかどうかを検討する手法を、わが国の状況に応じて導入していくことが適当である」とされております。複数案の比較検討を含む環境保全対策の検討の過程を明らかにする仕組みとすることが適当であるとしていくわけでございまして、本法案ではこれを受けて、準備書に、環境保全のための措置を講ずることとするに至った検討の状況を記載させることといたしました。

御指摘の代替案、この問題につきましては、何もしない場合の大気汚染や水質汚濁のバックグラウンド濃度の推計とか、あるいは事業による環境改善効果を見るためのものでありまして、このような意味であれば、我が国でも実際の場で行われているところでもございます。

アセスメントは、事業の実施についての意思決定がなされる前に、その意思決定に反映させるべき環境情報を形成するものでありまして、必要に応じて行われるバックグラウンドの推計も踏まえて適切な審査が行われ、その結果を踏まえつつ、許可等を行う際に、事業を実施するか否かに関する総合的な判断が適切に行われるものと考えております。

○秋葉委員 非常に詳細にお答えいただきましたけれども、結局のところ、代替案は出さないでもいいという結論だと思いますが、そこところは非常に大きな問題があると思えます。この環境影響評価で大切な点はたくさんありますけれども、これはやはり国民全体が、この環境影響評価、その調査の結果等を十分に理解した上で納得のいく結論が出されている、やはり納得する点、この意味はいろいろありますけれども、その意

味の一つは、国民が十分にこの調査結果そして最終的な結論について納得をする上で一番理解しやすい方法であるという点があります。

そういったことで、諸外国でも、この代替案を必ず準備しなくては行けない、代替案に従ってきちんとした調査を行うということになっていきますけれども、それなしに、ほとんど比較の対象がなしに、一つの案について、あてもないこうでもないという意見が幾ら集積されても、必ずしもそれが論理的にそして説得力ある結果にならないというのは、これまでの日本の実績を見ればはっきりとわかることです。

例えば、その違いがどこにあらわれているかといいますが、外国の例ですと、アセスを行った結果、環境影響評価を行った結果、事業が変更されたり、あるいは極端な場合には中止された事例がたぐさございまして、こういった事例についてどの程度御存じなのか、環境庁の方から一応具体的なデータをお示しいただきたいと思えます。

○田中(健)政府委員 我が国の制度、御案内のとおり、現行は閣議決定の要綱の制度でございまして、事業者が調査等を終了いたしました後、環境保全上の検討を加えた後に初めて準備書が明らかになることもございまして、これまでは、アセスの結果、事業が中止となったという例は、私どもとしては日本では承知をいたしておりました。

しかしながら、事業計画を大きく変更した例といたしまして、先ほどお話がございました、猛禽類への影響を避けるため原石山等の位置を大幅に変更いたしました金居原の揚水発電所がございまして、また、トンネルの脱硝装置の設置を環境保全対策に追加をした高遠横浜環境南線などが挙げられます。また港湾計画のアセスにおきましては、博多湾のアイランドシティー事業に見られますように、埋立地の位置、面積、形状等をかなり変更させた例も見られるところでござい

ます。諸外国におきましては、これまでもさまざまな事例が紹介されておりますが、環境庁が今回の法

律改正に当たりましていろいろな実施をいたしました諸外国の調査におきまして、オランダの事例で、自然保護区域内の事業を中止した事例、あるいは橋梁の建設をトンネルに変更した事例などが把握をされておるところでござい

ます。○秋葉委員 そういった事例をごらんになって、環境を守る上で事業を中止しなくてはならなかった、あるいは逆に考えますと、非常に重要な事業だからこそ計画があるわけですが、その重要な事業を中止しても環境を守るといふ環境の立場に立った姿勢が貫かれているというふうには私は感じます。それほど徹底したことを今回のアセス法に盛り込まなくても日本の環境を守るんだという確信がどこにおありになったと思うのですけれども、その確信の根拠をお聞かせください。

○田中(健)政府委員 今回御提案をいたしております法律では、これまでの閣議要綱と違ひまして、それぞれの事業の許可要件のほかに、環境保全上の配慮からも許可に当たって総合的に判断をするという横断条項が入るわけでござい

ます。そういう横断条項によりまして、許可に当たりました条件をつけるとか、あるいは場合によっては事業の見直しを求めて許可が出ないような判断も主務大臣の中で行う、こういうことにもつながるかと思えます。私どもの環境庁長官の意見を踏まえてそういう結果に至ることも、今回の法案では考えられるわけでございます。

○秋葉委員 それを聞いて大変安心いたしました。最終的には、事業中止というような諸外国で行われている一番極端なケースに至っても、環境を守るためにはそれが最善の選択肢であるという決定を下す用意がある、そのことを聞いて大変安心をいたしました。

しかし、残念ながら時は常に動いております。外国の事例では、アセスの段階だけではなくて既に事業が開始されている場合、事業がかなり進んでしまつて、例えばダムが完成間近である、

そういった状況においても、環境上の問題が発見された場合、これは人間のやることです。から、どんなに万全を期しても、やはり後になってようやくわかってくるような事実というのの当然でございます。そういった場合に、事業が途中で進行していてもこれを中止するといった例も随分たくさんございます。

例えば、アメリカが大変いい例ですけれども、アメリカのカリフォルニア州、オーバンダムというのがあります。このオーバンダムは、一九六〇年代、アメリカの開墾局、開拓局ともいいますけれども、その主導によって、アメリカン川という川、ここに多目的ダムとして建設が構想されましたけれども、一九七六年にこのダムサイトの下に二つの活断層が走っているということが発見されて、ダムの工事が中止されました。実はその後の曲折も大変おもしろいダムなんですけれども、例えばこういった環境上の問題が生じたことによつて工事を建設途中で中止する、あるいは事業全体を放てきするといったことも行われております。

今回のアセス法案ではそこまでのことをお考えになっているのかどうか、お考えになっていないとしたらなぜなのか、そのあたりを伺いたいと思います。

○田中(健)政府委員 今回のこの法案でございますけれども、事業者が大規模事業を実施するに当たりまして、事前に環境への影響を調査、予測、評価して、それを事業計画に反映させるという、事業に着手する前の環境影響のいろいろな手続等を定めるのが本法の目的でございます。

したがって、事業を着工した後の問題につきましてはこの法律の射程外の問題でございます。事業着工後、先生今お話にございました、ダムが活断層の上にある、こういう問題はそもそもその事業そのものの安全性の問題も絡んでくるかと思ひますけれども、そうしたことで、事業着工後、環境上に問題がある場合には、環境行政、いろいろな環境行政がございます。自治体もやって

おりますし、私どもも大気汚染防止法あるいは水質汚濁防止法でいろいろやっております。また、許認可大臣がその事業そのものを所管しておること、いろいろな判断をする立場にあるかと思ひます。

したがって、事業実施後のいろいろな問題につきましては、この法律の範疇ではなくて、それぞれ主務大臣あるいは他の環境行政の範疇の中で対応すべきだということで整理をいたしております。

○秋葉委員 では、例えば活断層が、事業が始まって、ダムの建設が始まってから見つかったようなケースについては、環境行政の中でどういうやり方が担保されているのですか。

○田中(健)政府委員 それは、ただいま申し上げましたように、その施設を建設するのが環境にどういう影響を及ぼすか、こういう観点からでございます。その施設そのものを許認可しております事業実施官庁の方でその施設そのものの安全性その他の観点からいろいろ判断されていく問題だということをお願いいたします。

○秋葉委員 それは、このアセス法ができて、日本の環境庁は神様みたいに優秀だから絶対に誤りは犯さないということを宣言して、だから、あとは何もやらなくていいという意味なのか。あるいは、そういった誤りを発見して、例えばアセスの段階では見つからなかった活断層が見つかった、仮にそういうことがあった場合に、それはもう管轄違いだから私たちは知りませんよというあしき官僚制度にのつとつた発言なのか。

あるいは、現在ではそうなっているけれども、やはり環境上重要な問題が出てきた場合には、事業が始まってやはり環境庁としては発言権を持つべきであるとお考えになって、これから例えばそういった法案を提案するとかあるいは最低限検討するとか、そういったいろいろな立場での御発言の可能性があるわけですが、どういった立場からお考えになっているのか、環境を守る立場だと思ひますけれども、教えていただければ大変あり

がたいと思ひます。

○田中(健)政府委員 事業の実施後に環境上の問題が出た場合でございますけれども、環境上の問題でありますれば、このアセス法の範疇でなくとも、私ども環境行政を所管する立場から、いろいろなケースの場合にそれぞれの主務大臣に意見を申し上げたり御相談をする、こういう対応を行うことになるかと思ひます。

○秋葉委員 それで十分であればこの法案だつて要らないことになるわけですよ。だから、環境庁が既に万全の注意を払つていて、その場その場で最も適切な行動がとれるというのであれば、アセス法案がなくても環境庁は全くそれと同じことができるわけですから、にもかかわらず、アセス法案をつけたというのは、それを制度化しないと十分な担保が行われないということだと思ひます。

となると、やはり事業開始後の環境の問題についても同じような立法が必要だと思ひますけれども、最低限そういう方向で御検討いただけるものかどうか、お答えください。

○田中(健)政府委員 先ほどから申し上げておりますように、事業実施後、環境上の問題が生じますと、いろいろな環境の規制法がございます、そういう手法を活用しながら適切に対応を図っていくということになるかと思ひます。

○秋葉委員 一点だけ、では伺ひます。そういったさまざまな努力をする中で、活断層の上にダムがあったというような場合、当然事業の中止ということも可能ですね。

○田中(健)政府委員 ただいまのケースは環境上の問題ではなくて安全性の問題だと思ひますから、先ほど申し上げておりますように、主務大臣の方で適切に御判断をいただけるものというふうな考えです。

○秋葉委員 地殻の問題、言葉の遊びではないの、要するに、所管が違つて我々は知りませんというお答えになりますね、そうすると、非常に無責任。やはりすべての環境に関する項目について

きちんとした対応をしていただのが環境庁だというふうな思つておりましたけれども、そういったあしき官僚制度がここで首を出すということについて大変驚いております。

残念ながら、時間がありませんので、次の問題に移ります。

事業開始前に行われるアセスメントの具体的なやり方ですけれども、今回の法案は手続法ですから、具体的にどのような内容を持ったアセスメントが行われるかということ、これは全く法案とは違った次元の問題ですけれども、この具体的なやり方についてもさまざまな違いが、外国で標準的に行われているものと非常に大きな違いのあるところが特徴だと思ひます。

例えば、その中の一つとして私が申し上げたいのは、公聴会の制度、公聴会を開くことが義務づけられていない。やはり関心のある多くの方々の意見を公開の場できちんと聞く、それについて公開の場で議論を行つて、必要があれば再調査を行い、きちんとした納得のいく説明を専門家の方から出してもらう、そういった手続がやはりどうしても必要だと思ひますけれども、公聴会が義務づけられていないという理由はどこにあるのでしょうか。

○田中(健)政府委員 本法におきましては、環境保全上の意見を広く徴するということで、地域限定もいたしませんで、いろいろな人から環境保全上の意見を聞くということで、意見を聴取することになっております。これは決してその事業の賛否を問うものではないと思ひます。環境に関するいろいろな情報を広く集めるという観点で意見を徴するというでございます。

法におきましては、事業者のアセスメントの内容につきまして、これからどういふことを調査するかということにつきまして説明会をするというのを事業者が義務づけられておるところでございます。説明会を開きましていろいろと説明をいたしまして、その場所が質疑も行われるものというふうな考えております。

○秋葉委員 環境庁のどなたか、例えばアメリカの議会における公聴会、実際にこらんなったことがありでしようか。

○田中(健)政府委員 ちよつとそこまで存じておりません。

○秋葉委員 日本のさまざまな事業についての、官庁、これは自治体も含めて、お役所が開くいわゆる説明会とアメリカの議会の公聴会とは、どちらも言葉を使つてだれかが説明をして聞く、あるいは質問があるというところは似ていますけれども、その実質においてるつきり性質が異なっております。公聴会がなぜ必要なのかということは、実際に公聴会を具体的に経験していただければ一番手取り早くわかることだと思ひますので、このアセス法をより十分に、より効果的に運用するためにも、ぜひアメリカ議会の公聴会をこらんなつていただきたいと思いますし、その上でこの運用に当たつていただければと思ひます。

やはり大事なものは、対等な立場に立つ、甲論乙駁といふまでもなく、いろいろな立場の人たちが、その場で疑問点を出し合ひ、それに答え合ひ、そして知的なレベルにおいて十分な答えが得られないときには再調査を行うといったような形で、論理的、そして事実に基づき、かつ知的に満足のいく議論を行うという姿勢が貫かれていふところだと思ひます。そのことをぜひ願ひたいと思ひます。

○田中(健)政府委員 先ほど御説明申し上げた説明会でございしますが、これは事業者の説明会を義務づけているということとございまして、この法律の制度によりまして都道府県知事が自分の意見を事業者に出すというときの知事の意見形成の過程で公聴会なり審査会を開いて意見形成に資するという手法は十分可能でございまして、自治体によりましてはそういうことを踏むというところが相当あるかと思ひます。

○秋葉委員 自発的に公聴会を開く都道府県があつてもそれは特にとめはしないよぐらいの消極

的な意味を持つかもしれないけれども、それと、環境庁がアセス法を推進するに当たつて、環境庁が主体になつてきちんとして公聴会を開く、それを義務づける、そういう立場とは非常に距離があります。そのところを申し上げておいて、公聴会自体開いてもよいということになつていくところは評価いたします。今までの行政のあり方であれば、公聴会なんか開かせないというような条件が入つていてもおかしくはないわけですから、それは評価いたしますが、やはりもう一歩進んでそれを義務づけるというところまで踏み込まないと、私は、公平、公正、広く意見を求めるということとはなかなかできないのではないかとこの気がいたします。

それから、具体的なアセスのやり方についても一点伺ひたいのですけれども、具体的には、例えばドイツで行われている環境の評価の方法の中で非常に重要なもの、それからこれはイギリスでも行われている、その他の国々でも行われているところですが、最終的に代替案を幾つかつくり、そしてその代替案の中の重要項目については数値化を行う。数値化を行うことによつて、幾つかの代替案の中で、この項目についてはA案が一番いい、あるいは別の項目についてはB案の方がいいといったような形で整理をした上で、それを素人でもどのような評価が下されたのかということが十分にわかり、その上で決定にあるいは議論に参加できるというような方法をとつております。

ドイツでは、これはノルトライン・ウェストファールン州のやり方というのが随分有名だといふように理解をしておりますけれども、そういう数値化のところまで含めた具体的な環境影響評価を行おうとされているのかどうか、伺ひたいと思ひます。

○田中(健)政府委員 対象事業に係ります環境影響評価を適切に行うためには、調査、予測、それから評価を項目ごとに実施をいたしまして取りまとめますとともに、それらの結果を一覧できるよ

うに、対象事業に係る環境影響の総合的な評価といふことで整理をすることにしております。それは、法律の第十四条第一項七号の二でございまして、これによりまして、全体としての環境影響を把握することができまして、適切な環境保全対策につながることも、住民等の理解の促進に役立つことが期待されるわけでございまして。

なお、御指摘の評価項目の順位づけとかあるいは評価の数値化につきまして、ドイツでやられているといふふうなお話でございましたけれども、おのおのの項目におきます評価の性質やあるいは価値の置き方が異なる等、いろいろ検討すべき項目も多いわけでございまして、私どももいたしましては、現時点ではそうしたことの数値化の制度というのとはなかなか難しいのではないかとこのうに考へておる次第でございまして。

○秋葉委員 それはあれですか、ノルトライン・ウェストファールン州でどういふぐあいに行われているかといふことを具体的に調べた上で、それはどうもなじまないという結論を下されたいと思ひます。

○田中(健)政府委員 本制度を提案する前に何年かかかまして関係省庁一体となつて研究をいたしまして、外国にも調査団を出しまして調査をいたしました。残念ながらその調査には私も入つていなくて、その情報はつかんでおらないというのが状況でございまして。

○秋葉委員 これは、別にここだけでやつていて特別な方法ではなくて、世界的にかなり標準的にこういつたことが行われているといふふうには私には理解しております。ですから、最終的にどのような選択になろうと、やはりきちんとして調査を行つた上で、仮に選択をしない場合には、なぜこういつた例えば数値化を行わないのかといふことを、十分に納得のいく説明を加えて我々にも教えていただきたいと思います。

それから、次に参りますけれども、これに関連をいたしまして、結局、この環境影響評価、調査をして、最終的な結論を下すのは、これはだれで

すか。

○田中(健)政府委員 プロセスはいろいろございします。事業者が準備書、評価書をつくりまして、その間に自治体の意見も徴し、それから環境庁長官の意見も出しまして、最終的には主務大臣が判断をするということとございまして。当該事業の許可権を持つております主務大臣が、環境保全上の観点からの配慮も考慮をして許可可を決める、こういうことになりまして。

○秋葉委員 その以前の段階で、この評価書といふのでしうか、それを最終的に、これが評価の結論ですという決定を下すのは事業者ですか。

○田中(健)政府委員 先ほど申しましたように、事業者が準備書をつくり、いろいろと自治体あるいは一般の識者の意見を聞いて、それを公告縦覧をして、さらにそれを直して評価書までつくり上げて、評価書の段階で環境庁長官が意見を申し上げて、主務大臣がさらに意見を出して、それに基づいて必要な修正があれば修正をして、そこで評価書ができ上がるわけでございまして。そういうプロセスを経ますが、つくり上げる責任は事業者でございまして。

○秋葉委員 その事業者のところに、やはり住民の代表といふんですか、専門家あるいは公平な第三者を最終決断の段階で加えるということが、私はこの環境影響評価を公平、公正に行う上で非常に大切だと思ひますけれども、その点についてはいかがお考えでしう。

○田中(健)政府委員 プロセスを何度も御説明をいたしておりますが、その第三者の立場に当たるのが、私ども環境庁長官の意見だと思ひます。そういうことでこの制度を仕組んでおりまして、環境庁長官が第三者の立場で意見を申し上げるということとございまして。

長官の意見の形成に当たりましては、いろいろと過去の蓄積、あるいは、場合によつては識者の意見も徴して意見を固める、こういうこととございまして。

○秋葉委員 次の質問に移ります。

スクリーニングにおける評価規模についてです。第一種事業、これは無条件で行われるようですけれども、さらに、第二種事業、一定規模以上。この規模は政令で定めるところになるか。余りこの規模が大き過ぎるとほとんど網にひっつかからないという状況が生じるわけですから、この規模を定めるところが、とても大切になってくると思いますけれども、大体どの程度の規模をお考えになっているのか、教えていただきたい。

○田中(健)政府委員 おっしゃいますように、対象事業は政令で定めるところになりますけれども、第一種事業につきましては、現行の閣議アセス等の実績を踏まえまして、政令等によりまして定めるわけでございます。現行のアセス制度の規模が目安になるといふふうに考えております。

それから、第二種事業につきましては、第一種事業に準ずる規模ということでございまして、それを目安に定めていくということになります。

○秋葉委員 そういたしますと、例えば事例を挙げますけれども、廃棄物処分場の場合には、アセスの対象となる事業規模というのは三十ヘクタール以上ということですね。それで現在、これは環境影響評価制度総合研究会の報告資料をもとに計算をしたら結果なんですけれども、平均事業規模というのが大体一・五ヘクタールぐらいというふうな理解をしております。そうすると、この中で数字をずっと拾っていきまして、アセスの対象となる件数の割合というものは、これは件数ベースです。それから面積ベースではありませんけれども、〇・三%になってしまふ。こういう決めで本当にアセスの効果が上がるといふふうにお考えでしょうか。

○田中(健)政府委員 今回のこの制度におきましては、国の立場から見れば一定水準の確保が必要となるようなものに環境影響評価を行う、そういう視点から対象を選定していくわけでございまして、そういう国の立場から見ればアセスが必要だと

いうことで、非常に大規模で環境に影響を及ぼすおそれ大きいもの、なおかつ国が直接事業を行うか許認可等に直接かかわっている、こういうことで対象を決めていくわけでございまして。現行の閣議アセスでもほぼそういう形で行われておるわけでございます。その規模以下の事業につきましては、これは地方がそれぞれいろいろな形で環境影響評価を行っている、こういうことでござい

ます。そういうことで、国と地方の役割を分担するという考えに基づいて整理をいたしておるわけでございまして、廃棄物処分場につきましても、非常に大規模なものについて国の立場からアセスをする必要のある規模の事業に集約をいたしまして、あとは自治体等の判断にゆだねる、こういうことに整理をいたしておるわけでござい

ます。○秋葉委員 もう一つ例を挙げますけれども、埋め立て、干拓、これは対象になるのが五十ヘクタール以上、平均事業規模三・五ヘクタール、アセスの対象になるのは件数でいって〇・四%。国の基準とそれから地方自治体の基準とは違うということですね。それで、これは今の二つの件数について、地方自治体として具体的にアセスを行った件数、大ざっぱに言って大体どのくらいになるのでしょうか。

○田中(健)政府委員 申しわけございませんが、自治体の事業の詳細な結果については把握をいたしておりません。御容赦いただきたいと思

います。お聞きいただきました結果につきましては、ただいまそういう数字を持ち合わせておりませんので、御容赦いただきたいと思

います。○秋葉委員 現在の日本の政治の仕組みから常識的に考えると、国でつくった基準以上、少なくとも今まで自治体で横出しあるいは上積みということをやるといふのはほとんどありません。仮に行われたとしても、これが、オーダーが変わるといふような形で、突出した形での別基準をつくって調査を行う、評価を行うということは、常識的に考えられない話であります。

ですから、そのことは環境庁も十分御存じのはずです。それから、そういう常識的なことを考えれば、これでかなりの件数のアセスが、実は行われるべきであるにもかかわらず行われない現状があるところ、私は、その点ぜひもう一度お考えの上、政令それから自治体に対するそれなりの行政指導ということが必要であればきちんとした措置をとっていただきたいというふうに思います。

時間がだんだんなくなつてまいりましたので、現在私が問題提起をしているのは、このアセス法案ができて、それは皆さんの御苦労によつてできたわけですが、その運用の仕方によつて、あるいは法の制度的な整備が十分でないために、実は皆さんの善意が生かされないような状況がたくさんある。それは非常に残念であるという意味で、何とか皆さんの後押しをしようという意

味で申し上げているわけでござい

ますけれども、その具体的な例を幾つか申し上げたいと思

います。奥只見のですけれども、これは主にイヌワシあるいはクマタカ、先ほどもこの問題についての質問が藤本委員の方からありましたけれども、私が関心を持っているのは、奥只見の大鳥発電所、あるいはそれとすぐ近くにあり

ます湯之谷揚水発電所、こういったところで現在の事業に関連して、自然の保護が十分に行われていないのではないか、その点について伺いたいと思

います。公開した場合におきましては、密猟のおそれがあるほか、カメラマンあるいは観察者等多数の人々が営巣地の近辺に集合することなどによりまして、猛禽類の繁殖を阻害することが懸念されております。

このため、昨年環境庁が公表いたしました「猛禽類保護の進め方」におきましては、希少な猛禽類の営巣地は原則として非公開とするともに、調査結果を公表する場合には、営巣地などが特定されないように表現方法に十分配慮することが必要であるとしておるところでござい

ます。○秋葉委員 そういう危険性は確かに存在すると思

いますけれども、それと同時に、ぜひ伺いたいのは、環境庁の考え方では事業者は善意の人たちばかりでうそをつかない、あるいは事業を行う上でまずこういった生物の環境を守ることを第一義にしている、そういうふうにお考えになつていらっしゃるのでしょうか。

○田中(健)政府委員 私どももいたしましては、事業者が準備書なり評価書をつくる過程で、いろいろ関係者の意見を聴取しながらやってまいりますし、それから、そのプロセスでその準備書、評価書を公告縦覧をいたしまして、広く一般に公開をいたしております。

そういうことで、そのデータ等も公開をされるので真摯な対応が求められるわけでござい

ますし、また最終的には私どもの環境庁長官の意見、それから主務大臣の審査等もございまして、その辺で十分担保できるものと考えております。○秋葉委員 今いろいろな危険性があるから公表できない部分があると言つて、そのすぐ後で公表しているから大丈夫ですという答えは、ちょっと両方一緒に受け取れないのですが、奥只見の場合ですと、仮に事業者の方が善意であつても、やはりこれは人間のやることですから、調査漏れがあつたり、具体的に巣が発見されていなかったり、あるいは発見されていてもそれが事業者側からの調査には入っていないけれども具体的に悪影響をこうむっているということがきちんと報告

されております。

何点が申し上げますけれども、例えば、調査工事開始後、二カ年連続でこの奥只見の大島発電所周辺地域ではイヌワシは繁殖に失敗しております。その理由として考えられるのは、例えば一九九四年の七月から十二月、イヌワシの巣をつくっている岩の巢下で昼夜騒破工事が開始されているけれども、その次の年の四月には繁殖に失敗しています。これはやはり因果関係があると見るのが当然だと思います。

その年、一九九五年の七月から九月の調査工事では、この岩の営巣が落下をして、結局、その際には、実は調査工事がそのすぐ後で中止になっているのですけれども、それは違法工事が行われているということが発覚したために中止になっている、そういう事実がございまして、一九九六年の一月から四月、このイヌワシは、巣が落ちてしまったために松の木に巣を移しましたけれども、そこでひなが凍死してしまつて、繁殖は中断されてしまつたということが知られております。

これもやはり自然を愛する人たちが一生懸命調査をしたわけですが、こういうことがあつたわけですから、となると、事業者が、これは故意ではないかもしれませんが、既に調査工事の段階でかなり大規模な環境破壊を行つてしまつた。意図的だとは申しませんが、事実としてそういうことがあるということはやはり重く受け取るべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○田中(健)政府委員 先ほど自然保護局長が御答弁申し上げましたように、希少生物の保護ということでデータの公開、なかなか難しい点でございまして。何とか工夫をしてそういうことに至らないようにやっていきたいと思ひます。御指摘の猛禽類については、必ずしも営巣地が特定されなくても、その行動範囲を示すことによりまして事業の把握ができるのではないかと、うふうに考えておりますけれども、私どももいたしましては、いろいろ工夫をいたしたいと思ひます。

例えば、審査等に当たりまして、営巣地の特定が必要な場合には、都道府県及び環境庁において、事業者から営巣地についての情報を聴取して、外部に公表しないことを前提に学識経験者等に御検討いただく、こういうこともあり得るのかなというふうに考えておりました、今後いろいろな形で検討を進めていきたいと思ひます。

○秋葉委員 検討をするということは大変重要だと思います。ぜひやっていただきたいと思ひます。

もう一点、事業者がこういった調査をすることについての問題点を申し上げておきます。

例えば、ノスリの場合、これは湯之谷湯水発電計画の中でございけれども、ある地点にあるブナの木にノスリの営巣を確認しています。これは事業者がやっているのでございけれども、同時に、ダム水没予定地のキタゴウウの木にノスリの営巣を発見しております。

つまり、その水没地に巣があるということがわかつて、それを仮に公表しないまでも、専門家が知ることになればダム工事は影響を受けるわけですから、そういう利害関係があれば、当然、これもまた私はあえて意図的には申しませんが、これも、無意識下の力が働いて、自分たちの仕事が行うにいくような営巣は、やはりこれは、フロイト流に言えば、見過ごしてしまふようなことになる。そこがやはり、事業者だけにこういった調査を頼る、事業者が頼つて調査をやるということの非常に大きな危険性だと思います。

例えば第三者機関をきちんとつくつてこういった調査を行うというようにしないと、今申し上げたような例はただ単にこの場所だけの問題ではなくて、普遍的な力によつて生じる問題ですから、その点やはり大規模な改善を検討していただかないといけない点だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○田中(健)政府委員 希少動植物の保護というのは非常に重要でございまして、また、その手法その他も非常に難しいことでございまして、そ

ういうことで、私どももいたしましては、自然にかかりますそうした問題について、法の成立の際には指針をつくるということになってまいりますので、その段階でも十分検討してまいりたいと思ひます。

いずれにいたしまして、先ほどから申し上げておりますように、情報をそれぞれ適宜公開をしていくということでは、いろいろな客観的な意見も集まってくるわけでございまして、客観性、透明性も確保しながら制度を進めていくということと、もう一つは、調査等にかかわる人材の育成ということ、人材の育成にも今後とも努めていきたいというふうな考えております。

○秋葉委員 今のお答えを一言で言うと、このアセス法が成立すれば、今私が指摘したような問題は起こらないということだとしてよろしいのでしょうか。

○田中(健)政府委員 できるだけ起こらないようにいろいろな工夫を重ねていきたいというふうに考えております。

○秋葉委員 現行法よりもアセス法の方が厳しいという立場だと思ひますけれども、となると、別の問題が生じてくる。

これは新潟県で多くの市民たちの間の疑惑としてささやかれていることでございけれども、今回のこの湯之谷谷あるいは大島といった場所、どうもこのアセス法ができる前に、法律が厳しくなる前に何とかすり抜けてしまつた、駆け込み調査をやつてそれで通してしまつたというふうなことが行われているからこんなことになるのではないかと、その声がありますけれども、今のお答えだと、その声にどうもかなりの蓋然性を与えてしまふような気がいたします。現時点で、この法律ができる以前の時点で、やはり環境庁に、あるいはこの主管官庁である通産省に、もう一度この場所についての、イヌワシ、クマタカ等について守るための新たな再検討をぜひ早急にお願ひしたいと思ひます。いかがでしょうか。

○田中(健)政府委員 湯之谷谷につきましては、これからアセスメントを行うというふうな聞いておるところでございまして、そうしたことで、しっかりとアセスメントを環境庁としてはやつていきたい、通産省に意見も申し上げたい、こういうふうな思つております。

○秋葉委員 最後に、検討期間について伺いたいと思ひます。

附則七条、ここで検討時期として「施行後十年」というふうになっておりますけれども、ただいま私が提起いたしました問題、それから多くの委員が指摘してまいりましたさまざまな問題、もう既にこの法律ができる以前からいろいろな問題のあることが十分御理解いただけたと思ひます。私は、十年待つてはなくて、もう既に世界は大きく変わつていくということを前に申しましたし、それから、環境に関心を持つただけで多くの環境委員会の委員がぜひ改善をしてほしいということを言っているわけですから、例えば三年なりあるいは五年、このアセス法が具体的に動き出し、そして皆さんの理想主義やあるいは情熱がまだ熱いうちにぜひ検討をしていただきたい。

この附則七条の十年を例えば三年あるいは五年に変えること、これは何とか皆さんの方でやってみましようというふうに御検討いただけないでしょうか。

○田中(健)政府委員 この附則七条の規定でございまして、これは、国民に対して新たな負担を課す制度を新しくつくるといふときには、政府の方針に基づきまして、この制度そのものの存廃を見直すという意味も込めまして、こういう規定を置くということになっております。これは、ほかの制度でもすべてこういうシステムを導入をされておるわけでございまして。

したがって、この制度そのものを根底から見直すというふうなことでこの条文は規定されておりました、そうした意味からいいますと、アセスメントを行うのに短くて三年、長くて五年の期間がかかるわけでございまして、この法律の施行

状況を見るにはやはり十年が必要だということ
でございます。

しかし、先生今おっしゃいましたように、日進
月歩の科学技術でございます。運用指針その他
につきましても、その都度見直しが必要なことも
出てまいります。そうした事柄につきましては、
この間でありましても、私どもは積極的に見直し
て手直しを加えていくことは当然考えてお
るところでございます。

○秋葉委員 最後の御答弁、そういった考え方
で、私たちもこの法案ができるだけよい運用がな
されるように協力をしたいと思いますし、改善を
するためにも皆さんと一緒に頑張っていく
という気持ちでございます。

大変いい御答弁をいただいた段階で、あと二、
三分時間が残っていますけれども、大分夜も更け
てまいりましたので、これで質問を終わりたいと
思います。

○佐藤委員長 これにて本案に対する質疑は終局
いたしました。

次回は、来る二十五日金曜日委員会を開会する
こととし、本日は、これにて散会いたします。

午後七時十七分散会

平成九年五月九日印刷

平成九年五月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

衆議院

環境

委員

会

議

録

第

六

号

(その二)

(本号(その一)参照)

派遣委員の京都府における意見聴取に
関する記録

一、期日

平成九年四月二十一日(月)

二、場所

京都宝ヶ池プリンスホテル

三、意見を聴取した問題

環境影響評価法(内閣提出)について

四、出席者

(1) 派遣委員

座長 佐藤謙一郎君

大野 松茂君

砂田 圭佑君

持永 和見君

田端 正広君

桑原 豊君

辻元 清美君

奥山 茂彦君

目片 信君

大野由利子君

武山百合子君

藤木 洋子君

(2) 政府側出席者

環境庁長官官房

長 岡田 康彦君

環境庁企画調整

局長 高部 正男君

(3) 意見陳述者

中央環境審議会

企画政策部会長 森島 昭夫君

環境総合研究所

所長 青山 貞一君

環境行政改革

フォーラム代表 幹事

京都大学大学院

理学研究科教授

京都大学総合博

物館長 河野 昭一君

(4) その他の出席者

環境委員会調査

室長 鳥越 善弘君

名古屋大学名誉

教授 島津 康男君

長 村松 昭夫君

連合会事務局

長 弁護 士

午後一時十分開議

○佐藤座長 これより会議を開きます。

私は、衆議院環境委員長の佐藤謙一郎でございます。

私がこの会議の座長を務めますので、よろしく

お願いを申し上げます。

この際、派遣委員団を代表いたしまして一言ご

あいさつを申し上げます。

皆様御承知のとおり、当委員会におきまして

は、内閣提出の環境影響評価法案の審査を行って

いるところでございますが、本日は、法案の審査

に当たり、国民各界各層の皆様から御意見を聴取

するため、当京都府におきましてこのような会議

を開催させていただいたところでございます。

御意見を述べたい方々には、御多用中にも

かかわらず御出席をいただきまして、まことに

ありがとうございます。忌憚のない御意見を述べ

たいいただきますようお願い申し上げます。

それでは、まず、この会議の運営につきまして

御説明申し上げます。

会議の議事は、すべて衆議院における委員会議

事規則及び手続に準拠して行い、議事の整理、秩

序の保持等は、座長であります私が行うこととい

言させていただきます。座長の許可を得て発

言に、議事の順序につきまして申し上げます。

最初に、意見陳述者の皆様から御意見をそれぞ

れ十五分程度お述べいただきました後、委員より

質疑を行うことになっておりますので、よろしく

お願いいたします。

それでは、本日御出席の方々を御紹介いたしま

す。

出席委員は、自由民主党の持永和見君、大野松

茂君、奥山茂彦君、砂田圭佑君、目片信君、続き

まして、新進党の田端正広君、大野由利子さん、

武山百合子さんであります。次に、民主党の桑原

豊君、日本共産党の藤木洋子さん、社会民主党・

市民連合の辻元清美さん、以上でございます。

次に、本日御意見を述べたい方々を御紹介

いたします。

中央環境審議会企画政策部会長の森島昭夫君、

環境総合研究所所長・環境行政改革フォーラム代

表幹事の青山貞一君、京都大学大学院理学研究科

教授・京都大学総合博物館長の河野昭一君、全国

公害弁護団連絡会議事務局長・弁護士の村松昭夫

君、名古屋大学名誉教授の島津康男君、以上の

方々でございます。

それでは、森島昭夫君から御意見を述べたい

方々を御紹介いたします。

○森島昭夫君 座長から発言を求められました森

島でございます。

本日は、当委員会の地方公聴会で意見陳述の機

会を与えられましたこととお礼申し上げます。

私は、環境アセスメントの答申を取りまとめま

した中央環境審議会企画政策部会の部長をして

おりますので、その観点から意見を述べさせてい

ただきたいと思っております。

まず、中環審の審議でございますが、平成八年

でに、四回の小委員会を含めまして、都合二十二

回の部会での審議を行ってまいりました。部会の

審議は、答申案の案文づくりと、それからその案

文づくりの起草をいたしました小委員会を除きま

して、すべて公開で行いました。

そして、審議におきましては、関係省庁、NG

Oなどを初めとする各方面からの意見聴取を行

いますとともに、全国六カ所でのヒアリング、また

郵便等による一般意見を受け付けるなどいたしま

して、できるだけ広く国民各層からの意見をちよ

うだいしたわけであります。最終的には、地方ヒ

アリングも含めまして、五百十九件の意見をいた

できました。

その寄せられた意見の内容でございますが、それ

も、主務官庁の一部あるいは事業者の一部には、

環境アセスメントにつきましては、昭和五十九年

の閣議決定によって環境影響評価実施要綱が定め

られて以来、実績も重ねており、既に三百四件の

いわゆる閣議アセスが実施されてきている、した

がって、これまでの実績から、適切かつ十分なア

セスが行われてきたという評価をいたしまして、

そこで新たな制度を設ける必要はないのではない

かという御意見もございました。また、新たな制

度をつくることによって、事業が長期化し、ある

いは不要なコストがかさむという御意見がござ

いました。

しかし、その反面、意見のほとんどは、あ

るいは多くの意見と申ししてもよろしいのです

が、多くの国民の意見におきましては、幾つかの

点で現行のアセス制度は不十分であるという指摘

がなされました。

まず、第一には、閣議アセスにおけるアセスの

対象事業の範囲が狭過ぎる、一部の事業しか閣議

アセスが行われていないという点であります。

それから、第二には、アセスの評価の項目でございすが、典型七公害あるいは一定の類型のものについての評価のみであって、今日、例えば生物多様性など、多くの項目でアセスを必要とするにもかかわらず、そうした評価項目がアセスの中に入っていない、評価項目が少な過ぎるという御指摘。

それから、三番目には、手続開始の時期でございすが、準備書の送付、公告に始まるアセスメント手続の開始の時期には、もう既に事業が相当程度進んでおり、住民が意見を述べてもはや後戻りができないという段階になっている、そのため、アセスをすべきところが、実際には、環境の影響評価は重大でないという、いわゆるアセスメントになってしまふのではないかと御指摘がございました。

さらに、第四には、評価書を作成するに至るその基礎となる情報が住民に十分公開をされていない、また、アセスメントを実施した実際の責任者がだれであるのか、どういう人がアセスをしたのかということについての情報が明らかでないという点。

それから、第五番目には、環境影響評価の結果が国の許認可と必ずしもリンクしていない、そこで、環境影響評価の結果を十分考慮して事業を開始する、つまり、事業開始の、あるいは許認可の要件とすべきであるという御指摘。

さらに、新しい制度をつくることによって、かつて現在地方公共団体が実施しているアセスメントの制度の足を引っ張ってしまうのではないかと御意見もございました。

いろいろな御意見がございましたけれども、基本的には、現行の国の閣議アセスの制度は十分でない、透明性が欠けている、そこで、わかりやすく、透明性の高いものとするために、法律によってアセスメント制度をつくる必要があるというのが大方の御意見でございました。

そこで、中央環境審議会の答申の結論を要約いたしますと、次のようなことになるかと思いま

す。

まず第一に、現行制度を見直し、統一的で、透明性が保たれた、わかりやすい制度とするために、法律による制度とすべきである。

そういう前提のもとに、その法律が持つべき基本的なルールの何点かについて次に申し上げますと、まず、先ほどの、国民の批判にございましたところでありすが、できるだけ早い時期から住民等の意見を聞き、事業の方法等あるいは環境保全の方策について考慮に入れることができるように、調査開始の段階、つまりアセスメントのための調査をするその段階、あるいは場合にもよるでしょうけれども、できるだけ早い時期に手続を開始するようにするというところであります。

第二には、対象事業を広げるということでありすが、従来の閣議アセスの対象事業のみならず、規模が小さくても地域の状況によっては環境に対する影響が大きいというものもあり得るわけでありすが、そこで、そうしたものについて環境アセスをするかどうかということについて、いわゆるスクリーニングという制度を入れるということでありすが、それから、原則の第三番目としましては、評価項目をできるだけ広くとるということでありすが、

しかし、他方で、画一的に全部の項目について評価をする必要がない場合もあります。環境の状況であるとか地域の状況、あるいは事業の性質によつてそうしたこともあるわけでありすが、そこで、必要にして十分な評価の項目が何であるかということについて選定をする、スコーピングと申しますけれども、そういう手続を入れるべきであるということでありすが、

四番目には、評価の基準であります。従来の閣議アセスにおきましては、環境基準等の行政目標をクリアすればそれで足りるということと

がなかったわけではありませぬけれども、それだけではなくて、既存の最善の技術、方法を用

いて環境への負荷をできるだけ少なくしているかどうかなどについても、その意味では、必ずしも数量的な目標が立てられない分野においても、そうした環境負荷をできるだけ少なくするという観点から評価を行うべきである。

それから、五番目には、評価の結果を国の許認可等に、つまり事業の開始の可否にリンクさせる、反映させるということをするべきであるという観点から、許認可の根拠法に環境に対する配慮をすべきであるというように規定がない場合でも、許認可に当たつて環境への配慮をさせるように、いわゆる横断条項を設けるということを提案をしております。

そして、六番目には、予測の不確実性にかんがみまして、現在の科学技術をもって環境アセスがすべて事前に明らかになるとは限らないところから、環境影響評価後のフォローアップという制度を導入するということでありすが、

ただ、すべての事業についてそのフォローアップを要求する必要がある場合もありますので、予測が不確実であるなどの事情がある場合には、あらかじめ事業者が評価書にその旨を記載をして、それを前提として評価結果を出させた上で、そうした記載に基づいて事業者がフォローアップを実施させるというように制度を入れるべきであるということにいたしました。

そしてまた、七番目には、住民の位置づけ、あるいは国民の位置づけでございますけれども、方法書であるとか準備書であるとか、こうした事業者の作成する書面に対して意見を述べるものといったしました。

これにつきましては、住民の同意を要するといふ国民の意見もなかったわけではございませんけれども、それでは何をもちて同意するのか。また、実際に環境保全の対策を実施する事業者がむしろ責任を負い、そして、それに対する許認可の官庁がそれをききと許認可を通じて遵守させるということ、むしろ、住民は十分に情報をと

り、意見を述べるといふように位置づけ、そしてこの法律は、いわゆる手続法と位置づけることが現状では適当ではないかということでありすが、しかしながら、意見を述べることでできる住民の範囲等につきましては、従来の地域住民ということではなくて、全国どこからでも、また外国からでもいのかもしませんが、意見を持つている者はだれでも意見を述べることでできるということにいたしました。

つまり、この制度の手続、評価は、事業を行う事業者の責任において行い、事業者は、住民、国民からの意見を十分に考慮して環境に配慮をするということでございます。

そして、八番目には、この制度ができましたと、国の制度として、従来の環境アセスメントを、少なくとも対象事業については本法の定めるところによつて一本化する、そこで行うわけでありすが、けれども、従来の地方公共団体が行つていたアセスメントが先ほどのスクリーニング等によつて取り込まれてくるという可能性がりますので、地方公共団体の意見を十分に反映できるような仕組みにしておくということでありすが、

そこで、スクリーニング、あるいは最初の調査段階で出される方法書、それから準備書の各段階で地方公共団体が意見を述べ、事業者がそれに対する対応をしなければならぬということにしてあります。また、その手続的なことを除いて、国の制度の中で意見を述べる場合にも、どのようにして意見を述べるかということについて条例で定めるということとは全く妨げるべきではありませんし、また、国の制度にのつていない事業についてアセスメントが必要であるとする場合には、あるいは国の許認可等がかからないものにつきましては、これは、条例によつて独自のものをつくるということについて、これも妨げるべきではないという見解であります。

さらに、九番目としましては、従来の閣議アセスでは、環境庁長官が意見を述べたり、あるいは基本的方針を定めるということについて必ずしも明らかでない、あるいは制約があったところであ

りますけれども、各段階において、環境庁長官が環境保全の立場から介入をするといましようか、意見を述べたり、あるいは基本事項を定めたりするといふような権限を明らかにするといふことを明示をいたしました。

そして、最後に、ちょっと時間がたちましたので急ぎますが、法案についてでございます。まず、時期の点につきましては、法案の五条から十条ですが、「方法書の作成等」というところで、時期を従来の準備書よりも繰り上げていくという点につきましては、答申の考え方が盛り込まれているといふふうに評価しております。

それから、対象でございますが、これは四条でございますが、第二種事業というものを設けまして、第二種事業の判定を通じてスクリーニングを行うという点で、答申の基本的な考え方は入っているといふふうに考えております。

それから、スクリーニングにつきましては、十一條で評価項目を定めるということになっておりますので、スクリーニングのアイデアもここに入っているといふふうに評価しております。

評価基準につきましては、法案からは明らかではありませんけれども、今後、主務省令、あるいは主務省令をつくるに当たって、環境庁長官の基本的事項を定めるなどの段階で盛り込まれるべきであると私は思いますし、現在の法案はそれを前提にした法案だといふふうに考えております。

それから、横断事項につきましては、三十三條以下に規定がされております。

それから、フォローアップについても、条文としてはちょっとしか出ておりませんけれども、十四條一項七号ロ、ハに出ております。

国民の意見の反映も、方法書、準備書などの段階でそれぞれ意見を述べるということになっておりますが、具体的な述べ方等については、法律にはまだ規定をしておりませんで、総理府令等に書かれることになっております。これも、今の日本の法律の書き方からすればこういうことかと。一応そうした答申の方向が具体化されるように規定

がなされているといふふうに考えております。

それから、自治体の問題でありますけれども、これも、方法書、準備書の作成段階で自治体が見る述べるべきことができます。ただ、余りにも意見を述べる期間が短いと地方自治体としてはそれを十分にチェックするということではできないわけですが、これも、現在の法案では政令で定めるところに、これも、現在の法案では政令で定めるところに、政令を定める際に、十分に現在の地方自治体におけるプラクティスなどを妨げることのないような期間の設定をすべきだといふふうに考えております。

それから、環境庁長官の権限につきましても、スクリーニングあるいは方法書において、基本的事項を定めるについて発言を期待されておりますし、それから、評価書に対して主務官庁に対して意見を述べるべきことができるというのが二十三條にございます。

以上のことから、私は、答申を出した者、私が出したわけではございませんが、中環審の部会で審議にかかわった者の立場から申しますと、まだ政令あるいは省令等が出ていないところでありまして、けれども、少なくとも現在の法律の枠組みにおいて、答申の示した具体的な方策が盛り込まれ得るというふうなことを考えておまして、法案としては答申の趣旨を体しているのではないかとこのように評価をしております。

時間を超過いたしましたので、どうも失礼をいたしました。

○佐藤座長 どうもありがとうございます。次に、青山員一君にお願いいたします。

○青山員一君 青山でございます。私の立場は、いわゆるNGO、それも専門家の分野にありますが、環境アセスメント、環境法、そういう分野にありますが、専門家の立場を代表するといえますか、NGOからの発言になります。

実は、森脇先生が企画部会長を務められます中央環境審議会の一連の公聴会、意見書、その他一連の手続の中で、私どもは最初からずっと意見書

を出し、公聴会で発言し、かつ専門家六十名が集まりまして、三月二十二日、答申、それから法案がちょうど出始めたころであります。それにつきまして専門的な立場からレビューを行いました。

私自身、環境庁ができる前から実は環境アセスメントのコンサルタントをやっております。環境庁ができただけ、いわゆる計画アセスメントという政策を、当時三年間、約一億円の調査費を使いまして、アメリカに都合六回行くという中で、政策提言を環境庁にしてみました。そういうコンサルタントとしての立場が一つであります。もう一つは、今申し上げました、日本のこの分野における専門家が足りておりました。環境行政に絞りますと、その質、量、機能に提言するといふ、環境行政改革フォーラムというNGOの代表の立場。その二つの立場から、以下八項目につきまして、お手元の資料に沿って発言したいと思っております。

まず第一に、環境アセスメント法は、ただ公害の未然防止、自然環境の保全にとどまらず、昨今問題になっております公共事業のあり方にも大いに関係する法律だと私は理解しております。私が最初に環境庁の仕事で十七、八年前アメリカに渡ったとき、ジャクソンという上院議員が議員立法で国家環境政策法、NEPAというのをつくったのでありますが、そのときのジャクソンの議員立法における趣旨は、政府の政策形成の高いレベルに環境問題から光を当てることによって政策の実効性、透明性を高める、しかも、その過程に市民参加を導入する、その背後にあるものは情報公開であるといふふうに言っていました。それは、公害問題、自然環境の保全をはかるに超える視点であります。

それで言いますと、まず一つ目の、代替案の明確化。森脇先生、環境庁が努力されました答申を見ますと、複数案という形で代替案という話が入って

おります。この代替案がなければアセスとは言えないというのが私どもの立場であります。アメリカの法律に限らず、カナダ、オランダ、すべて先進国の先行する法律は、この代替案を必ず分析する、一つの案ではなく、複数の案を環境面から見比べて比較する、それによって、その計画、事業の妥当性、必要性が検証されるという立場であります。実際、答申にもこれに近い表現がございました。

しかし、法案にはこれがございません。一条もしくは十四條、十四條というのはアセスの準備書をつくる要件であります。そこに代替案の作成、分析といふようなものを入れるべきだと私は思います。

次に、早期段階のアセス。これは、先ほど私が申し上げました計画アセスメントがこれに相当するものであります。

個別の事業、例えば道路をつくる、橋をつくる、その場合の、早期段階といふ意味での早期段階が一点です。

もう一つは、今回の第一種、二種はわかりませんが、第一種はほとんどが個別事業であります。これに対しまして、例えば新全線、全国総合開発計画でありますとか、土地利用計画でありますとか、電源開発基本計画でありますとか、エネルギー長期需給見通し、このような日本全体を計画する広域的な、総合的な上位計画、これについても諸外国はアセスメントの対象にしております。環境配慮の対象にしております。これが含まれないと、例えば、このこの京都で開催されますCOP3、地球温暖化のような場合は、発電所は一応対象に入りましたけれども、個々の発電所を対象にしても、日本全体として炭酸ガスがどうなるのだということが実はチェックできません。

そういう意味で、早期の意味は二つ。個々の事業の早い段階、もう一つは、総合計画、広域計画、上位計画に対して環境配慮をすべきだといふふうに提言申し上げます。

三つ目。昨今、動燃事故で問題になっておりま

すように、原子力関連施設、発電所以外の電源開発関連施設、これの放射能漏れでありますとか情報開示をめぐりますさまざまな問題が起ころうとあります。

今回のアセスメント法を見ますと、実は、発電所は、当初、通産省等が激しく抵抗いたしまして、個別法で対応するというものでありましたが、最終的に統一法に含められました。しかし、今私が申し上げました、動燃が所管するような事業にしましては入っておりません。今、国民のニーズといえますか、こういう原子力開発に対する信頼性の揺るぎ、これを改善する意味でも、発電所以外の電源開発関連事業を含めるべきだと私は思います。

四つ目です。第三者審査の場の設置。

よく、アセスメントという表現とは別に、今のアセスメントは、事業者が自分で試験問題をつくり、自分で解答し、自分で採点する、まあ自画自賛という言い過ぎかもしれませんが、事業者自身が、すべてその流れに沿って自己採点するというシステムになっております。

例えば、アメリカもこれに近いシステムであります。カナダ、オランダその他の国では、第三者的な審査の場が設けられております。私は、この審査の場がやはり必要だ。つまり、動燃事故その他、例えば長良川を見ても、事業者、例えば建設省、科学技術庁が自分のところでそれを評価して、仮に外からいろいろ意見をもらったとしても、は、なかなかちゃんとしたチェックができない。ですから、第三者的な審査の場を明確に設けるべきだというふうに思います。

具体的な提言といたしましては、環境庁長官が要求する案件、全部の案件ですと数が多くなりますが、数年間幾つというふうになるかもしませんが、比較的大規模もしくは重要な案件につきまして、中環審の中にアセス審査部会をつくり、森脇先生がやっていたらいいような、公開の場で審査を行っていただきたいと思っております。これ

は、何条というよりは、追加になります。

五番目。事後調査規定の明確化。

例えば本四連絡橋。実は、本四連絡橋ができるときに、私どもが事後調査をやってみました。当初アセスを行って調査、予測、評価しても、実際にでき上がるのは、その五年後、十年後、二十年後になります。そのときにいろいろ状況が変わっている。予測したときのアセスメントもあるだろう。実際、環境問題が発生するのは、工事を行い、物ができたときです。使ったときです。それで、見ますと、確かに十四条に、専門家がいても本当にわかるかわからないぐらいの規定として、この事後調査に類するものがあります。しかし、これでは事後調査の規定にはなっておりません。かつ、その事後調査の結果を公表するものになっておりません。

つまり、答申ではかなりの部分をこの事後調査に充てられていたと思いますが、法案の中では事後調査が非常に軽視されている。場合によっては事業者がやってもいいというふうな話になっております。やった結果が公表されるかどうか、これではわかりません。

ですから、事後調査という項をはっきり起こしていただくとともに、その公表を明確にすべきだと思っております。アセスが単に調査、予測、評価のしっ放しであれば、これは公共事業の暴走をチェックすることはできないと思っております。

六つ目。環境庁長官意見の透明性の確保。二十三条等になります。

これにつきましては、今回のアセス法及び答申の、最終的な、政府部内といえますか行政の中で審査の担保。これは、第三者機関がありませんので、免許、許可問わず、環境庁長官の審査意見が各所管庁に行くことが最終的な担保になると思っております。

そういう観点から法案を見てみますと、環境庁の長官意見というのは、私も環境庁の仕事をもうずっと長いことやっていますからよく知っている

のですが、長官意見というのは、こういうA4の紙で、半ページぐらいに、何々に配慮されたいというものであります。紙半ぺらです。

実は、その背後に、例えば、道路であれば建設省と環境庁、港湾であれば運輸省と環境庁で、実務レベルで、例えば課長補佐、審査官、お互いが相当ちやうちやうはっし議論を行います。その中で、どういう保全対策をとらせるか、どういう計画変更、設計変更にしてもらうかという議論がなされるわけです。

それで、長官意見が今のようにならなければ表に出るのであれば、従来と変わります。そこで、これは情報公開法ができないと難しいという議論もあるかもしれませんが、その審査過程を文書に残す。微に入り細にわたりではなくとも、何月何日に建設省と環境庁の担当者、審査官が会ってこういうことを議論したという添付資料をつける。それを法案でやれば一番いいわけです。そういうものを義務づけ、将来、情報公開法ができたとときに、それがだれでも見られる。これで、審査過程が明確になり、かつ、例えば私がいたときの役人が人事異動しても、その人の名前が残っていれば、その人がある意味でそこでのやりとりについていい加減なことではない、責任が明確になる、アカウンタビリティーが保てるというふうな思いがあります。できれば今回の法案の中に、あつたとき、その都度、一枚でも結構ですから文書に残す。

環境庁の担当者に聞いてみましたけれども、今まではほとんど文書に残していない。建設省にも聞きましてけれども、文書に残していない。お互い、口頭でのやりとり、電話でのやりとりだと。これでは、長官意見として出てくるものだけでは、その審査過程はおよそ国民の前にアカウンタブルなものとしては示せないと思っております。

七つ目。許可可への配慮の担保(法的統制措置の不備)。

これは手続法としての環境影響評価法案の限界かもしれません。つまり、個別許可可、道路であ

りますとか発電所でありまして、個別の事業の許可可、免許にどこまでアセスの結果が法的統制措置を持つかという話であります。

これにしましては、個別の法律、例えば都市計画法でありますとか、電気事業法でありますとか、そういう法律の方を一部改正することにより受け皿をつくるということが今後残されます。しかし、アセス法の方でも、それへの橋渡しをもう少し踏み込んでいただきたい。

それから、これは私の指摘ではなく、ある法学者の指摘なのですが、経済的あるいは公共的利益のもとに環境保全が配慮されない。逆に言いますと、これは三十三条の二項というところにあるのですが、事業実施による利益と環境保全をあわせて判断するという項目が入っています。これはひょっとしますと、中央環境審議会の答申にはもちろんないと思っておりますし、この法案づくりの段階で急に入つたものだと私は理解しております。

ここで言う「利益」というのは、経済的利益あるいは公共的利益ということと解することになります。公共的利益がある公共事業は、環境保全上支障があるものであっても、場合によっては、総合的に判断して、公益が高ければ、これは主務大臣の判断ですけれども、ゴーにするということになりかねません。ですから、この一項はぜひ削除していただきたいと思っております。

八つ目。法案と地方制度の関係の明確化。

先ほど申し上げましたけれども、実は私は、十七年ぐらい前、計画アセスメントというのを環境庁の仕事でさんざんやりました。今や、東京都でありますとか、神奈川県でありますとか、川崎市でありますとか、条例をつくってアセスをやっていた自治体が、その計画アセスを新しい条例にしようとしております。従来のアセスの不備を改革するために、おとといですか、東京都が計画アセスというものを一九九八年から行いたいと。要綱で動いて条例へとなっていましたから、私は、要綱では到底だめだ、当然条例でやるべきだと思っておりますが、多分公共団体が、そのような新

しい、今の国の法案の中で抜け落ちていような視点を今回の法案ができることにつくり出すと思ひます。

それに対して、今回の法案を見てみますと、例えば六十条を見てみますと、「この法律の規定に反しないものに限る。」となつています。この法律の規定に反するといふときに、この「規定」が、例えば、先ほど私が申し上げました計画アセスメント、代替案の分析でありますとか早期段階でありますとか、十分明記されておられません。ですから、それがないものを東京都が行う、神奈川県が条例化するときに、環境庁なり政府がその条例化の動きを抑制するようなことになることは、地方分権、行革が叫ばれる折、極めてゆゆしき問題になると思ひます。

したがいまして、地方公共団体が要綱ではなく条例として新しいアセスを、今までのいろいろと課題があったものを直していく上で新しいアセス条例をつくることを、国は、積極的にそれを支援することはあつても、それを妨げるようなことはしてはいけません、そういう意味で考えております。私の、アセス法に対します具体的な修正なり附帯なり、まあ個別、具体的話は別にいたしましたし、意見は大体以上であります。

○佐藤議長 どうもありがとうございます。

次に、河野昭一君にお願いいたします。

○河野昭一君 河野でございます。

今日は、陳述人の一人に加えていただきましたことを大変光栄に思つております。

私の専門は自然科学、特に生態学や生物多様性の研究に係る系統分類学が専門でございますので、ある意味では実質的に、今日の地球環境のさまざまなレベルで生じている問題の中で、とりわけ生態系やそこに共存している生物相に係る問題について、他の陳述人の方とは別の意味で直接的なかわりを持つていと思われましますので、許された時間の範囲内で具体的なことを交えて申し上げます。

まず、仕事柄、世界のいろいろな地域や日本国

内を見ることが多いわけですが、ここ二十年來の地球環境の変化といふものは、私どもが当初考えていたよりも大変速い速度で変化しつつある。その中におきましても、とりわけ熱帯林の衰退の速さ、それから日本におきましては、これまで手がつけられていまして比較的身近なところにある自然の改変が非常に速い速度で進んでいる、このことが大変危惧されます。したがって、そういう視点で考えましたときに、グローバルな環境変化はもとより、もう少し地域に根差した、地域的な環境変化の実態についてもきめ細かい把握をしていくことが非常に重要になってきています。これはないかといふふうに考えられます。

まず、今回検討されておりますアセス法に関して、限られた時間の中で、ざっと拝見させていただきます。最初申し上げたいと思ひます。

私は法律家ではありませんので読み方が若干ずさんで正確さを欠いているかもしれませんが、その点はお許しくださいといたしまして、アセス法は、やはり手続法としての性格だけでははやだめなのではないか。つまり、今ほど申し上げましたような状況の中で、実質的な拘束力を持った実体的な性格を持たすことが非常に重要になってくるのではないかと思ひます。

これまでの環境影響評価をやってきました実施要綱や閣議アセスの中でも具体的な問題としては取り上げられてきているわけですが、そこで手続論だけで議論されがちであったことを、アセス法をこういう形で制定する中で、今ほど申しましたような実質的な拘束力をその中にどうやって盛り込んでいくのかということがやはり非常に大事になってくるのではないかと思ひます。

第二番目には、第四条の九項にもあるわけですが、判定基準を設定する、それで、この判定基準はすべて協議事項となつていて、このところが私どもにとっては大変気がかりなところでありま

す。その基準をつくるための基準といふのが一体ど

のような基礎に基づいて行われるのか、この部分が恣意的に行われるならば判定基準そのものは余り意味を持たないことになってしまふのではないかと、したがって、そういう意味では従来の個別法の協議事項と全く変わらない取り扱いを受けてしまふのではないかといふことが一つ気がかりであります。

それから、今回のアセス法の中では、三条の一項にもありますように、国民の位置づけといふものをある程度明記しているわけですが、国民も環境保全に努めなければいけないという抽象的な言い方で表現されているわけです。具体的にいろいろな問題が生じたとき、いかなる立場で、いかなる地域の問題について、どのように関与するものかといふことに對する目標といふものが余り鮮明ではないといふ気がいたします。

それから、四番目には、これも前のお二方の指摘の中にもあったことですが、事業者、主務大臣、許可権者以外の一体どういふ立場の人間が最終的な判定に關与してゐるのか。

これまでのいろいろな事例を少し振り返って考えるならば、やはり第三者機関として専門家から成る判定機関が必要なのではないか。これをもつてきちつとアセスの結果のデータの検討と公開、それから判定の結果の公開をもこの第三者機関の判定機関で行うといふことが、より実効あるものにしていくのではないかと。

現在書かれてある条文から見るとおきましては、先ほど冒頭でも申しましたように、手続法的な性格が強いために、現行の閣議アセス以上に踏み込んだ部分があれば具体的にあらうのか。確かに手続的には複雑になっている面が多々ありますが、その実体的存在理由が必ずしもすべての場合で透明になっていないのではないかといたうなことが総論的に気づかれることではないかと思ひます。

次に、個別的問題について少し触れたいと思ひます。先ほどの指摘にもありましたように、対象事業

の範囲がやや狭いのではないかと。それから、評価方法とアセスの結果の公開についての透明性が必ずしも確保されていないのではないかと。

具体的な事例の中で、二申し上げさせていたいただきますと、一つは、林野行政にかかわる問題点と環境影響評価の対象についてであります。

今回の新しい制度では大規模模範林道を対象にするといふことですが、広域基幹林道と大規模模範林道の違いは一体どこにあるのかといふことが必ずしもはっきりしていません。

従前から言われていることですが、大規模模範林道、広域基幹林道ともに、いわゆる道路法で言うところの道路に該当しないので、法的拘束力が不明瞭になっている。実際に、現在の運用は林道規程という通達だけであつて、そういう意味では極めて不備が多いので、今後は、やはり林道法といふようなきちつとした法の制定が必要になってくるのではないかと。

そういう観点から考えたときに、大規模模範林道も広域林道も、現実に起きている各地域における自然破壊の規模であるとか、それから誘発されている環境問題を考えた場合には、やはり同格でアセスの対象に含められるべきものではないかといふふうに私は考えます。

具体的な事例を一つ、二つ申し上げますと、沖縄の山原の広域基幹林道であります。これはイタジイの原生林を貫くような形で建設が進められておりました、ノグチゲラ、ヤンバルクイナ、ヤンバルテナゴカガネなどのいわゆる山原地域の固有種が生息する極めて原生的な自然に富んだ場所であります。現在の途中段階におきましても、道路建設に伴つて土砂の流出が至るところで引き起こされておつて、沖縄本島周辺のサンゴを含む海岸の生物相は壊滅状態に近いところまで追い込まれていっているという状態でありま。

それから、第二番目に、御当地の京都府で現在進行中の丹波広域基幹林道であります。これは民有林地帯を通す林道計画でありまして、尾根筋には極めて原生状態に近い植生が随所に残存して

おり、また、クマタカ等の猛禽類の生息、営巣が確認されているところであります。

これにつきまして、NGO等の指摘があつて、京都府は荒巻知事さんを先頭に全ルートの見直しアセスを過去二年間かけて行つておりまして、結果的にルートの大規模な変更を行うのが妥当であるという結論に達しております。これは一つの事例でありまして、結局、広域基幹林道の場合も、こうして地域の実情に基づいてアセスのやり直しをしてみるとやはり問題が非常に多いということ、当初の計画は変更を余儀なくされているという事実があります。

こういった点にかんがみて、林道問題は、大規模林道、広域基幹林道という言い方をされていまして、規模に関してはほとんど同じレベルであるというふうに我々は理解しております。その影響に関してはやはり同等に評価をされるべきではないかというふうに考えております。

もう一つは、林道をなぜつくるかという問題について、言ってみれば林野庁の主張がやや不透明なものです。

これまで、いわゆる拡大造林事業との関係において林道の必要性が主張されてきているわけでありまして、山形、秋田を含めまして、東北地方の海拔標高一千メートル以上のところにあります。原生的な植生を持つていて森林の保安機能が道路建設によって著しく損なわれているという事実があります。

したがって、実際に造林事業との関係で林道が必要であるといつても、その場所の立地条件の適地性、それから、そこで一体何を造林事業の対象にするかということの厳密な事前の評価というものが必要になってくるのではないかと。

山原の場合でも、イタジイを切りましてその後には植栽する適当な樹木がないのであります。これは、気候条件等を考えまして、本土におきまして行っている杉、ヒノキの植林事業とは違った意味で難しい技術的な問題を含んでいるのでありまして、ではなぜそこに林道を通すかということ

の意味も不鮮明になってくるといったような問題があります。

それから、もう一つは、造林地において現在起きている事態は極めてゆゆしきことでありまして、杉、ヒノキの単層林造林が進められてくる中で、林業労働者の高齢化とか数の減少等がありまして、実際に間伐材の処理とか下枝払いが著しく滞っている。その中で、せん虫の蔓延が既に発生している兆候がある。つまり、林野行政の中で造林事業と林道事業というのとは一体化しているべきものであります。その辺の見きわめを国のレベルできちっとしなければいけないのではないかと。そのためには、全国的なレベルでのアセスをきちっとした形でやっていくことが今緊急に必要であるというふうに考えられます。

その次に、前のお二方の指摘にもありましたけれども、いわゆるアセスの対象になっている地域の中には、今申しましたような国有林であるとか国立公園のような広い範囲の地域も入ってくるわけですが、実際に、整備事業という名のことで、県定公園であるとか都市公園の、レベルの小さな、いわゆる都市近郊の身近な自然に対するいろいろな整備事業が着手されております。その中には二十ヘクタールから三十ヘクタール以下という比較的小面積の地域が対象に含まれておりますが、これを取り扱うことにしましては、ややもすると、整備事業であるので環境影響評価は必要ないという画一的な取り扱いがなされている。

ところが、地域的に見ますと、局地的に非常に重要な自然環境が、また生物相がその中に残されているという事実がありまして、この辺につきましても、やはりもう少し違った視点から見直しをしていくことが重要になってくるのではないかと。いうふうに考えられます。

次に、環境庁が行っている事業にかかわる問題の中で、二指摘をしておきたいと思つてます。一つは、国立公園、特に山岳国立公園の利用と開発に関する問題であります。

今、日本の山岳国立公園というのは、大雪山系、それから本州では東北にある数カ所の山岳国立公園や北アルプスの山岳国立公園等が代表的なものであります。近年、利用者数の増加の中でさまざまな問題が引き起こされてきております。この段階に到達いたしました。総量規制というところを少し真剣に考える必要があるのではないかと。つまり、高山環境のように比較的厳しい環境、弱い環境条件にあるところに百万人を超える人間が侵入したときに引き起こされるさまざまな環境問題に関して、きちっとした環境影響評価をするということが今緊急に必要であるというふうに考えられます。

特に、国の特別天然記念物になっております北アルプス、中央アルプスのライチョウの生息環境は、少なくとも現段階で判断する限りにおいては極めて悪化の一途をたどっており、速やかな対応が必要になってくると思つております。

もう一点、環境庁の所管の事業の中で申し上げたいことは、緑のダイヤモンド計画であります。これは施設整備が目的になっているということでありまして、その施設整備の中身というものは、旧態依然とした道路の整備や施設をつくるというこの範囲内で処理されている。現実にはその立地条件の中で適切な計画を走らせる必要があり、そのためには、この種の規模の事業であつてもきちっとした環境アセスが必要になってくるのではないかと。三番目に、民間企業の経済活動に伴うアセスの問題点を少し取り上げておきたいと思つてます。

どちらかと申しますと、ガスであるとか電力事業のように公益性の高い事業に関しましては、これまでもある程度環境影響評価が義務づけられてきたという面がありますが、こうした事業は、低湿地であるとか河川の河口であるとか干潟であるとか、比較的身近なところに位置した環境が利用されることが多い。

したがって、冒頭でも申しましたように、今日、日本列島で一番速い速度で変化が進んでいるのは、今申しましたような、比較的私どもの身近なところにある自然環境であります。ここは原生的自然ではありません。二次的自然であります。その二次的自然の中に、極めて重要な、生物多様性の基礎になるさまざまな生物群の生育、生息環境があるわけでありまして。

農林水産省は、最近、農業生態系を含めた生物多様性の維持ということに関しても注意を喚起する必要があるというふうに方向を向けておられますが、まさにこういった視点は、今ほど申しましたような低湿地の自然や隣接した環境と深いかわりがあり、そういう意味でも十二分にこれからアセスの対象にしていかなければいけない地域であらうかと思つてます。

時間がなくなりましたので、最後に一言だけ言つて終わりたいと思つてます。私が申し上げたいのは、やはりこの段階では、先ほど来事後調査という言い方で指摘がされておりますが、もう少し長期にわたつた環境影響評価、モニタリングの体制を確立することが極めて重要であらうかと思つてます。

このモニタリングにしましては、環境庁だけでなく、農林水産省、建設省を含めまして、関連した所管の省庁が一体のもとにモニタリングのシステムを全国レベルで確立する、これが非常に重要になってくる。アセス法の見直しは十年後にやるということですが、これでは遅過ぎるのです。つまり、三年、五年の間に起きるドラスチックな環境変化を考えたときに、それを的確に把握するためには、やはりモニタリングすることによって一体何が起きているかということと正確に把握することが必要になってくるのであります。この点がこれからの新しい方向を目指す上で一つの重要なポイントであらうかと思つてます。そのほかまだまだ問題点はあろうかと思つてますが、時間も来ましたので、私の陳述は以上で終わります。

ありがとうございます。

○佐藤慶長 どうもありがとうございました。

次に、村松昭夫君にお願いたします。

○村松昭夫君 弁護士の村松でございます。

私は、全国公害弁護団連絡会議、いわゆる公害弁護団の事務局長をしております。この公害弁護団は、結成以来として二十五年を迎えますが、古くは四大公害裁判を初め、大阪空港公害裁判や昨年解決を見ました水俣病裁判、さらには全国の大気汚染公害裁判など多くの公害裁判に取り組んでまいりました。

私自身も、大阪淀川区の大気汚染公害裁判の原告弁護団の一人であります。公害患者さんたちは、こうした公害裁判に、公害を発生させた企業や国などの公害責任を明確にしたいという思いとともに、子供たちや孫たちに二度と公害病の苦しみを味わわせたくないという強い思いで、長期間にわたって病苦を押して公害裁判に取り組んできました。私が関与しております西淀川公害裁判の患者さんたちは、「手渡したいのは青い空」という言葉に、裁判にかけた熱い思いを託しております。

こうしたことから、今回の環境アセスメント法案に対しては、全国の公害患者や弁護団は、これに大いに注目をし、同時に大きな期待も抱いております。

また、近時の公害環境をめぐる状況は、自動車排ガスを原因とする大気汚染などのいわゆる従来からの公害問題がまだ十分な解決を見ていないということに加えて、自然破壊の進行や地球温暖化問題など地球規模での環境問題も極めて緊急な課題として早期に解決が求められているという状況ではないかと思っております。

この自然保護や地球温暖化防止などの課題は、私たちの世代に関係していることはもちろん当然ではございますが、同時にそれは、私たちの次の世代あるいはその次の世代、いわゆる二十一世紀を生きていく世代に極めて密接に関連している課題であらうかと思っております。したがって、環境アセス法案を本場に環境保全に役立つ実効性あるものにす

るかどうかということとは、現在を生きていく私たちの世代の次の世代に対する重要な責務ともなっているのではないかとこのように思っています。

さらに、私は、今回の環境アセスメント法案に当たって重要なのは、日本の公害経験を生かすということだろうというように思っています。

御存じのように、日本では、公害列島と言われたように、高度経済成長時にさまざまな激甚な公害が発生し、国や地方自治体、住民、企業などがその解決に向けたさまざまな努力を行い、一定の成果を積み上げてきたという経験を持っております。こうした公害経験も今回の法案には十分に反映させるべきであるというように思っています。

私は、こういう観点から、時間の許す限り、透明で公正な実効性ある環境アセスメント制度を目指して、一定の意見を述べさせていただきますように思っています。

今回の法案は、初めて環境アセスメント手続が法制度として確立されるというばかりでなく、従来のアセス制度と比較しても、スクリーニング手続やスコーピング手続などが導入されるなど、内容面でも一定の評価をすべきものとなっていることは事実であります。しかし、現時点で本場に求められている環境アセス制度という点から見ますれば、残念ながら、多くの点でまだ不十分さを残していると言わざるを得ないというように思っています。

以下、問題点と要望を述べたいと思います。第一点目は、環境アセスメント制度の理念とか目的が法文上明らかにされていないという問題であります。

このアセスメント法案は、環境基本法の三原則ないし五条の理念を具体化したものとして制定されるものであります。同時に、中央環境審議会も、新たな制度が備えるべき基本原則として、「環境影響をできる限り回避し低減する」という観点を強調しております。私は、こうしたアセスメント制度の理念や目的を法文上明確にしておくということとは、今後のこの制度の解釈や運用に当

たって極めて重要であるというように考えます。この点をまずぜひ明らかにしていただきたいというふうに思っています。

二点目は、アセスメント手続への住民参加の機会が十分ではないかという点であります。

住民参加の重要性に関しましては、住民自身が良好な環境を享受する主体であるというだけでなく、住民は地域の環境や特性についての貴重な情報を有しており、アセスメントをより実効性あるものにしていく上で、住民からこうした有益な情報や経験、知識を得るということは極めて重要であります。また、住民参加の十分な保障は、アセスメント制度に透明性、公正さを確保するという面からも不可欠の要素であらうかというように思っています。

さらに、先ほど言いましたように、日本では高度経済成長期に深刻な公害が発生し、多くの犠牲を払いながらこれの克服に努力してきた経験を保持しております。この公害発生とその克服の経験の中で、住民運動の果たした役割は極めて大きいものがありました。最近、公害健康被害補償予防協会によって「日本の大気汚染経験」という本が刊行されましたが、この本の中でも、産業公害による大気汚染克服の要因として住民運動が果たした役割が強調され、住民パワーが対策推進の大きな原動力になったことが述べられております。ちなみにこの本には、橋本首相や環境庁長官も、特別寄稿として、この本を高く評価する一文を寄せられております。こうした日本の公害克服の経験こそ今回のアセスメント法案に生かされるべきであるというように思っています。

いずれにしても、透明で公正な実効性あるアセスメント制度の確立のためには、住民に参加の機会を十分に保障することが不可欠であらうというふうに考えております。

ところが、残念ながら、今回の法案を見ますと、まず、住民の位置づけが法文上明らかでないというだけでなく、具体的に、住民が参加できる機会というのは、スコーピング手続と評価

書の作成段階のみであります。さらに、方法書や準備書の公告縦覧期間も短くて、住民に十分な検討の時間的余裕が与えられているかというところ、これも疑問であります。

私は、アセスメント手続の開始の段階から最終の評価、さらには先ほどから出ております事後のフォローアップ手続に至るまで、いつでも住民が参加できる手続ということを規定することが必要であらうかというように思っています。

具体的に、この点について六つ提案させてもらいます。

一点目は、先ほど言いました、住民の位置づけを法文上明記することです。

二点目は、スクリーニング手続でも住民が意見提出ができるようにすること。

三番目は、スコーピング手続でも説明会を義務づけること。

四番目は、最終の評価書の審査にも住民が参加できるようにすること。

そして五番目が、公告縦覧期間について、住民が意見表明ができる十分な期間を保障すること。そして最後に、許認可決定に対して住民が不服申し立てを行うことができるという規定を設けること。

少なくともこの六つは、住民参加の保障という点では重要であらうというように思っています。

次に、いわゆる上位計画・政策へのアセスメント手続もぜひ導入すべきであらうと考えます。この点については、中央環境審議会の答申でも触れられております。

例えば、道路建設の場合を例にとりて考えてみたいと思いますが、少なくとも道路整備五年計画画へのアセスメント手続の導入は不可欠であらうと思っております。公害環境に大きな影響を与える幹線道路や高速道路は、道路整備五年計画画によって事実上全体的な計画が決定されているというのが現状であります。こうした道路整備計画が環境にどのような影響を与えるのか、仮に一定の交通機関の整備が必要であるとしても、環境保全の面か

ら考えて、それは道路でよいのか、それとも鉄道など別の交通機関の方がよいのかなどを検討することが重要になってくるのではないかとこのように思います。

地球温暖化問題におけるCO₂削減対策を考えましても、自動車交通量の削減の課題は重要な柱になっております。五カ年計画どおり道路が建設されれば、自動車交通量はどのようになるのか、NO_xやCO₂の排出はどのようになるのか、環境を保全していくためにはどのような交通手段の整備がよいのかなどを検討するためには、少なくとも道路整備五カ年計画のアセスメント手続がどうしても必要です。全体的な道路建設が決まった後、幾ら個別の道路の建設段階でアセス手続を行ったとしても、先ほど言いましたような検討は事実上不可能になってしまふのではないかとこのように思っております。

今言いました上位計画・政策のアセスという点については、他の分野についても全く同様であるうかというように思います。

関連して申し上げますと、やはりアセスメントの評価対象に、あるいは評価の事項に、当該事業の社会的経済的必要性、相当性ということも審査の対象に入れるべきだということも考えております。この点は、長良川河口堰や中津干拓、諫早湾の干拓など、現在、事業そのものの必要性ということに大きな疑問が投げかけられている事業が全国に多数あることを考えれば、この必要性は大きいと思っております。

同時に、こうしたアセスの手続に代替案の提示、検討を義務づけることも必要であることは言うまでもありません。そして、大事なことは、この代替案の中には、何も新しいという代替案も検討の対象に含めるといことがやはり必要かというように思います。

時間の関係もありますので、自治体の問題あるいは第三者機関の問題は飛ばしまして、最後に、発電所アセスの問題について一言触れさせていただきますというふうに思います。

確かに、今回のアセスメント法案の中で発電所も対象に含めるといことは述べてはありますが、同時に、電気事業法の改正という問題も明らかにしております。この発電所アセスが、本法案によるアセス手続を緩和しているというわけではないことは法文を見ればわかりますが、ではなぜ、中央環境審議会の統一したアセスメント制度の答申にもかかわらず、独自にアセス手続をつくらなければならないのかというのはいは疑問です。

特に、発電所というのは、現在でもNO_xの大量排出源でありますし、CO₂の排出で見ましても全国の五割程度を占めておるかと思っております。また、今後も、発電所の建設問題というのは環境保全にとって極めて大きな脅威になるものであります。

したがって、私は、本来ならば、発電所の建設問題は、今回の環境アセスメント手続が当然に取り込まなければならぬ課題であったはずだというように思います。その意味では、発電所の建設について独自のアセス手続をつくるならば、今回新たにアセスメント手続を法制化する意義の少ない部分が失われかねない危険があるうかというように思います。

内容的に見ましても、発電所アセス問題は、手続の各段階に主務官庁であります通産省が主要な関与をすることになっており、住民意見や都道府県知事の意見も直接事業者に出すできない仕組みにどうもなっているようにあります。

先ほど言いましたように、透明、公正なアセスメントという観点から見れば、当該事業の主務官庁ではなく、住民や第三者機関の直接的な関与の機会をふやすことが今重要ではないか。そういう面から見ますと、発電所アセスはこうした要請に逆行しているのではないかと疑問を持たざるを得ません。透明、公正な統一したアセスメントのためには、独自の発電所アセス手続をつくることはやはり避けるべきであらう、この法案の中の手続で発電所のアセスを進められるべきであらうというふうに考えております。

るうというふうに考えております。

以上で、私からの意見表明にさせていただきます。

○佐藤座長 どうもありがとうございます。

次に、島津康男君にお願いいたします。

○島津康男君 島津でございます。

既にほかの各陳述人から重要な問題は指摘されておりますので、共通すると申しますか重複するところはなるべく避ける、おっしゃったことは皆大事なことでありという前提でございます。

なお、封筒の中に三点資料が入っておりますが、これを利用しながら、特に「環境影響評価法案に対する意見」と題しましたものを基本に陳述を申し上げます。

私は、他の陳述人のように、調査をビジネスとしてやっている者でもなければ、制度としての法学的な専門家でもございません。もともと理学部出身でございますけれども、環境影響評価の専門家だと自分では思っております。

二十五年前に日本に導入されたアセス以前、一九六〇年代後半から、私が住んでおります矢作川の流域で、事業者と住民のパートナーシップによるアセスという、社会システムとしてのアセスの開発普及に携わり、その後、国や自治体の調査、審査に当たっております。また、特にアジアの、中国、台湾、韓国、マレーシアのアセスの指導を長く続けてきた者であります。また、現在、大阪において「市民からの環境アセスメント」という公開講座を開いております。これらの経験をもとに意見を申し上げますが、むしろ、これからどうすべきかというこの前提として、委員の先生方に御理解いただきたいのは、今あるのはどこがおかしいのかということを具体的に申したいわけでありまして。

二つの点を中心に申し上げます。

先ほどから出ておりますように、アセスメントとか、あるいは免罪符とか、形骸化しているということなのですけれども、一体それは、実態はどこにあって、どこをどう変えればいいのか。

それからもう一つは、何か環境基準をクリアすればいいというものになってくるというのは、どこから来て、ではどこを変えればいいのか。その他、先ほどから出ております、アセスの早期段階の問題、住民参加の問題、国と地方の関連については、既に各陳述人がおっしゃっておりますので、時間があればということにいたします。

実は、なぜアセスメントがアセスメントだと悪口を言われているかと申しますと、アセスの準備書なり報告書が、ほとんどというか全部が、影響はありませんというところになっていくわけでありまして。そんなはずはないのでありますけれども、すべての場合に、影響なしと。技術指針にも影響なしと書きなさいとは書いていないにもかかわらず、どうしてそうやってしまふのかというところであります。

例えば、その例として、どうも影響がないとは言えないなあと思うときでも、「慎重に環境保全対策を行うから問題はない」と書いてあります。つまり、内容が何もない。言葉だけで逃げているわけでありまして。「慎重」というのは、どういう内容なのかというのは書いていないのですね。

それから、私、悪口を言うという極端な悪口になるのですけれども、事業地域の中で生物は消滅するものがあるから問題はないと書いてあります。事業予定地の周囲は事業者の土地ではありません。そこが保全されるという担保はどこにあるのですか。そういう形式的な言葉で済ますというのがまかり通っている。

これは、今ある指導要綱なり条例なりが悪いというよりも、それを運用する仕方の問題があるというところが一つあります。だから、これは、新しく法律をつくった場合でも、これからできてくる政令だとか、あるいは各省の省令、技術指針、そのところに大きな問題がある、大事なことが残っているということでもあります。

これまでは、事前に、小さい事業でも、地方公共団体レベルの事業でも一年ぐらい四季折々の調

査をしなくちゃいけない、大きなものになると何年も調査する、その結果が準備書という形で出てくるわけです。後で何か調査が不十分だということとがわかって、手戻りが非常にしにくいわけなのです。それで、生煮えのままですっていつてしまう。

それを防ぐという意味で、先ほどから出ておりますスクリーニングとかスコーピングとか、アセスをする前に、こんなアセスをしますよということとをちゃんとみんないけるということとは有効だと私は考えます。これは既に一部の地方公共団体で条例、指導要綱で長年にわたって実施済みで、有効なことが証明されているわけであります。

さらに、先ほどの、事後調査といいますがフォローアップという出口もちゃんと固めるということが今回の法案の特徴だということでありますけれども、例えば、こういう問題があります。

ゴルフ場、これは国のアセスの対象ではございません。地方公共団体の、都道府県のアセスの条例なり要綱の対象であります。今は大部分も減りましたけれども、一時はもう日本じゅうゴルフ場をつくっていた。

アセスを行い、かつそれが通って営業に至ったゴルフ場について、予測が当たったかというのを調べた例があります。特に排水の水質の予測は当たったのか。残念ながら、当たったところはあります。なぜか。これは予測の技術がお粗末だというせいじゃないのです。なぜかと申しますと、アセスをするときに、こういうコースレイアウトでやりますよという写真が出ておまして、それに基づいて、ここに降った水はどこへ行く、どこの池に入るといって予測をしているわけです。ところが、営業しているコースはそれは似ても似つかないものになっている。地形が変わっているのですから、水の行き先が変わる。水質が予測のとおりにならないのは当たり前。つまり、これも全く形式で、アセスのときには、まあこういう計画を出せばいいやということになっていて、それ

が実際の計画実施のときに変わってしまっているわけなのです。

ですから、先ほど青山陳述人も、例えば、早期にアセスをするということには二つの意味がある、一つは、もって計画の早い段階からしなさいということがあるとおっしゃいましたが、今のゴルフ場の例を挙げると、もって早期に実施時期を上げたなら、計画の不確実さが明らかにするだけで、予測がますますばあっとなってしまうって、当たらないどころか意味がなくなってしまう。だから、時期を早めればいいというものではないわけです。そのように、計画がこれで行くということとをちゃんと担保する、そういう性格で縛るということやうていかないと、形骸化してだめになってしまうわけですね。

次に、これも先ほどの陳述人の例でありましたが、アセスは環境基準クリアでいいのかという問題であります。

現在、公害項目と自然環境項目とに限定されております。しかも、公害関係項目の比重が今の手続では高いと思われまします。それはある意味では仕方ないことで、二十五年前にアセスが導入されたときは、水俣病とか四日市ぜんそくとか、いわゆる産業公害が顕在化してきたときでありました。したがって、公害を後で規制するよりも事前防止するという姿勢、これが二十五年前、一九七二年の日本における閣議了解アセスの導入になったわけですね。ですから、公害防止が重視されているということはやむを得なかったかと思えます。

しかし、現在のアセスというのは、何ppm以下であればいいとかというふうに、ppmであらわされる数値がひとり歩きすると申しますか、とにかくそういう予測をして、環境基準をクリアしているかどうかということとを、一生懸命結論を出すわけでありませう。

一方、自然環境については、それに対して非常に見劣りがする。それは、自然の価値はppmではあらわせないという、逃げ口上というか、特徴

があるわけですね。しかし、よく考えてみますと、天然記念物があるかないか、イエスかノーかというのとは一種の基準でありまして、数値であらわされないとしても、基準をクリアしているかどうかのレベルにあることは間違いないわけでありませう。

それで、どうしてそういうことになってきたかという、先ほど出てまいりましたが、なぜその場所が選ばれたかというのは、自然環境のアセスには非常に重大な意味を持っているわけです。この狭い日本で何か事業をすれば、必ずどこか木を切ったり干潟を埋めたりするわけですね、事業のスタートというのは自然を変えようということにつながっているわけですから、自然環境に関するアセスというのは、今までの公害に対する考え方と同じように、もともと持ち上げてこなくちゃいけない。これからのアセス法は、もちろんこれはこの後の技術指針の問題かもしれませんが、けれども、そのところを避けて通れない踏み込みをしている。

例えば、先ほどから出ております地球環境。五年前の地球サミット、リオ宣言、アジェンダ21、これは地球環境に関する行動計画であります。その中に、「持続可能な開発」というのがアジェンダ21の行動計画の目標の一つに上がっているわけですね。これに基づいて日本は環境基本法を制定しております。そして、環境基本法の第十四条で、公害、貴重な生物の保護だけでなく、生物の多様性の確保、人と自然との豊かな触れ合いなどを環境政策の新たな課題と定めておる。

今回の法案の第十一條はその第十四條を引いているわけですから、公害、天然記念物の保護だけじゃない、生物の多様性を確保する、人と自然との豊かな触れ合い、こういうったようなものが当然アセスに入ってくるわけじゃない。つまり、環境基準をクリアするということだけではなくて、開発可能かという評価基準があってもいいじゃないかということでありませう。

「持続可能な開発」とは何だと議論をし出すと

切りがありませんけれども、これは、たとえ天然記念物でなくとも、後の世代のために、今あるものをどうやって保ち、よりよくしていくかということとありますから、基準の問題じゃないわけなのです。

今、皆さんの資料の中に、ちょっと御愛きょうのためにこんな変な地図が入っております。私の住んでおります名古屋で、中部新空港という、伊勢湾に空港をつくる計画があります。二十四時間営業をしなくちゃいけない、騒音の問題があるというので、関西空港と同じように海上空港になつております。ごらんになりたくないかと思ひますけれども、感じは関西空港に似ています。

それで、そこに何か黒い筋がはいっていると思ひますけれども、これは、下の方にウの山というのがあります。そこに一万羽のカワウが住んでおまして、毎日出勤してえさをとりに行くのどこを通っていくかというルートであります。これはレーダーで追跡したものです。ごらんのように、空港の周辺に集中しております。ウが来るということとは魚がいるということなのですから、これはいい漁場であるということとは間違いないわけでありませう。

関西空港の場合には、同じく空港島周辺及び空港島になるところに対して、漁業権の補償という形で金銭で解決しております。「持続可能な開発」という評価基準を立てたら、それは通らなくなるわけですね。なぜなら、魚や鳥にお金を上げても、要らぬと言ひます。魚がいることが望ましく、鳥は魚がいなくて困るというわけでありませう。これは、単にイエスかノーかでは済まないわけですね。どのようにして今の自然を維持するかという対策を、こうであるということとを宣言することまでがアセスの中身に入ってくるという点で、新しい問題ではないかということでありませう。

あと、いろいろなことがあるかと思ひますけれども、最後に、国と地方との関係について、経験というか、一つ具体的に申し上げませう。

数年前に、第二名神・東名のアセスというのが行われました。これは、兵庫県から東京まで、沿線の各都道府県が一斉にアセスの対象地区を抱えたというときであります。それは、高速道路でありますから、もちろん国の事業でありますので、現在の手続に従って行われ、なおかつ各地方公共団体は、それぞれの持っている環境に対する熱意あるいは力をどのように発揮して、自分の地方の環境に対してどういうことをするかというコンクールになってしまったわけなのです。それで、非常に差が出てくるわけです。

この、差が出るというのは、例えば、国が法律をつくったから地方の方はまた何か二重手間になるとかして混乱を招く、あるいは、地方だったらもっと小さい事業にアセスをかけるのだとしますと、小さな事業が国の大きな事業よりも厳しいアセスなんかつくった逆転じゃないか、そういう意見がいろいろあります。これは混乱と見るのではなくて、地方の実力をあらわすところだと見ていただきたいというのが私の願いなのです。国は最低限必要なところをカバーしながら、環境を守りたいという地方の思いはちゃんと尊重できるように、国の制度と地方公共団体の条例を分けていただきたい。

以上でございます。

○佐藤慶長 どうもありがとうございます。
以上で意見陳述者の皆様からの御意見の開陳は終わりました。

○佐藤慶長 これより委員からの質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。持永和見君。

○持永委員 自由民主党の持永でございます。意見陳述人の先生方には、本日は、それぞれお忙しい中だと思いますが、私どもとして大変大事な法案だということに理解し、審議をしております環境影響評価法につきまして、この地にお出向きをいただき、貴重な御意見をそれぞれお述べ

いただいたところであります。心から厚く感謝を申し上げます。

時間大変限られておりますので、二、三點お伺いをさせていただきます。

まず、中央環境審議会の部会長をおやりいただきました森島先生にお伺いを申し上げます。

先ほど来、先生方からのいろいろな御意見の中で、いわゆる代替案、答申書の中では複数案と言われておりますが、この複数案につきましては、比較検討する方法を導入することが適当であるという御提言がされておるところであります。このことについて、法案審議の段階では、環境庁の方からは、準備書に環境保全対策の検討経過を記載させるのだという説明がなされておりますが、この答申で言うておられる複数案の意味する内容につきまして、審議会における議論あるいはその位置づけにつきまして、森島先生の御見解をお伺い申し上げます。

○森島昭夫君 お答えさせていただきます。

代替案ということですが、部会におきましてもこの議論は相当長時間にわたってなされております。

一つは、代替案というものはいかなるものであるか。例えば代替地ということもあるでしょうし、先ほど村松さんがお述べになったように、何もしないという代替案もあるでしょうけれども、多くの場合には環境保全の方法であるとか事業の方法であるとかさまざまなものがあり得ることから、一概に、代替案ということでは法律上の問題として取り上げる場合には、なかなか定義がしにくいのではないかと。

そして、特に日本の法律は余り細かく細部にわたって書かない。私は法律家として残念なことと思っております。一般にそうであります。その意味で、そうした内容を例えば指針なりなんなりで細かく明らかにしていくということにします。ここに書かれているこの書き方がいいのか悪いのか私にはわかりませんけれども、ただ、表

現はともかくとしまして、詳細に書き込むということは、今の日本の法律技術、あるいは法律の全体の技術的な書き方としては難しいのではないかと。

しかし、それは非常に重要なことでありますので、省令になるのか、あるいは指針という形でやるのか、あるいは環境庁長官の基本的事項ということになるのか、それはともかくとしまして、私は、運用の段階ではそれをより詳細に明らかにして、そして準備書等においてその記載をさせる、あるいは比較した結果を出させるということが適切ではないかというふうに思っております。

○持永委員 ありがとうございます。

それから、もう一点、先ほど来各先生方からも御意見が出されておりますし、また我々の国会の委員会における審議の過程でもかなり各委員から出された問題の一つとして、地方公共団体の制度との役割分担の問題があるかと思っております。

先進的に地方公共団体が条例で規定をする、あるいは条例でアセスを実施しようとしていることを、このアセス法案ができたことによってそれを阻害してしまうのではないかとというような御懸念の意見も出されておりますが、法案の対象事業について、国の制度と地方の制度をどういうふうに運用し適用していくか、お互いの関係をどうしていくか、こういった問題は、当然のことながら中央環境審議会においても、あるいは先生の部会においてもいろいろと御議論のあったことではないかと思っております。その辺の経過を、部会長でありました森島先生の方からお伺いを申し上げます。

○森島昭夫君 先ほど島津先生のお話にもありましたように、国の法律がなかったために各地方公共団体が、競って申しましたように、環境アセスメントの条例ないしは要綱を今までつくってこられた。そして、それは、各地方公共団体においてそれぞれ異なった特色を持ったものも存在することとは確かでございます。しかし、法律をつくる段階で二重の手間を重ねるということは望ましくな

いことであるので、むしろ、他の、地方公共団体が今までやってこられたことを引っ張れるような内容の法律をつくるということが大事であります。

先ほど島津先生も御指摘になりましたように、国の法律の方がいいかげんで、そして小さなものをやる地方自治体の方が厳しいというのは、これは本来おかしいことでありますので、私が先生方にぜひお願いしたいのは、法律の段階からさらにこれを省令とか指針とかいう形で運用に移していくわけですが、その際に、政府においてこの法律の趣旨、あるいは私どもが提案をいたしました答申の趣旨をきちっと守った運用規則、省令等をつくっていただきたいということでございます。

地方自治体が、従来、例えば審査というようなことをやっているところもございすけれども、これを地方自治体における意見という形で事業者にあるいはその後に主務官庁に対して提出をする、そのための具体的な審査を条例で行われるということについては、当然それを認めているわけでありまして、従来のプラクティスをお守りにならなければならないのではないかと。

ただ、青山さんだと思いましたが、先ほどおっしゃったように、その際に法律に違反してはいけないということが書いてございすけれども、これは、例えば意見を述べる期間等が国の法律によって規定されている中でやることを期待しているわけでありまして、ある県に行ったら意見を述べる期間が長くなって、ある県では短くて済むというの、やはり法律としてはおかしいのではないかと。そこで、先ほど申し上げましたように、意見を述べる期間等について、各地方自治体が従来やってきたプラクティスが妨げられないよう、そういう期間を政令において定める、それきっちりと政府においてお考えいただきたいというふうに思っております。

○持永委員 ありがとうございます。
それから、もう一点、これは先ほど来、たしか

青山先生もそういう御意見でございましたし、河野先生もそういう御意見じゃなかったかと思いますが、評価基準の評価の問題について、環境庁だけではなくて、第三者機関を設置してそこで審査をすべきだ、あるいは判定をすべきだという御意見がありました。

先ほどの意見陳述の中で、森島先生のお話では、たしか、評価基準については法律にはきちんとしたものがない、法律で書くものではなくて、むしろ政省令の中でそういうものはきちんと言われるべきだというお話がありました。この環境影響評価自体が非常に手続的な規定でありまして、その手続的な規定との兼ね合いもあるかと思いますが、この第三者機関、環境庁とは別の第三者機関を設けることについて御意見をお伺いしたいと思っています。

また、第三者機関を設けるべきだという御意見をいただきました先生方に、どういう形で第三者機関がふさわしいかと思ひなにか、その点をお伺い申し上げたいと思います。

○森島昭夫君 そのような御意見が出ますのは、従来の閣議アセスに対する不信というものが出発点になっていると思います。

それから、もう一つは、審査という言葉の使い方でございます。中環審での審査というのは、これは、事業の許可をする主務官庁がそれを評価する、そこを審査という言葉で言っております。しかしながら、それ以前に、例えば地方自治体などで、それぞれ事業者のした評価についてチェックをするということを、私も審査という言葉では呼んでおりませんけれども、実際、従来それを審査というふうに呼んでこられたところもあるわけです。

審査という言葉の問題ですが、意見を述べるに際して、第三者機関の意見を聞いて都道府県知事などが意見を述べたことになることは法律が予定しているところであります。

それから、先ほど青山先生の方から、具体的に中環審がやるべきだということでございますけれども、

ども、一つは、このアセスメントの法律が対象にする事業が非常に広うございまして、いろいろな分野が入ってまいりますし、それから、事業の分野だけではなくて、具体的な内容も、地域的な特性も、いろいろなものがあるわけでございます。そこで、仮にそれを全部カバーできるいわゆる審査委員会を環境庁に設けるとすれば、これは膨大な数の専門家、いろいろな種類の専門家を用意するということになりまして、

現在でも、具体的な問題が起きますと、例えば検討会とか研究会という形で、環境庁長官ないしは企画調整局長あるいは大気保全局長などのいわゆる諮問機関としましていろいろな学者が集められて、その時々に応じて意見を述べるということをしております。その意味で、法律上の制度として第三者機関をつくるということになりますと、これはまた行政改革などとの関係でもいろいろ問題があるのではないかと。

しかし、これもまた、再び運用にばかりあれしめると、信用のないところで運用をちゃんと言えという、やはりサボるのではないかという御懸念もあられるかと思ひますけれども、この法律が満足して環境庁が自分の役割をきちんとして果たすということであれば、私は、環境庁長官が主務大臣に意見を述べるときなどに、具体的にそのテーマに応じた専門家の意見を徴して、環境庁長官の責任において意見を述べられるということを期待しております。

○持永委員 今の点に關しまして、青山先生、河野先生、何かございましてお願いいたします。

○青山貞一君 私は、先ほど申し上げたとおりであります。

本来、公聴会が手続の中に義務づけられれば、それは一つの第三者的な意見——きょうも、立法院ですけれども、そのような場です。やはり環境庁といえども政府の一員であります。ですから、レビューとコメントというのとは違ひますけれども、環境庁がレビューする、コメントするというのは当然あつてしかるべきですが、やはりそれぞれ

れの分野の専門家がその都度テーマに応じ、例えば公聴会できょうのような陳述をするという機会が正式に保障されているというのが一つです。

これは、第三者的な審査の場を、例えば中央環境審議会のアセス部会、これは先ほど言ったとおりなんです、すべての案件に初めから適用するのは難しいので、ですから、例えば、これは重要な案件だ、これは国の法案ですから大きな事業であるというときには、環境庁長官がそういう公聴会もしくは中央環境審議会の中の部会を動かすということでも十分だと思います。

現状では、その両方がない。先ほど申し上げましたが、カナダ、オランダ等があります。ですから、環境庁といえども政府の一員だとすれば、情報公開法がない中で透明性が十分確保できない以上、やはり第三者の意見をちゃんと記録に残す。というの、後々、建設され、事業が行われ、モニタリングすれば結果はわかるわけですから、そのときの違いを明確にするという意味でもそういうものを持つべきだ。

森島先生が今、行革のさなか云々とおっしゃられましたけれども、これは僕はちょっとおかしいと思ひます。行革であつても、国民が必要とする第三者的なレビューの場、公述する場というのは必要だということに思ひます。

○河野昭一君 今ほどの第三者機関に関する審理ですが、これは、私は、むしろ余り大きく考えないで、アセスの対象になる問題というのは非常に多岐にわたつていますから、その対象ごとに比較的適当な審査のできる能力を持った方をもって構成するということが非常に重要になってくるのではないかと。

例えば、今問題になっております福井県の中池見湿地のLNG儲蓄基地の問題でも、これは、あそこ非常に豊かな生物相があるということですが、それを超えて、地理学的にも袋状埋積谷という非常にユニークな地形をしていて、しかも十数年ほどの堆積層があるという意味で北半球で唯一の場所である。こういう場合、生物学者だけでは

実際に判定できない場合があります。したがって、地球物理学者であるとか生物学者プラス、これは農業を営んできた場所として江戸時代以来新田開墾ですと水田がつくられてきた場所でもありまして、やはり農業関係の人も加わるといふふうな、問題の性格によって適宜そういうふうな比較的フレキシブルな審理機関をつくるということが的確な審査をすることにつながるのではないかと思います。

○持永委員 それぞれの先生方、ありがとうございます。

実はまだまだお伺いしたいところがあるのでございますが、時間が参りました。

先ほど島津先生から、これは実態問題ですが、特に、従来の公害防止関係の環境アセスから、むしろこれからは、自然環境を大事にするような、そちらに比重を多くするような環境アセスが望ましいんだ、ぜひそうあつてほしいという御意見がありましたけれども、私も実はそういうふうなことを考えております。

ただ、生物多様性の問題というのは、いろいろ評価の仕方その他が難しいと思ひます。またひとつ先生方のお知恵をかりながら、政府としても、我々政治家としても、こういった方向に向けて頑張らせていただきたというのを最後に申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

各先生方、ありがとうございました。

○佐藤慶長 大野由利子さん。

○大野由利子 新進党の大野由利子でございます。

きょうは、意見陳述者の先生方、大変お忙しい中を、東京や名古屋、大阪等々から御参加をいただきました。大変ありがとうございます。

国民の皆さんの待望久しい環境アセスメント法がいよいよ法制化のときが来たということで、国民の皆さんの大変大きな期待が寄せられております。日本はこの法制化が非常に早くおくれたわけでございます。十六年前に閣法として提出されなが

ているのではないでしょうか。

恐らく二十一世紀は、グローバルな環境変化だけでなく、地域的には、日本のように国土の狭いところでこれだけ人口密度が高いところは、あらゆるレベルの環境問題で我々は閉塞状態になる可能性を含んでいます。それプラス資源の枯渇。こういったことを含めて考えたときに、やはり立法府で考えなければいけない、すぐ取り組まなければいけないことは、長期的なストラテジーを日本としてどういうふうに組み立てていくかというこの真剣な議論が今ほど必要なきはないのではないかと思います。個別的な経済活動の間で起きる出来事だけに追われていて、その対応にきゅうきゅうとしているだけでは、問題の本質的な解決にはおぼつかないのではないかと思います。

今青山先生が言われたような意味で、個別的なことに限ってはいろいろ処理できることもあると思いますが、やはり今行政府が一番力を入れてやらなくちゃいけないことは、もちろんこれは立法府とあわせてであります。もう一回国の環境政策の長期的ビジョンをストラテジーとして組み立てるということを根本的にやり直す時期に来ているのではないかと私は思います。

○大野(由)委員 環境アセスを実施した後に、長期間未着工の場合とか、事業を始めたものの途中で休止したような場合、何年もたっている場合は、もう一回アセスをやり直さなければならぬ、状況が変わっているのじゃないかと思うのですが、今回このことが法案の中に出ていないのじゃないか、このように思っているのです。

青山先生と島津先生にお伺いしたいのですが、島津先生は先ほど、計画が変更されて内容が変わったというようにおっしゃっていましたが、本来は、計画が変わればアセスをやり直さなければいけないのじゃないか。今回それは法律に出ているのじゃないかと思うのですが、実態はそうに行われていないということなのかどうか。このことをちょっと御質問したいと思います。

います。

○青山貞一君 いわゆる再調査ということで、答申、かつ、法案に再調査規定はあると思います。大野先生おっしゃる通りに、一つの大きな公共事業に絡む問題なのですけれども、かつて何十年も前に計画決定もしくは事業認可されたものが放置される、もしくは、途中で事業をやったけれども、社会経済状況の変化によって大きくその基本フレーム、規模であるとか業種であるとかが変わる、それに対して柔軟に対応するアセスというのが、これは国の要綱だけでなく、自治体の条例、要綱でも不備だったことは間違いないと思います。ですから、大野先生の一回目の質問に関連するのですが、公共事業を環境面からチェックする、見直しするという意味では、どういう場合に再調査が必要かということをもう少し明確にする必要があると思います。

もう一つの、事後調査というのは、例えばアメリカとかオランダでは環境モニタリングとかいろいろな名前で行っておりますが、まさに今のアセスメントは予測のやりっ放しである。実は、私がかかわったものに事後調査はいっぱいあります。当初、これは要綱とか条例に基づいてものではありません。当初、例えば本四連絡橋のときは漁師さんです。十五年ぐらい前に、今からですともう二十年以上前ですけれども、当初環境庁が指導して行った本四連絡橋のアセスが、実際、工事が終わり、物ができてきたら、つり橋を走る電車が物すごい騒音を出したわけです。漁師さんたちは、二十数年前は、到底アセスメントの文字もわからないわけです。わからないと言っている過ぎなんですけれども、よくわからなくて、それにある意味で協力したり、反対したりした。実際にきてみたら、夜中に貨物車が走ると物すごい騒音で飛び起きちゃう。

これは、何でこうなったか。実は、一つは、つり橋の構造のところに鉄道が例えば八十キロ、九十キロで通れば、当然物すごい騒音になるわけです。当時は、予測技術がそれほどなかった、もし

くは、つり橋に鉄道を走らせる事例も余りなかった。それで、実際走らせてみたら大変なことになるわけですね。私は、実はそこで調査を行い、報告書にし、当時たしか石原慎太郎さんが運輸大臣だったときですが、それをあるところを通じて示したところ、衆議院の環境委員会でも問題になりました。すく、対策とか、その後環境庁が事後調査を数カ月おくりしてやる。こういうことはもう多々あると思います。公共事業が物すごい時間がかかるわけですから、全部にするか大物にするか、そのスクリーニングは確かに一つあります。しかし、この十四条、本場に専門家——例えば私、こういう分野を専門で実務をやっています。仕事でもやっています。こういう人間が見ても、きのう、研究所の若い人間にもさんざん見せましたけれども、よほどよく読んで、事後調査をこのところにするのか、しかも事業者が自分の判断でするのかわからないという話でございまして、森脇先生たちがつくられた中環審の答申ではっきりうたわられていたあの事後調査に比べますと、非常に見えづらいいと思います。

実は、今回の法案を私の知り合いの日本語がはつきり読めるアメリカの連邦政府の環境コンサルタントに見せてみましたところ、フアジーだと。非常にその辺が、玉虫色というのを説明するのに大変だったのですけれども、どっちにでも読める。どっちにでも読める法律では、事業者の判断によって、やるかやらないかわからない。しかも、事後調査の公開規定がそこには必ずしも入っておりません。そこになくても、準備書が公開されるのだからいいという話もありますけれども、それは、これを読む限りはそう読めません。

ですから、アセスメントの最終的な始末というのは、モニタリングであり、事後調査である。河野先生おっしゃる通りに、生態系ですと長いことしなくちゃいけませんけれども、この制度をちゃんと実効性を担保するという意味で、この部分に

ついては、もう少し前に、見出しとして、再調査と同じように事後調査を明記していただきたいというふうに考えます。

○島津康男君 今問題になりました再調査あるいはモニタリングというのには、二つの場合があると思います。

先ほど大野先生御指摘いただきましたゴルフ場の場合、これはいわば違法なものです。アセスが行われ、その後建設にかかわる手続というのがまた行われるわけですが、そのときに内容がすりかわっている。写真真をすりかえたということでもあります。ですから、アセスを軽視しているということから起こってくる問題であります。自治体によつては、アセスのときに提出したデザインといいますが、これはその後変わらぬというところを、言質をとると申しますが、そういう形で縛られているところもありますが、元来、違法の問題であります。

それから、もう一つ、長く放置されて動かない、実施に至らない計画、これに関しては、今の自治体の指導要綱でもやり直しというのはついておるところがございまして。ただし、これも非常に難しく、五年で放置したと見るのか、十年でいいのか、あるいはそれは事業の規模にかかわりますし、都市計画なんか二、三十年もたつて突然道路がまた出てくる。これは細かくは規定できないということでも苦労している。

それから、その調査はだれがやるかというのが随分問題になります。アセスは、御承知のように、事業者が自分の責任で行うものとなっておりますので、後の追跡の調査も事業者の責任だというのが本来であります。それで住民が承知しないという信用しないということがあり、これは自治体が自分でやるべきだということが出てきているところがあります。そして、折衷案として、事業者がお金を出して負担をして、実際の調査は行政がやるという、潜りというのか、そういう便法を考えている自治体もあります。

結局、アセスというのは、住民がどう安心する

かということがどうしても出てきますので、ケースケースによって違ってくるという場合があることはやむを得ないと思います。

以上です。

○大野(由)委員 まだいろいろ質問したいことがございますが、時間が来たようでございますので、どうも大変ありがとうございます。

○佐藤議長 桑原豊君。

○桑原委員 きょうは、諸先生方から大変貴重な御意見をたくさんお聞かせをいただきました。本当にありがとうございます。いろいろ示唆に富んだ御意見が多いわけでございまして、ぜひこれからの審議にも参考にさせていただいて、努力をさせていただきたい、そういうふうに思います。

まず最初に、河野先生にちょっとお聞きをしたのですが、先生から御報告がございました、いろいろな地域での開発事業の問題点、いろいろ挙げられたわけでございますが、どうも、今国が想定をいたしておりますアセスの対象事業にならないのがほとんどのようではなからうかというふうに思います。

私は、対象事業について、スクリーニングのような制度も入れてやっということですから、従来から見れば一歩も二歩も前進したのかなと思います。しかし、現実には、本当に住民がいろいろ影響を受けたり困ったりというのは、規模的にはかなり小さい事業で、ある意味では、住民が住む環境から遠いところではなしに、近い、里山のようなところも含めて開発をされるものが多いという問題になるということにならうかと思えます。

そういう意味では、対象事業を絞っていく際に、事業種を決めるのではなく、むしろ、ある意味では、どれでもスクリーニングの対象になるというぐらいの大きな対象というふうに想定した方がいいのではなからうかというふうに思います。

また、スクリーニングの際には、残念ながら、その地域に住む住民の皆さんの御意見なり、ある

いはその自治体の長の意見も取り入れられないということでございます。そういう意味では、知事意見が入るとはいえ、そのスクリーニングをしていく際に本当に公正なものが出てくるのだろうか、そこら辺が大変不安に思うわけですけれども、そういったことも含めて、少し先生の御意見をお伺いしたいと思います。

○河野昭一君 先ほどの私の説明の中で、個別的、具体的な事例を幾つか挙げさせていただきましたけれども、多くのものは、既に事業としてスタートしているか、終わったものもあるというもののばかりなのですが、やはり今回のアセス法の中で取り上げられる第一種の方に当たる部分、これの中に、今挙げられた対象になる地域とか自然がかなり多く含まれているのではないかと。

私は、日本生態学会の自然保護専門委員会の全国委員をしておりますが、生態学者の考え方として、従来は、自然保護なり環境保全という、原生的な自然と申しますか、それを中心と考えていくという考え方でやってきた部分があります。しかし、現在、私たちの反省は、そうではなくて、むしろ身近なところにある二次的自然を含めて、これは、人がある程度利用している、生活の場として使っている環境なのだけれども、その環境の中に含まれる多様な生物相や自然環境の重要な部分をあわせてどう評価するかということをやりますし、生態学会の自然保護専門委員会の中でもこの議論を今いろいろの角度からやっているところでもあります。

そういう意味で、このアセスの対象になる自然というのは、必ずしも百ヘクタール、二百ヘクタールという非常に大規模な自然を対象にするのではなくて、もう少し小規模であっても、そこにどういった自然度の高い自然が含まれているのか、生物多様性がそこにどれだけあるかといったようなことの、きめ細かな調査の中でゾーニングをしていくということが非常に重要になってくる。

例えば県定公園というようなレベルの中でも、

従来以上にゾーニングをすることによって、利用すべき空間と、きちっと保存すべき空間というものがある程度位置づけられる。今の、実際にやられているいろいろな事業を見ますと、必ずしもそこら辺のところは厳密にきちっとやられていないくて、やや無差別に事業が走らせているところがあるのではないかと思います。

それから、その中で地方自治体がどれだけ責任を持ってこういう問題に対応するかということですが、具体的な事例の中では、残念ながら、やはりまだ地方自治体の方も力不足ではないか。そういう意味で、環境庁なり国のレベルがもうちょっとしっかりしてもらわないと困るというふうに私は思っております。もちろん、個別的には地域の問題ですから、自治体が一定の役割を果たすということは大事になってまいりますが、残念ながら、その辺がまだやや力量不足ではないかというふうに私は感じております。

一方で、むしろ地域のNGOの方たちが、地域の自然環境や自分たちの周りの生活環境については非常に正確な情報を集めて対応しておられる。ただ、そのNGOの方たちの生の声が、必ずしも地方自治体のレベルにも届いていないし、国のレベルにも届いていないという形で、残念ながら、部分的には事業が進んでしまっている。環境問題の難しさは、先ほど、途中で見直しがあってもいいのではないかという意見もありましたけれども、対象によっては、見直したときにはもう既に遅い。つまり、その根拠が完全に壊されてしまっていて、もとへ戻すということにはまずほとんど不可能である。よく言葉の中で、植生復元とか自然を復元するという言い方がありますが、これは、厳密に生態学的に言いますと、復元というものは、生物学的なレベルではまず一〇〇%ないのであります。したがって、この復元という言葉にまよわしがありますので、そういう形で、途中でとめて復元するというような対応の仕方では本当に自然がもとへ戻るのかということについても、やはりきちっとした認識を持つ必要がある。

もう一度繰り返しますけれども、この法律だけでそれが出てくるのではなくて、私は、全体の、五年以降の環境体系という、そういう中で考えるべきだろうというふうに考えております。

ろうかと思えます。

長くなりましたが、以上です。

○桑原委員 どうもありがとうございます。

それから、先ほどの御意見の中でも二、三出ておりましたけれども、このアセス法の目的は一体何なのか。

確かに、手続法としての目的の規定は条文の中にございますけれども、一方で、「国等の責務」ということの中では、単にさまざまな基準をクリアするというだけではなしに、それよりも、むしろ環境に対する負荷を抑えて、そして低減をさせていく、そういうように環境そのものをいいものに変えていく。その背景には、いわゆる持続可能な発展といいますが、そういった物の考え方があろうというふうに思うのですけれども、そこら辺が必ずしも明確になっていないがために、この法そのものをどう運用していくのか、何をよりどころにしていくのかというところかなりあいまいなものが出てくるのではないかと私はこれも危惧をするわけですけれども、この点について、五人の先生方に一言ずつ御意見をお伺いしたい、こういうふうに思います。

○森嶋昭夫君 私は、この環境影響評価法は、環境基本法の傘の下にあるわけですので、当然環境基本法の目的を達成する、そのための事前評価の手続、そして、結果として、環境基本法が目指しているように、環境に対する負荷をできるだけ減らしていく、そして次の世代に良好な環境を残す。

もう一度繰り返しますけれども、この法律だけでそれが出てくるのではなくて、私は、全体の、五年以降の環境体系という、そういう中で考えるべきだろうというふうに考えております。

○青山貞一君 環境基本法的な理念とは別に、私は、先ほど来の大野委員のお話との関連もあるのですけれども、環境面から見て政策形成それから公共事業を適正化していくということがアセスの一つの大きな目的だと思います。

業の適正さを判断するかどうかというのは、三つだと思
います。必要性、妥当性、正当性です。

必要性というのは、もしその事業をしなかった
場合にどうなんだ。もしそれが本当に必要性があ
るものであれば、そのことによって環境影響が
あっても、当然それなりに、それをはるかに上回
る社会経済的なメリットがあります。かといっ
て、環境面から見て妥当でなければその事業は当
然社会的に受容されない。環境面から見た妥当性
をチェックする。ですから、社会経済的な必要性
は当然なければいけません。ないものがたくさん
動いていると思います。

次に、正当性。これは、アメリカの言葉で言う
デュープロセス。情報公開、行政手続です。それ
に関係する人たちがだれでも意見を申し述べられ
るということだと思います。

ですから、崇高な理念は当然あるのですけれど
も、やはり今の日本の現状を見ますと、霞が関の
諸官庁の政策立案及び公共事業を、環境というも
のを一つのキーワードにしなが、必要性、妥当
性、正当性をチェックしていくためのものだとい
うふうに考えます。

○河野昭一君 私、持続可能な環境の利用と
か、サステナブルユースという言葉でよく使わ
れるのですが、この言葉も、先ほどの環境復元と
あわせてかなり危ない部分を含んでいるのです
ね。何をもちって持続可能な資源の利用と言うか
というこの判断は、厳密に、生態学的に、生物學
的に言ったときには、大変難しい問題を含んでい
ます。

なぜかと申しますと、今地球上全体で起きてい
る変化は、グローバルな環境変化としてCO₂の
増加とか温暖化とかいろいろな形で言われていま
すが、同時に、では地域的に見てどういことが
起きているかということも考えた場合に、日本列
島の場合も、やはり火力発電所の直接的な影響と
いうような形で起こっている大気環境へのインパ
クトというのは、我々が考えている以上に物すこ
い速度で進んでいるわけです。ですから、大気環

境一つとってもそういう問題があります。

きょう皆さんの封筒の中に入れた資料の中に
も、私が二十年來続けております北陸電力の影響
評価、何が起きているかという調査結果が一部
入っておりますが、こういうふうには、確かに全体
的に環境が変わっていて、そういう中で、それを
国のレベルで国際的にどうコントロールするかと
いうような議論が盛んにされる中で、一方で、忘
れられていくのは、地域的に非常にドラスチック
なことが起きていることがややもすると軽視され
ているということが一つあります。

ですから、最近、環境に対するいろいろな言
葉の言葉があつて、環境復元とか、持続可能な資
源の利用とか、いろいろな言い方がされるわけな
のですが、それが持っている有効性と制約という
ものを厳密に一つ一つ検討して考え直していかな
ければいけない時期に今なっているのではないか
というふうに思うのです。

個別的な問題はたくさんありますけれども、私
は、今言ったことで尽きていると思うのは、やは
り日本に関しては、国際的な責任をどう果たして
いくかということとあわせて、国内で地域的に何
が起きているかということに対してきちっとした
認識が今ほど必要にされている時期はないのでは
ないかというふうに考えています。

○村松昭夫君 私、先ほど、この理念とか
目的を法文の中で明記することがやはり必要では
ないかという意見を述べさせていたいたのです
が、いずれにしても、先ほど言いましたように、
環境基本法の三条から五条、この中では、きち
と環境を保全して次の世代にそれを残していくと
いう問題や、あるいは国際的にもそのことの重要
性というのがこの中で触れられていると思うので
すが、重なっても、やはりこういうのをきちと
この法案の中に明記をしていくということは大事
ではないかというふうに思います。

弁護士です。例えば法案の解釈がよく裁判
で問題になったりいろいろしますけれども、やは
り法律には、どうしても、その運用だとか解釈に

一定の幅があるときに、どう解釈するのが本当に
この法律の趣旨に沿ったものであるかということ
を明確にするという面からいうと、やはり趣旨を
明確にする。その趣旨の中で、環境影響をできる
だけ回避をして低減をするということが非常に強
調されていますけれども、やはりこれが重要だろ
うというふうに思っております。

それから、先ほど青山先生から同時に公共事業
の問題が出ましたけれども、私もそのとおりだと
思っています。この環境影響評価、当然その中
には、その事業の持っている必要性とか相当性
というところもやはり審査あるいは評価の対象の
中にきちと入れていくということが今の段階で
の法案としては求められているだろうというよう
に思っております。

○島津康男君 先ほど来のほかの先生方と余り違
わないのですけれども、例えば今回のこの法案を
見ますと、先ほどから一番問題になってお
ります環境基本法というのは、第十一条の実施に
係る部分、いわば、これから先できる技術指針の
内容を規定するものですというところであらわ
れておりまして、本来の総則第一条あたりに
何の顔も出ていない。

それで、第一条は、事業を実施するという対象
の問題と、それから目的は環境の保全に対してと
書いてあります。ここに環境基本法のもとだとい
うことがあればもっとインパクトがあるのではな
いかと思います。

以上です。

○桑原委員 どうもありがとうございました。
最後に、河野先生と森島先生にひとつお聞きし
たいのですが、先ほど青山先生も強調されました
けれども、いわゆる早期のアセス、まあ計画アセ
スといいますが、あるいはもう諸外国では法案と
か政策的なものも含めてアセスの対象にしてい
る、そんな話も聞くわけですから、やはり個
別の事業を個々にチェックをしていくということ
はもちろん大事なのですけれども、その前提に
なる計画というものがどうなのかということをは

きにした場合に、本当に余り意味のないものにな
ってしまうのではないか、そういうふうに思
います。

日本の開発状況を見ておきますと、個別の問題
のアセスということよりも、ある意味では、計画
アセスをしなければならぬ、そんな段階にもう
既に入ってしまったのではないかと、それをこ
れからの問題として先送りをするというのは、や
はりかなりおくれをとっているのではないかと
いうふうに私は思うのですけれども、そのこと
についてどういうふうに思われるか。

それから、環境庁という庁の役割を考えてみま
すと、やはりそういう計画アセスを事前にちゃん
とやれるような、そういう役割を環境庁が担って
いかないと、環境の総合的な調整をやるといっ
ても、ある意味では、自治体ですらほとんどそう
いうことはやっていると、環境庁の本来の役割を
果たすという意味では、計画アセスに積極的に
取り組む必要があるのではないかと、うふうに
思うのですけれども、その点についてどう
お考えか、お聞きしたいと思います。

○森島昭夫君 計画アセスが必要であるとい
うことについては、桑原委員のおっしゃるとおり
でありまして、私は、やはり計画アセスという
ものを考えていくべきだろう、立法していくべき
だろうと思ひます。

そこで、それは法律技術的にこの法案の中に
計画アセスというものを入れる。計画というの
は、これはむしろ政策アセスですね。事業のも
と早い段階という意味ではなくて、全くの上位計
画のアセスという意味であります。そういったし
たと、アセスをする対象も手法も恐らく全く違
うわけですので、技術的にはこへ盛り込むとい
うことは少し難しいのではないかと。あるとす
れば、せいぜい全く別の条文をつくって、別のア
セスの仕方、別の意見の聴取の仕方というよう
な形で、二本立てのものをこの中に入れるとい
うことは不可能ではありませぬ。
それから、もう一つ。そのようにして考えた場

合に、私どもも研究をしたのですけれども、残念ながら、諸外国も含めて、そういうことが必要だと言いつながら、それでは具体的に法律技術的にどういうアセスで、どういう手続でといったものは、まだ十分固まっておりません。それは、先ほどの、青山さんのおっしゃった、国の政策全体をどうレビューするかということも含めて、一度早急に結めて、そしてその中から出てきた技術を入れての立法をすべきだというふうに私は考えております。

結論的には委員のおっしゃるとおりであります。では、今すぐこの法案の中に何らかの条文が入れられるかというと、私どもの検討では、まだちょっと時期尚早。それではそれまで待つ方がいいのかもしれないと、私は、個別でも、ともかく今までできていなかったものをつくるのが先だというふうに考えております。

○河野昭一君 法律論は別として、先ほど来何度も申し上げていきますように、今ほど長期的な視野が必要なきはならないかと思ひます。そういう意味で、計画アセスというか、それに似た性格のものをきちっと確立していくということは非常に重要であって、そのためには、私は、環境庁だけでなく、国土庁とか、国の経済のかじをとる経企庁とか、そういうところが、むしろ三十年、五十年というような、ちょっと従来我々が考えないようなタイムスパンの中で起きていくようなことをも射程距離に入れた、しっかりとした検討を国のレベルでやっていくということが非常に重要になってくるのではないかと思います。

法律論の上では、いろいろ技術的に難しい問題が今森島先生が言われているような範囲であるとは思ひますが、恐らく二十一世紀は、あらゆる意味の問題で我々も苦しめられるというのには目に見えている。そういう意味で、やはり余り目前のことだけで議論するのはやはり遅いのではないかとこのように私は考えています。

○桑原委員 どうもありがとうございます。大変いろいろ示唆に富んだ御意見、ありがとうございます。これから努力をさせていただきます。

○藤木委員 日本共産党の藤木洋子でございます。

きょうは、公聴会に陳述人としてお運びをいただきまして、それぞれのお立場から専門的な御意見を聞かせていただいて、私も随分勉強になりました。示唆に富んだ御発言の数々、本当にありがとうございます。

最初に、村松さんにお伺いをしたいのですけれども、先ほどのお話の中で、環境の保全の面からだけではなくて、当該事業の社会的経済的側面からも果たしてそれが必要なかどうかということも検討に入れる、こういった面から環境に及ぼす影響を評価する環境アセスメントが必要ではないかという議論がございました。これは私も非常に関心を持っています。これは私ももう少し詳しくお話しただけのことであれば、それを一点お聞きしたいと思ひます。

それから、引き続いてもう一つ伺いたいですけれども、先ほど来お話が出ております、一つ一つの事業そのものは大した影響はないのだけれども、しかし、例えば琵琶湖の周辺にこれから開発が予定されている八つのダムがあるわけですから、その一つ一つについての環境影響評価をやりましても、それを受けとめる琵琶湖にどこまでの負荷がかかるのかといったようなことも総合的にアセスメントを行う必要があるのではないかと。しかも、上流の部分だけではなくて、至るところ、沿川から最後のところまでのアセスが必要ではないかということも非常に思ひますね。

先ほど来、上位計画の問題がまだ時期尚早というようにお話がございましたけれども、今まで、大きなプロジェクトをやって、それこそ復元不可能だと言われている自然の破壊が本当に大規模にや

られたというような例が随分多いものですから、その辺が非常に大切ではないかと思ひます。その辺、強調していただくようなことがありましたら、お話をいただきたいというふうに思ひます。

○村松昭夫君 一つは、社会的経済的な必要性とか相当性も含めるべきではないか、評価に当たってぜひ検討すべきではないかということ、言ったことに関連してなのですが、従来の典型公害ばかりではなく、現在、環境という面からいっても、生物の多様性の問題とか、あるいはもつと言え、例えば京都でいえば、景観の問題とか、あるいは歴史的、文化的な遺産の問題、こういうものも当然評価の対象に入れていかなきゃならない。こういうのは、先ほどからも出ておりますけれども、ある面では評価が非常に難しい側面があると思うのです。しかし、それが失われることによって取り返しがつかないという点では極めて重要な問題であろうと思うので、そういうのは必ず必ず入れていくべきであろう。

それと同時に、後で申します上位計画によるアセスとも関連するのですが、その事業の環境面の評価のときに、裏返しとして、どうしてもその事業の、例えば公共事業の経済的メリットがどうこうという問題が常にあります。ところが、残念ながら、現在はそのようなことを公の場できちっと評価をする場がないのだというように思ひます。そういう面をいうと、このアセス法ができるわけですから、当然その事業の環境的な側面についての評価をするわけですから、できることなら今言ったようなところもこの手続の中に含めて、きちっと公の場で、公開の場で議論をしていくということが必要だということで、先ほど申し上げたというのが一点目でありました。

それから、二点目は、例えばダムなり、言われたいように、いろいろ重なる影響が出てくるという問題、これも非常に重要な問題だろうというふうに思ひます。それについては、一つは、先ほどからも強調しておりますように、上位の計画や政策ということと

ろで慎重に検討するということを本当にやらなかったら、一つ一つ細切れにやっていたらできないだろうというふうに思ひます。さらに、一定のものが、仮に上位計画とか政策までいかなくても、例えば大阪湾なら大阪湾の湾岸に幾つかの発電所なり物ができていく場合に、それが予想されなければ、それを個別のアセスの中で取り込んでいくという努力をするべきではないかというふうに思ひます。

以上です。

○藤木委員 確かに、今お話を伺いたしまして、私も、累積的といいますか、複合的といいますか、そういうものに対するアセスメントが極めて重要ではないかというふうに思ひます。それから、今回の法案が、住民参加といいますが、意見を有する者の意見を反映させる、そういう仕組みを早い段階から織り込んでいくということになっているわけですが、しかし、それであれば、最終的にその事業に対して許認可を与えるところにどのような意見が反映されたのかということがかかるシステムといいますが、そういうことが大事ではないかというふうに思ひます。それについては五人の先生方にお一人ずつお伺いしたいと思ひます。

許認可の決定のところにどの程度反映したかということが透明度を持ってわかるようになるシステム、そういうものが盛り込まれないかどうかという点について、一言ずつお聞きをしたいというふうに思ひます。

○森島昭夫君 先ほど青山さんも指摘されたところでありますけれども、現在、日本の行政、特に許認可の場合に、その許認可の決定プロセスというのは、情報公開がございませんで出ておりません。そこで、例えば事業者がどう住民の意見等を織り込んだかということについては、これは評価書の段階でちゃんと書くことになっております、だけれど、どういうふうにして、自分たちはどう考えと。ところが、それが今度主務官庁に行きまして、いわゆる審査ですが、主務官庁が許

認可をする前提としていろいろなファクターを、環境へのファクターをどう考えたかということ、公開あるいはほかの人がきちんと見るといことはできていないのです。この法律からは直ちにそうならないです。ただ、将来的には、環境アセスメントだけではなく、情報公開とかさまざまな仕組みを働かせる。

また、これも先ほど青山さんがおっしゃいましたけれども、アメリカでは行政の決定に対して裁判所が介入できるということが一九七〇年代からどんどん広がっておりますが、日本では、御承知のように、裁判所はなかなか行政の決定に対して介入することはしない、ないしは避けているわけでありまして、そうした仕組みを一方で直しながらやっていかざるを得ないのではないかとこのように思います。

○青山貞一君 私のきょうの陳述の過半は今の質問に答えるようなことだったと思いますので余り時間をとらないつもりですが、やはり政府の政策形成のプロセスを含めて適用除外しない情報公開法をつくるということが、住民、国民、市民の意見を、例えば建設省でありますとか通産省に伝える大きな原動力になると私は思っています。

そういう意味で、今回の法律は環境庁がすごく頑張ったことは私は評価いたしますし、計画アセスが、十八年ぐら前に国立環境研究所に在る森田恒幸さんと私で当時一生懸命やったのですけれども、きょう、ここで、これほど先生たちのところで議論されるということに、非常に感謝いたします。しかし、やはり情報公開法がないところに計画アセスはないと僕は思います。それが市民参加を形骸化させないことにもなります。

さらに言いますと、もうちょっと実務的な話で、私が最近やっているのは、NGOとしてインターネットのホームページ、メーリングリスト、電子掲示板です。そこで、例えば、この間、行政改革委員会、独立して存在する必要のない役所の三つ目に環境庁もいたのでびっくりましたのです

が、それをめぐって環境庁の役割についてみんな議論しようということをやったところ、何十という意見が、確かに今の環境庁じゃ要らないとか、いろいろなものがあったわけですね。それは私が言ったのじゃないですよ。

それで、そういう議論を丸めない。つまり、アセスの場合、住民の意見というのは大部分丸められちゃうのです。一行とか半分になっちゃうのです。そっくりホームページならホームページに出しておけば後からだれでも見られる。ですから、アセスの意見書とか、公述は公聴会がないのでないのですけれども、そういうものを環境庁が個別案件ごとに、例えば、これは長良川、これは本四、これは東京湾横断、そういうものをホームページ、メーリングリストを開いて、そこで意見が来たものを全部出せばいいと思うのです。

おとといだか、たしか日経か何か、各省庁がインターネットで意見募集。意見を幾ら募集してこちらが答えても、個人メール、つまり、通産省にだけ行って、その人たちが見て、聞きおいたのでは、一応住民の声を聞きましてというアリバイにしかならないのです。それをそっくりほかの専門家、ほかの人にも見られるようにするために、今幾らでも効率よくホームページでできます。そういうことをすれば丸めようがない。その中には思いも寄らなかったものもあるかもしれません。それをみんなで共有する。情報公開だけじゃなくて、情報参加といいますが、情報開示といいますが、情報をみんなで共有する、そういうことが可能です。

ですから、こういう時代ですから、ぜひインターネットを使う。そうすると全国一律で見られます。環境庁は、環境基本法のとくも今回のアセスも、Eメールで意見をとってましたけれども、ほかの人から来たものも即みんながフィードバックできるようなシステムにしようというものが、先ほど言ったこと以外で私からの提案になります。

○河野昭一君 私も、今青山先生が言われたのと同じような受けとめ方をしているのです。

これまで二十五年以上にわたるいろいろな環境問題に対するNGOの方たちとの取り組みの中で、確かに、意見聴取とかいろいろな場面が与えられても、それが実質的に実効ある形で政策に取り込まれることが非常に少ない。残念ながら今まで私が経験した中ではほんの一件しかなかったというのが現実です。それは、国立公園の中への、アルペンルートへのマイカー乗り入れの規制をするという一つの請願ですが、これが地域住民の意見が取り入れられた唯一の例なんです。

しかし、この中で、立法府の先生方、国会議員の先生方や国会議員の先生方の果たした役割が大変大きくて、ある意味で行政を押し切ってしまったというところに実際にそういったことが実行された一つの背景があった。したがって、私は、立法府の先生方の役割は非常に重要ではないかと思っております。つまり、住民から上がった声を具体的に政策や事業を進めたり変更させたりするのにはどういふふうにかじをとっていただくかという非常に重要な役割を先生方が担っておられるのではないかとこのように私は思います。

しかし、一方で、行政の側に、住民から上がった声に対する柔軟な対応がこれまで以上に求められるのではないかと思います。情報公開と言っていますが、情報のかなりの部分は依然として公開されないまま、半ば強制的に公開させられているという現状があるわけですから、その辺のところも行政の側は相当考えていただかなければいけないのではないかと思います。

○村松昭夫君 今の問題で、二つだけ言いたいと思います。

一つは、審査の透明性という点では、今の法案では主務官庁が最終の評価の審査をすることになっておりますけれども、本来なら、ここに第三者機関が審査をするという手続がとればよいのではないかと。そのことで、より審査の経過が明らかになり、透明になり、住民の意見がその中でどういふふう議論されたのかということが明らかになっていくのではないかと。できることならそういうことが導入されるべきではないかというのが一点目でありまして。

二点目は、先ほどきょうと出ましたけれども、私は、せめて、意見の提出の機会があったときに意見を表明した住民は、その許認可決定に対して不満があった場合には、不服申し立てができるという手続をこの法案の中に設けるといふことも必要ではないか。そうすれば、そこから後、最終的には司法審査というところにも行くことができますし、そういう中で、どういふ審査が行われたかということも必ずそこでもまた司法審査の対象になっていくということになりますので、そのことも必要ではないかというふうに思っております。

○島津廣男君 二つの点で申したいと思います。このアセス法案は事業に対する許認可にくっついたもので、その許認可のお墨つきの一つとして挙げられているという感じがどうしてもするわけです。そのレベルにおいては、情報の公開というのは、知らせてもらう、あるいは自分の意見を言うということでありまして。

それから、もう一つ、例えば上位計画の話が先ほどから出ておりますが、これは判断の材料にするための手続であるべきというものもあるはずではないか。つまり、これはアメリカに近いものを言っているわけですが、みんな情報を持っている、それで判断をする議論の材料にしようという形なわけです。その場合には、情報を公開するというよりも、情報を共有するということが大事なのですね。その手段としてインターネットというのがあるわけでありまして。

自分のことを言っているんですけども、環境に対する予測の判断の材料にするというやり方は、最初にちょっと申しましたが、矢作川方式というのは二十年前からそれをやっております。これを住民投票という非常に目がうるさいものですか

ら、住民参加投票という名前にしております。イエスカノーかを聞くのじゃなくて、何もしないも含めて、必ず三つのどれがいいかを投票するというやり方です。これは情報の共有なのです。これは今どきだったらインターネットに適した方法です。

この法案がどうかというのの先になってしまふのですけれども、その方向に行く一歩であってほしいという意味で、私の意見といたします。

○藤本委員 それでは、最後に森脇先生にお伺いしたいと思うのです。

この答申の中で、実効ある環境影響評価が行われるために、答申が示している基本原則に沿って対応する必要性を述べておられます。その基本原則を具体化するに当たって、統一的で、透明性が保たれる、わかりやすい制度とすることを強調しておられると思うのです。

橋本総理に答申を手渡されるときにおっしゃった言葉の中に、骨抜きにならないようにと言ってお渡しになっていらっしゃいますよね。私はあれは非常に印象的に伺っております。そういったところから見て、この法案で発電所が特例として設けられたということは、果たして今の精神に沿った望ましいことであつたのかどうか、そのことについて最後に御見解を伺いたいと思ひます。

○森脇昭夫君 橋本総理に答申を渡した当時には、そもそもこの法律から発電所は外れるのではないかと、私どもの方に直接あつたわけではありませぬけれども、世間ではそういう情報が流れておりました。中環審は、環境アセスメントというのは基本的なルールを決めているのだから、環境アセスメントについてはどの事業であらうと全部入るべきだというふうに考えておりました。そして、現在の法案の中には発電所もこのルールは守るということでありまして、ここに書かれて

いることは全部やるわけでありまして、先ほど、ほかに御意見を發表された方から、そのほかに、電事法の、例えば通産大臣の関与とい

うのが規定されている、それは望ましくないのではないかとという御意見がありましたけれども、私は、環境基本法についての原則を審議いたしました立場から申しますと、発電所も含めて全部がこの法律のもとで、少なくともこの法律に要請されたことは全部やらなければ通らないという意味で、現在の法案については、いろいろ御意見はおありかと思ひますが、私もあつたときに懸念していたことは結果的には生じなかつたというふうには評価しております。

○藤本委員 時間が参りましたから終わります。先生方の御意見をしっかりと踏まえまして、これから審議と、そして、それこそ私たちの意思決定の場に反映できればと思ひます。

○佐藤盛長 辻元清美さん。

○辻元委員 社会民主党の辻元清美と申します。

きょうは本当に京都に来てよかったなあというふうには思っています。私、国会議員になったのが初めてでしたので、きょう初めて公聴会というのに参加したのですけれども、公聴会というのは大事なことだと思います。そういう意味では、環境アセスのこのプロセスで公聴会がないというのは、きょうこれがほんまに大事なことだと思います。思ったので、さらに審議の中で強く主張していいかなというふうには考えております。やはり、このように意見を聞かせていただくことで、こうしたらええ、ああしたらええといひお互いに啓発されて、触発されて、総合的に、多角的に物が見えてくると思ひます。アセスはやはりそうあらねばならぬなあと思ひます。改めてきょうこの会で学んだことが多かったと思ひます。

さて、具体的に、小さなことを幾つか御質問させていただきます。まず、青山先生にお伺ひしたいのですが、今までも、閣議アセスの段階で幾つかの御相談に乗られたり、実務をされてきた。事業者は何ぼぐらい払うのですか。それが私よくわからなくて、いろいろな規模があると思ひます。アセス

をやるなんていったら、事業者が物すごい負担をされているのか。それが、今回変わったから、また膨れ上がるのかどうか。その辺も、実質的に事業者がどれだけの積極的になるかというのが、倍、三倍とかになると非常に心配な面もあるのですが、普通、事業者はどれぐらいアセスにお金をかけているものなのか。幾つかの事例で結構なものですけれども、事業の何%とかそういうお答えでも結構です。ちょっとお伺ひしたいのです。

○青山貞一君 かなり実務的な御質問で、非常に光栄であります。

実は、アメリカのNEPAとか、カナダの場合、オランダの場合、それぞれ事業費の〇・一%とかいろいろと数字が出ておりますが、日本の場合、それこそ発電所の場合には何億とかけるところから、小さな道路、ぶつ切りにした道路の場合には千五百万。ただ、その場合も、アセスの報告書に要するものとその前の調査に要するものは別とか、いろいろとありますから、国の大きな事業の場合には数千万から数億かけている事例が多いと思ひます。

実は、その額は個々ばらばらなのですが、私は、本業としてもそういうものをやっている者としてこういうことを言うのはちょっとどうかと思ひますけれども、実はアセス調査業務というものは、昨年一月一日、WTOが一般競争入札をしるというのを政府調達に關連して言っておりますが、現実を見ますと、ほとんど一般競争入札はされておられません。指名競争入札もしくは隨意契約による調達です。

何が起るのかといひますと、きょうも朝日新聞の一面が何かに出ておりましたけれども、どこかの話で、いわゆるDの問題がそこらじゅうでありますから、Dというのは談合のDですけれども、その価格の妥当性、見積もり以前に、いわゆる政府が調査業務としてコンサルタントに発注するときの透明性、きょうは一切そういう議論がないのですけれども、それを高める必要があると思ひます。それによって、例えばそれが半額に

なるとかどうこうというのはありますけれども、それは、何ともあれ、一般競争入札もしくはそれに準ずる、参加型、公募型とかいろいろありますけれども、そういうものに切りかえていかなければ、現行の大規模公共事業に伴うアセスの業務発注形態及びその額が適正かどうかというのはいりません。社団でも財団でも特殊法人でもない任意団体として日本環境アセスメント協会というのがあります。そこに私はあえて入っております。なぜ入らないかと言ひますと、そこでいろいろな、大気汚染の調査をやつて幾ら、何をやって幾らというおむねの価格を決めています。それに基づいて積算しますから、通常、ある額が出ていますけれども、それが、先ほど言ひましたように、技術進歩とかそういうものが勘案されていまいせんし、企業努力も勘案されておられません。ですから、それによって何千万、何億というのが出て、それが本当に妥当なのか。

あと、調査として出される業務が、例えば電力会社は電力会社の関連会社のコンサルタントを出すというのが一般であります。そこでの問題、建設省が外郭団体に出すとか、環境庁は知りませんけれども、そういう業務発注形態というものも同時に考えるべきだと思ひます。

○辻元委員 どうもありがとうございます。ちょっとそこを、せつかくいいのができて、やる人たちがお互いに仲よし同士で、まあ、なあなあで言うたら変なものですけれども、やるといふようなことになっていたら困りますので、ただ、伺ひますと、そこを、ちょっと心配かな。

そういうコンサルタント会社で実務業務を担っている方々は、例えば、官庁から来た人とか電力会社から来た人とかが経営しているとかいふ場合がほかの業界でしたらよくあるのですが、この場合はいかがなのでしょう。○青山貞一君 あります。例えば、環境庁のある方がある研究所をつくつて、そこで例えば本四連絡橋のアセスをやる。たくさんありますね。

やはり私自身そういうところに二、三十年いまして、その現実を見たときに、きょうのお話に加えて、計画アセスがあらうと何があるうと、やはり私たち自身の問題で、私は、湾岸戦争のとき、日本海軍石油流出のときに、すべてポランディアで、自分たちの能力で潮の流れ、油の流れを予測して、それをホームページに毎日出す、きょうは富山湾に入る、そういうことを、業務とは別に、NGO、ポランディアとしてやってきて、そういうことをやってきた意味で、アセスだとかそれに類似する話というのは、第三者性が非常に重要だ。

それが、業務発注を通じてそこでそういうものが担保できない。つまり、利害がある。もしくは、今委員がおっしゃったような、天下りという言葉は僕は嫌いなのですけれども、そういう関係の中で発注が行われるということは、長良川でも何でも同じですけれども、やはり政府とか立法院だけの問題ではなくて、民間の側もそれなりに透明性を高める努力をしなくちゃいけません。ただ、そうはいっても、無理ですから。

先ほど言いましたように、より一般競争入札。技術と価格でどかが決まる。私が今つき合っている、東大の法学部を出られて建設省にキャリアで十五年務められて法政大学の教授をやっています福井秀夫さん、本当は私のかわりに福井さんがここにきて話す話だったので、彼に言わせますと、こびと名刺の数と言っていますね。いや、冗談じゃなくて、建設省の十五年現職の人が言うのだから間違いないと思うのです。これから、やはり技術と価格でアセス調査業務をふさわしいところがある、第三者的なことをやれるところがとるということにならないと、きょうの法律が幾らいいものであっても、その後の話としては難しいと思います。

○辻元委員 どうもありがとうございます。そういう意味で、今回の法律の中にコンサルタントとか会社社の名前を入れるというのが入ったのは、少しいいのかというふうには私に考えて

いるのです。きょう、いろいろなお話を聞かせていただいた方もおっしゃいましたけれども、第三者機関はますます必要かなというふうに思っています。

さて、もう一つ、ちょっと具体的に気がかりなこと。私、この間代表質問で、どきどきしながら本会議でこのことを質問したのですが、そのときにリゾート法との絡みというのをちょっと質問したので。

河野先生にお伺いしたいのですが、許可認可の仕方が違うということでは適用されないというお答えだったので、リゾートの開発について、将来は入れている方がよいと考ええておりますが、河野先生はどのようにお考えでしょうか。

○河野昭一君 基本的には私が先ほど申し上げていたことの繰り返しになりますが、リゾート法が制定されたときも、一番の問題は、やはり比較的身近なところにある自然環境がかなり無差別にターゲットになってしまおうということがありまして、そのことによる影響が全国でいろいろな形でどんどん進んでいて、それを規制する有効な手段を何ら持たなかった。

その場合でも、先ほどから言っていますように、環境影響評価の対象になる広さとか規模とか、それから従来から言われている古典的な意味での自然度の高さ、つまり原生的自然でないとか、二次的な自然であるといったようなランクづけをされることによってほとんど置き去りにされてきてしまったという面があって、おくれればせながら今度こういう形でアセス法がスタートするわけですから、私が先ほどから繰り返し述べておりますように、やはり身近な自然の中でゾーニングをきっちりやって、そしてその中で、重要なものとある程度私たちが利用していかねければいけないものとの間の峻別をきちんと線引きするということが非常に重要になってくるのではないかと思っています。

○辻元委員 皆さんの質問もあって、最後の方になるとなかなかしにくいのですよ、これが。先ほどから出ております情報公開のことで、島津先生のペーパーを読ませていただきましたら、アメリカやカナダではアセスの結果を毎日のペー

スでインターネットで公開しております、特にカナダでは、画面の地図上でその州をクリックするとその州でのアセスの実情がぱっと出てくるのか、事業別、事業主体別の検索もすぐできるというのです。これを見て、こうなったらいいなというふうにも思うのです。

先ほどからも、皆さん、情報公開の重要性、情報公開法もあわせて早期に成立してとか、それから、これからどうすればいいかということで、裁判所の介入も日本で考えたいのじゃないかと、いろいろな意味で実効性を持たせたいということについての御意見を伺いました。

そうしたら、それとは反対に、これは皆さんにお伺いしたいのですが、こうなったらいいなとみんな思っているのですけれども、日本で今ならぬ原因、何が阻害しているか、一番の原因は何とお考えなのかというのを伺いたいのと思うのです。

といいますのは、私、実は情報公開法も担当になっておりまして、今議員立法でつくっているのですけれども、確かに痛感しているのですが、一番これが原因やというのを、省庁が悪いとか、何でも結構なのですが、漠然とした質問で本当に恐縮なのですが、一つずつお伺いできないでしょうか。

○森脇昭夫君 大変申しわけないのですけれども、立法者がきちんとしていないためにいろいろなところがコントロールされてない。もう少しまつちりと社会を眺めて立法を速やかにやっていただきたいと思えます。

○青山貞一君 これを言うところをぶつけられるかもしれないのですが、やはり私は国民が悪いと思います。国民がそういうものを必要としない。僕はまだ日本が先進国だと思っておりません。

ついこの間、日本が嫌になってアメリカに行ってしまった友達がいまして、彼から私にインターネットでメールが来ましたけれども、一八〇〇年のアメリカの役人の数が百三十七人だった。そのときの日本の江戸時代の武士の数が数十万。それが象徴しているように、それは数の話なのですけれども、いかに小さな政府で効率的にやっていたかということがベースであれば、当然情報公開はしなくちゃいけない。ところが、やはり、国民が欲したのかどうかかわりませんけれども、今の政府は効率が非常に悪いと僕は思います。効率の悪い中で情報非開示ということも、もっと悪くする。それで、先ほどの立法府もそうですし、司法も、裁判が物すごい時間がかかるわけです。それも早くしてもらわなくちゃいけないし、自分たち自身も、利害で選ぶのじゃなくて、本当に政策で頑張っている先生たちを選ぶようなものにならなくちゃいけないですから、今まで行政と立法の悪口を言っていたのですけれども、私は、自分を含めて、やはり国民がもっと目を見開かないと情報公開法はいいものではないと思います。

○河野昭一君 私も一言だけ言いますと、やはり一つには、今の制度の中で情報が自由に開示されるような形になっていないということがあります。ですから、実際に開示請求しても、非常に時間がかかって、なかなか思う情報がでてこないというふうなことがあります。

それから、いろいろな制約の中で紙がくさべられて、その部分は見せてもらえないといったような形で、せっかく情報が公開されているのだけれども、肝心のところについては事実上全く非開示と同じような形でしか、半端な形の情報しか流されてきていないという部分があります。これを直さないとなかなか本質的な問題の解決につながっていかないのじゃないかと思えます。

それから、もう一つは、青山先生が言われたのは全く別な意味で、日本人の村社会的な性格と

いうのが非常にきつておいて、大都会においては、そういった情報が提供された場合においても、ある程度その情報の真偽や価値というものを評価しようということがあるわけですが、地方に行っているような環境問題に取り組む中で、地域社会の中での受けとめ方というのは都市住民とは違った形の受けとめ方がなされていて、これは非常に難しい問題だと思います。実際に情報がそこで提供されていても、見ない、聞かない、言わないというような形でしかそれが受けとめられていないというのが一つ背景にあるのではないかと思います。

○村松昭夫君 行政がどうして情報を公開しないのかということ考えていることだけを言いたいと思うのですが、二つありまして、一つは、やはり都合の悪い情報があるのだから、率直に私は、そういうのがあるのだからと思います。

しかし、もう一方では、こんな情報をどうして公開しないのかと思う情報さえ公開しないという局面があると思うのです。それは、僕は基本的には民主主義の問題だと思うのですが、いわゆる行政側が、もっと住民、国民を信頼をするというか、私は先ほども住民参加のところで強調したのですけれども、住民というのは非常に経験を持っているし、知識もあるし、情報を持っている、そういうのを本当に吸収していくことの方がよりいい方向になるのだということについての確信がないのだからと思うのです。

もっと言うと、そういうことで本当にすばらしい行政を進めたという経験がないことが、同じような、だんだん情報を隠していくという方向に逆に行っているのではないか。本質的にはそれは民主主義の成熟度の問題だと言ってしまうとそれまでなのですが、そんなふうなことを思っております。

○島津康男君 辻元先生と同じで、一番後になりますと言ったことがなくなっています。

次元の低い話ですけれども、先生方、一度アセスの準備書、これをばらばらとでも見ていただき

たいと思うのです。どんなものかということがわかりになると思います。つまり、情報公開というものの中心が今そういう文書による公開なのですけれども、その書き方の下手なこととか、わかりにくいこととかいうか、英語で言うと、リダブルでないですね。理解させようというふうになっていない。これは、悪く言えば、知らせたくないというふうな、誤解かもしれないけれども、そう思う人がいる。だから、そういうレベルにあるということから始めていかなくちゃいけない。

以上でございます。

○辻元委員 長時間にわたりまして、どうも本当にありがとうございました。

私の質問はこれで終わります。

○佐藤座長 これにて委員からの質疑は終了いたしました。

この際、一言ごあいさつ申し上げます。

意見陳述者の方々におかれましては、長時間にわたり貴重な御意見をお述べいただき、まことにありがとうございました。

拝聴いたしました御意見は、法案の審査に資するところ極めて大なるものと存じます。ここに厚く御礼を申し上げます。

また、この会議開催のため格段の御協力をいただきました関係各位に対しまして、深甚なる謝意を表する次第であります。

これにて散会いたします。

午後四時三十一分散会